
経済産業省 委託調査

平成26年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

海外の民間団体における 模倣品等対策に関する調査

報 告 書

平成27年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

I. 調査の背景と目的.....	1
II. 海外の民間団体における模倣品対策の現状と分析.....	2
1. 海外の民間団体における模倣品対策の現状調査の概要.....	2
2. 海外の各民間団体における模倣品等対策の現状と分析.....	3
(1) Confederation of Indian Industry (CII)	4
(2) Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI)	13
(3) FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy (FICCI CASCADE)	21
(4) HIỆP HỘI CHỐNG HÀNG GIẢ VÀ BẢO VỆ QUYỀN SỞ HỮU TRÍ TUỆ CỦA CÁC DOANH NGHIỆP CÓ VỐN ĐẦU TƯ NƯỚC NGOÀI TẠI VIỆT NAM (VACIP)	28
(5) European Association for Business and Commerce (EABC)	32
(6) Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan (MIAP)	36
(7) Brand Owners' Protection Group (BPG)	40
(8) REACT.....	44
(9) QUALITY BRANDS PROTECTION COMMITTEE OF CHINA ASSOCIATION OF ENTERPRISES WITH FOREIGN INVESTMENT (QBPC)	48
(10) Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, International Chambers of Commerce (ICC BASCAP)	51
(11) Global Anti-Counterfeiting Group (GACG)	67
(12) Comité Colbert.....	71
(13) International Anti Counterfeiting Coalition (IACC)	75
(14) BSA The Software Alliance (BSA)	82
(15) Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy	89

III. 我が国産業団体と海外民間団体との連携の状況及び今後の連携可能性.....	102
1. 我が国産業団体との調査結果の共有.....	102
2. 我が国産業団体等と海外民間団体との連携の状況及び今後の連携可能性.....	107
(1) (一社)日本知的財産協会（JIPA）	107
(2) (一社)日本ベアリング工業会（JBIA）	108
(3) (一社)日本自動車工業会（JAMA）	109

I. 調査の背景と目的

日本企業の模倣品等による被害は、主な模倣品製造国である中国から全世界へ拡大している状況にあり、製造国のみならず模倣品が流入している市場国でも模倣品対策の重要性は増している。また、欧米企業も同様に被害を被っており、政府と連携した本国での対策に加え、製造国や市場国の現地での対策も進められているところである。

本調査は、被害発生国において設立された民間団体や本国サイドで設立された民間団体の模倣品対策の動向や活動成果について調査を行い、今後の模倣対策のあり方についての検討の参考とするとともに、それら団体との連携・協働の可能性等について分析することを目的としておこなったものである。

II. 海外の民間団体における模倣品対策の現状と分析

1. 海外の民間団体における模倣品対策の現状調査の概要

本調査では、被害発生国において設立された民間団体及び、欧米諸国において設立された民間団体等合わせて約 15 団体を調査対象とし、団体の概要と活動の概要を模倣品対策の視点で調査し、団体による模倣品対策の特徴を分析した。

調査は、各団体のウェブサイトに掲載されている情報の調査を基本とし、一部、現地のジェトロ事務所等の協力を得て情報を得た他、各団体と連携実績のある我が国産業団体へのヒアリングにより情報を得た。

図表 II-1 本調査で調査対象とした民間団体

	原語／英語正式団体名称	正式 団体略称	日本語団体名称 (弊社仮訳)	本所 所在国
被害発生国で設立された民間団体				
1	Confederation of Indian Industry	CII	インド工業連盟	インド
2	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry	FICCI	インド商工会議所 連合会	インド
3	FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy (注)FICCI の内部委員会であるが、充実した模倣品対策を行っているため、別途一団体として整理。	FICCI CASCAD E	インド商工会議所 連合会（経済破壊模倣活動対策委員会）	インド
4	Viet Nam Anti-Counterfeiting and Intellectual Property Protection Association of Foreign Invested Enterprises	VACIP	ベトナム反模倣品 及び知財保護外資 系企業協会	ベトナム
5	European Association for Business and Commerce	EABC	－	タイ
6	Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan	MIAP	インドネシア反模倣協会	インドネシア
7	Brand Owners' Protection Group	BPG	ブランド所有者保護グループ	UAE
8	REACT	REACT	－	オランダ
9	QUALITY BRANDS PROTECTION COMMITTEE OF CHINA ASSOCIATION OF ENTERPRISES WITH FOREIGN INVESTMENT	QBPC	中国外商投資企業協会 優良ブランド保護委員会	中華人民共和国
欧米諸国で設立された民間団体				
10	Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, International Chambers of Commerce	ICC BASCAP	国際商業会議所 BASCAP	フランス

	原語／英語正式団体名称	正式 団体略称	日本語団体名称 (弊社仮訳)	本所 所在国
11	Global Anti-Counterfeiting Group	GACG	(国際反模倣団体)	フランス
12	Comité Colbert	—	コルベール委員会	フランス
13	International Anti Counterfeiting Coalition	IACC	国際模倣対策連合	米国
14	BSA The Software Alliance	BSA	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス	米国
15	Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy (注)団体ではなく国際会議	—	—	スイス

2. 海外の各民間団体における模倣品等対策の現状と分析

本調査で調査対象とした、海外で模倣品対策を行っている団体の概要と模倣品対策の概要や特徴を以下に整理する。

各団体とも、団体の概要と模倣品対策の概要を同じ枠組みで整理することによって、団体による模倣品対策の特徴を明らかにしている。

図表 II-2 本調査で調査対象とした民間団体の模倣品対策の整理の枠組み

(1) 団体名

① 団体概要

② 団体による模倣品対策の概要

団体による模倣品対策の概要を、以下の7分類に分けて整理している。

a) 調査研究

b) 政策提言

c) メンバー間でのノウハウ等共有

d) 政府や関連団体等との連携

e) シンポジウム開催

f) 消費者啓発

g) その他

(1) Confederation of Indian Industry (CII)

※特に記載のない限り、CII ウェブサイトより

①団体概要

原 語 正 式 名 称	Confederation of Indian Industry
英 語 正 式 名 称	Confederation of Indian Industry
正式略称	CII
日 本 語 正 式 名 称 (名 称 仮 和 訳)	(インド工業連盟) ¹
Web サイト URL	http://www.cii.in/
設立年	1895 年 (現在の名称となったのは 1992 年)
本 所 所 在 地	インド・ニューデリー
設立経緯	CII は、メーカー5 社 (いずれもベンガル州通商産業評議会の構成員) がエンジニアリング・鉄鋼協会 (EITA) の設立に協力したことが設立のきっかけとなっている。EITA はその後、数度に亘って名称を変え、インド政府が経済の自由化を進めたのをきっかけとして、1992 年にインド工業連盟 (CII) という現在の名称となった上、セクター間の連携強化を目的とする体制が整った。
ミ ッ シ ョ ン	インドの経済的発展における産業界の役割を明確化し、強化すること。 インド経済の成長と発展をもたらす触媒として行動すること。 社会に対する産業界のコミットメントを強化すること。 最新情報・データを産業界や政府に提供すること 品質、環境、エネルギー管理、消費者保護に関する自覚を促すとともに、 産業界の努力を支援すること。 小規模セクターの競争力を向上させるための特別な必要性を明確化し、こ れに対処すること 他の組織との協調を促進すること。 インドの産業界のグローバル化や世界経済への統合に向けて作業を行うこ と。
組織体制	代表者 President : Ajay S. Shriram 全国知的財産権委員会 ² (National IPR Committee) を設置し、その傘下に エンターテインメント、日用消費財 (fast moving consumer goods : FMCG)、 出版、情報通信技術 (Information and Communications Technology : ICT) の 4 つの小委員会がある (模倣品に特化した委員会は設置されておらず、全国 知的財産権委員会の中で模倣品についても扱っている)。なお、国内知的財 産権委員会のメンバーは、多国籍企業とインド企業がおおよそ半数ずつとな っている。 事務局に知的財産の組織として、知的財産権 (IPR) と技術 (Technology)

¹ JICA 「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」より。

<<http://www.jica.go.jp/india/office/activities/project/25.html>>

² 和訳は三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)による。

が置かれている。知的財産権チームは 5 人からなり、部門長 (Director) 1 名の下に、全国知的財産権委員会の担当 1 名、調査担当 1 名、イベントマネージメントの担当 2 名となっている³。

なお、国内外に拠点を多数設置している (国内 : 64、海外 : 7)。

構成員 7816 団体 (企業、公的団体、民間団体) (2014 年)

会員 : 6932
 準会員 : 15
 民間団体 (Association) : 232
 公的団体 (Institutional) : 637

なお、参加団体名は非公開

構成員の規模別構成

小企業 : 3524 (45%)
 中企業 : 1916 (25%)
 大企業 : 1510 (19%)
 団体 : 866 (11%)

体制図 掲載なし

加入条件

Web 上から申請書をダウンロードして郵送等で申請。申請のためには 2 名からの推薦が必要

会費

* 入会金は、企業規模に応じて異なり、下の基準で定められている。

(単位 : インドルピー)

製造業	区分	区分の基準 (プラント及び機械への投資額)	入会金
	零細企業	250 万ルピー以下	1,500
	小企業	250 万ルピー超 5,000 万ルピー以下	1,500
	中企業	5,000 万ルピー超 1 億ルピー以下	5,000
	大企業	「零細」「小」「中」のいずれにも当てはまらない企業	10,000
サービス業	区分	区分の基準 (設備投資額)	入会金
	零細企業	100 万ルピー以下	1,500
	小企業	100 万ルピー超 2,000 万ルピー以下	1,500
	中企業	2,000 万ルピー超 5,000 万ルピー以下	5,000
	大企業	「零細」「小」「中」のいずれにも当てはまらない企業	10,000

(単位 : インドルピー)

会員区分による入会金と年会費

会員区分			
	会員	○インドにおける製造業及び関連コンサルティング業 (エンジニアリング、技術、マネジメント)、	入会金
			零細企業 : 1,500 小企業 : 1,500 中企業 : 5,000 大企業 : 10,000
		○サービス業 (銀行を	年会費 (年間総売上別)

³ (独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) ニューデリー事務所によるヒアリング結果 (2014 年 12 月)。

		含む金融機関、法律事務所、病院、観光業、映画業、メディア（印刷・電子媒体）、デジタルエンターテインメント、広告、出版、ファッション）	300 万ℓ [°] -未満： 5,000 300 万ℓ [°] -超 500 万ℓ [°] -未満： 8,000 500 万ℓ [°] -超 1 千万ℓ [°] -未満： 11,000 1 千万ℓ [°] -超 5 千万ℓ [°] -未満： 15,000 5 千万ℓ [°] -超 1 億ℓ [°] -未満： 20,000 1 億ℓ [°] -超 1.5 億ℓ [°] -未満： 25,000 1.5 億ℓ [°] -超 2.5 億ℓ [°] -未満： 30,000 2.5 億ℓ [°] -超 4 億ℓ [°] -未満： 40,000 4 億ℓ [°] -超 10 億ℓ [°] -未満： 50,000 10 億ℓ [°] -超 25 億ℓ [°] -未満： 65,000 25 億ℓ [°] -超 50 億ℓ [°] -未満： 80,000 50 億ℓ [°] -超 75 億ℓ [°] -未満： 95,000 75 億ℓ [°] -超 100 億ℓ [°] -未満： 110,000 100 億ℓ [°] -超 200 億ℓ [°] -未満： 130,000 200 億ℓ [°] -以上： 150,000
	準会員	外国企業のインド駐在員事務所（インド中央銀行の認可が必要）。ただし現地法人として商業活動を開始した場合には「会員」に区分を変更可能	入会金：10,000 年会費：50,000
	産業団体会員（全国）	全国規模の産業団体	入会金：2,000 年会費：25,000
	産業団体会員（地域単位）	地域単位の産業団体	入会金：1,000 年会費：15,000
	専門機関会員（全国）	全国規模の専門機関。調査・開発、技術改善、資源探査等、産業界が関心を持つ情報を収集と発信していること。ただし産業団体ではないこと	入会金：2,000 年会費：25,000
	専門機関（地域単位）	地域単位の専門機関。調査・開発、技術改善、資源探査等、産業界が関心を持つ情報を収集と発信していること。ただし産業団体ではないこと	入会金：1,000 年会費：15,000
構成			

	会員： 6932 準会員： 15 民間団体：232 公的団体：637
団体の組織的位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

知的財産権侵害の現状や知的財産の保護手段等に関する調査研究を実施している。

◆Socio-Economic Impact of Piracy in the Publishing Sector（2014年7月10日）⁴

書籍の出版分野における模倣品による経済的影響について調査を行い、インド政府に対して政策提言を行っているほか、研究や教育などへの影響を含む社会的影響についても論じている。

◆Border Measures to Protect Intellectual Property（2011年6月1日）⁵

知的財産権に関連する法律に関する基礎的知識を解説するテキストであり、利用者の便宜に配慮して、平易な内容・表現にするよう工夫を行っている（たとえば、法律用語を可能な限り用いず、脚注も限定的に付している）。本テキストは一般に向けて販売されている。

b)政策提言

政策提言に関して独立のページを設けている訳ではないものの、調査研究報告書⁶や年次報告書⁷の中に政策提言を行うものが見られる。なお、現在は特に並行輸入の問題に着目しているとのことである⁸。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

自動車産業、革製品産業、プラスチック・ポリマー産業、布製品産業を対象に、知的財産権やその保護の手續に関する自覚を持ってもらうとともに、保護可能な技術革新につい

⁴ CII, Socio-Economic Impact of Piracy in the Publishing Sector.

< <http://cii.in/Publicationform.aspx?PubID=41043&ty=pub> >

⁵ CII, Border Measures to Protect Intellectual Property.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=4816&ty=pub> >

⁶ CII, Socio-Economic Impact of Piracy in the Publishing Sector.

⁷ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.

⁸ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

て助言を与えることを主な目的として、知的財産自覚プログラム（IP Awareness Program）を実施している。なお、各プログラムにつき、それぞれ成果報告書「Report on Cluster Level IP Awareness Program for Auto Cluster」（2014 年 1 月 14 日）⁹、「Report on Cluster Level IP Awareness Program for Leather Cluster」（2014 年 1 月 14 日）¹⁰、「Report on Cluster Level IP Awareness Program for Plastic/Polymer Cluster」（2014 年 1 月 13 日）¹¹、「Report on Cluster Level IP Awareness Program for Textile Cluster」（2014 年 1 月 13 日）¹²を発行している。

また、知的財産に関する教育コースを 6 コース持っており、基礎コース 1 コースと、アドバンスコース 5 コースがある。アドバンスコースは、IT（1 コース）、エンターテインメント（1 コース）、Lifescience（3 コース）に分かれている¹³。そして、個別のテーマに関するプログラムとして、「特許申請制度に関する訓練プログラム（Training programme on Patent Filing Sysytems）」¹⁴や「特許調査・分析に関する訓練プログラム（training programme on Patent Search & Analysis on Training : PATSAT）」も提供している¹⁵。

このほか、会員向けに定期的にニュースレターが発出されたり¹⁶、コンサルティングサービスが提供されたりする¹⁷等、メンバー間での情報共有が進められている（但し、知的財産権に特化したものは見られない）。

d)政府や関連団体等との連携

グローバルな戦略的連携を推進しており、106 ヶ国の 312 機関と提携を進めている（連携対象の団体のリストは見当たらない）。たとえば、2013 年には日本知的財産協会（Japan Intellectual Property Association : JIPA）がCIIを訪問したほか、CII主催の第 7 回反模倣品・反海賊版国際会議（International conference on Anti-counterfeiting & Anti-piracy）¹⁸にも参加し、模倣品対策についてのプレゼンテーションを行った¹⁹。また、シンガポールやアメリカ合衆国通商代表部（Office of the United States Trade Representative : USTR）、欧州特許庁

⁹ CII, Report on Cluster Level IP Awareness Program for Auto Cluster.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37437&ty=pub> >

¹⁰ CII, Report on Cluster Level IP Awareness Program for Leather Cluster.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37461&ty=pub> >

¹¹ CII, Report on Cluster Level IP Awareness Program for Plastic/Polymer Cluster.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37436&ty=pub> >

¹² CII, Report on Cluster Level IP Awareness Program for Textile Cluster.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37430&ty=pub> >

¹³ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014 年 12 月)。

¹⁴ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.

¹⁵ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.

¹⁶ CII, Journals and Newsletters.

< <http://www.cii.in/NewsLetter.aspx?enc=PuO5CCh0+R5Vy5wBSXovVw==>>

¹⁷ CII, Consulting Services.

< <http://www.cii.in/ConsultingServices.aspx?enc=fSTC8XiYaIuWcrOJ/n1U2Q==>>

¹⁸ 和訳は日本知的財産協会による。

< http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/1310india.htm >

¹⁹ 日本知的財産協会ウェブサイトより。

< http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/1310india.htm >

(European Patent Office : EPO) (窓口は欧州ビジネス・技術センター (European Business and Technology Centre : EBTC)) などとのミーティングを行ったことがある²⁰ほか、防衛研究開発機構 (Defence Research Development Organisation : DRDO) と共同で、IT・サイバースペースにおける知的財産権に関する発展ワークショップ (DRDO Advanced Workshop On IPR Issues in IT & Cyberspace) を開催している²¹。このほか、法執行機関の職員における知的財産に関する認識を向上させることを目的として、警察・税関職員との対話型セッションを開催し、訓練の機会を提供している²²。

また、中小企業庁²³ (Ministry of Micro Small and Medium Enterprises) からの資金提供を受けて、インド国内3か所に、中小企業による知的財産の活用を促進することを目的として「中小企業知的財産権振興センター²⁴ (Intellectual Property Facilitation Centre : IPFC)」を設立している。なお、IPFCはAndhra Pradesh技術開発センター (Andhra Pradesh Technology development Center : APTDC) とともに、官民連携イニシアティブ (Public Private Partnership Initiatives) を推進している²⁵。

知的財産振興センター (Intellectual Property Facilitation Centre : IPFC)

インド中小企業庁による「National Manufacturing Competitiveness Programme (NMCP)」という、国内製造業の競争力の強化を目的としたプログラムに基づき、インド中小企業庁はグラント提供スキームである「Scheme for "Building Awareness on Intellectual Property Rights" (IPR) for the Micro, Small & Medium Enterprises (MSME)」²⁶を設置している。知的財産振興センター (Intellectual Property Facilitation Centre : IPFC) は、本グラント提供スキームを利用して設立された組織である。

本スキームにおけるグラント額は最大で1件あたり650万ルピーであり、知的財産振興センターは現在、28か所に設置認可が下されている²⁷。

IPFCの設置目的は、以下の点にある²⁸。

- 特許・商業デザイン・企業秘密等に関する情報検索・マッピング等のための電子化された機器を提供すること。
- 助成金・地理的表示 (Geographical Indications : GI)・商業デザイン・商標等の申請を行うための基本情報を提供すること。
- 技術の移転や商業化を促進すること。
- 技術提携や需要の喚起の可能性を探ることを目的とした、潜在的顧客との協働を促進すること。
- 最善の知的財産権実務に関する情報を提供すること。

²⁰ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

²¹ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.. 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²² CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.

²³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁵ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.

²⁶ インド中小企業庁公式サイト<<http://www.dcsmse.gov.in/schemes/IPRDetail.pdf>>

²⁷ インド中小企業庁公式サイト<<http://www.dcsmse.gov.in/IPFC.pdf>>

²⁸ Guidelines for implementation of the scheme "Building Awareness on Intellectual Property Rights" (IPR) for the Micro, Small & Medium Enterprises (MSME) under NMCP, 11.(ii).

- 国内機関・国際機関に申請書の提出を行う際や、技術移転契約に関するその他の文書を作成する際のガイダンスを行うこと。
- 特許の侵害や商業デザインの複製等に関する問題に対して利用可能な法的救済策に関する助言を与えること。

【参考】設置主体および所在地リスト <<http://www.dcmsme.gov.in/IPFC.pdf>>

1. Biotech Consortium India Ltd., New Delhi (New Delhi)
2. WB State Council of Science & Technology (Kolkata)
3. Gujarat Council of Science & Technology (Gandhinagar)
4. NI-MSME (Hyderabad)
5. Kerala State Council of Science, Technology & Environment (Thiruvananthapuram)
6. Council of Science & Technology, UP (Lucknow)
7. Punjab State Council of Science & Technology (Chandigarh)
8. State Council of Science, Technology & Environment, HP (Shimla)
9. Tamilnadu State Council of Science & Technology (Chennai)
10. FICCI (New Delhi)
11. CII (Mysore)
12. CII (Indore)
13. National Chemical Lab. (Pune)
14. MP Council of Science & Technology (Bhopal)
15. NRDC (Bangalore)
16. Uttarakhand Council of Science & Technology (Dehradun)
17. Manipur State Technology Council (Imphal)
18. FISME, New Delhi (Delhi)
19. FISME, New Delhi (Bangalore)
20. FISME, New Delhi (Hyderabad)
21. Haryana State Council for Science & Technology (Hisar / Panchakula)
22. Tripura State Council for Science & Technology (Agartala)
23. CII, New Delhi (Gandhinagar)
24. NIESBUD, Noida (Noida)
25. FFED, Kannauj (Kannauj)
26. BBNI Association (Baddi)
27. FICCI, New Delhi (Guwahati)
28. IDEMI, Mumbai (Mumbai)

e)シンポジウム開催

知的財産権関連の法制度や保護対策等をテーマとするシンポジウムを企業等向けに多数開催している。

* Awareness Program on Commercialization of Geographical Indication, Sep 26, 2014
India

* Seminar on IPR & Biodiversity, Sep 30, 2014 Thiruvananthapuram Kerala India

* IPR for MSMEs, Oct 08, 2014 India

- * Intellectual Property Rights for MSMEs, Oct 10, 2014 India
- * One Day Seminar on America Invents Act (AIA), Oct 10, 2014 Pune Maharashtra India
- * Seminar on Madrid Protocol " New opportunity for Indian Brand Owners to file trademarks abroad", Oct 17, 2014 Chennai Tamil Nadu India
- * Seminar on Intellectual Property Rights & Biodiversity, Nov 28, 2014 Chennai Tamil Nadu India
- * LITCON - Conference on IP Litigation Strategies for Business Success, Dec 06, 2014 India
- * アメリカ・インドにおける知的財産権制度に関する会議 (A session on IPR systems in US & India) ²⁹

f)消費者啓発

毎年、企業関係者や学生などを対象として、「反模倣品・反海賊版国際会議 ³⁰ (International Conference on Anti counterfeiting & Anti Piracy)」を開催している。

また、世界知的所有権機関 (WIPO) が定めた「世界知的所有権の日 (World IP Day)」³¹ に、包括的な知的財産戦略の展開に関する対話を行うため、CIIとインド政府、州政府が共同で全国知的財産サミット (National IP Summit) を開催している。なお、本事業に関する成果報告書「National IP Summit: Towards Building a Strong IP Ecosystem in the States」(2014年1月8日) ³²を発行している。

g)その他

◆年次報告書の発行

毎年、年次報告書 (Annual Report) を発行しており、2012～2013年の「Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights」(2014年1月24日)³³では、CIIが2012年から2013年にかけて行った、政策に関する主張、知的財産に関する訓練・能力開発、知的財産に関する表彰・促進、連携強化、教育といった取り組みの概要を紹介している。

²⁹ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.. 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³¹ 訳語は特許庁サイト<<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/rekishu/1304-111.htm>>による。

³² ICC, National IP Summit: Towards Building a Strong IP Ecosystem in the States.
<<http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37327&ty=pub>>

³³ CII, Annual Report (2012-13) on CII National Initiatives in Intellectual Property Rights.
<<http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37678&ty=pub>>

◆表彰

知的財産の領域におけるインド国家・産業の発展や知的財産の重要性に対する関心を高めるため、特許・商標・意匠の分野で貢献したことを理由として、企業、大学・研究機関、団体、個人に対して毎年National Intellectual Property (IP) Awardsを授与している。選定基準としては、知財権の登録件数が多いこと、過去5年間に知財ポートフォリオを増大させていること、実施やライセンスにより知財権を適切に活用していること、研究開発費や研究者数が多いことその他、模倣品を製造せず他からライセンスを受けていることも挙げられており、知財権の強化に向けて取り組んでいることを表彰している。なお、本件については、成果報告書「National Intellectual Property (IP) Awards 2013」（2014年1月21日）³⁴を発行している。

さらに、知的財産権の保護に貢献した警察や税関の職員を対象として表彰を行っているとのことである³⁵。

³⁴ CII, National Intellectual Property (IP) Awards 2013.

< <http://www.cii.in/Publicationform.aspx?PubID=37618&ty=pub> >

³⁵ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

(2) Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI)

※特に記載のない限り、FICCI ウェブサイトより

①団体概要

原語正式名称	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry														
英語正式名称	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry														
正式略称	FICCI														
日本語正式名称 (名称仮和訳)	インド商工会議所連合会 ³⁶														
Web サイト URL	http://www.ficci.com/														
設立年	1927 年														
本所所在地	インド・ニューデリー														
設立経緯	FICCI は、インドの産業界の声を代弁することを目的として、非政府・非営利組織として設立された。														
ミッション	保健、教育、生活、統治、技能習得を含む、迅速かつ包括的、持続可能な成長を支援する取り組みを推進すること。 インドの産業界の効率性や世界的競争力を向上させるとともに、特化されたサービスや世界的な協調関係を通じて、国内・国外市場における事業機会を拡大すること														
組織体制	代表者 President : Sidharth Birla 知的財産権部門 (FICCI IPR Division) が設置されている。 構成員 企業会員 : 185 企業準会員 : 1,302 団体会員 : 304 (2015 年 1 月時点) 日系企業としては、スズキ、パナソニック、三菱東京 UFJ 銀行、トヨタ等が加入している。(企業会員のみ確認) 体制図 掲載なし 加入条件 Web 上から申請書をダウンロードして郵送等で申込。申請のためには 2 名からの推薦が必要 会費 <table border="1"> <tr> <td>(入会金と年会費、単位：インド ルピー) 企業会員</td><td>年会費：700,000</td></tr> <tr> <td>企業準会員</td><td>年会費：未記載</td></tr> <tr> <td>団体会員 (2 会員の推薦が必要)</td><td>入会金：10,000</td></tr> <tr> <td>年間収入 (gross) が 200,000 ルピー以下</td><td>年会費：6,000</td></tr> <tr> <td>年間収入 (gross) が 200,000 ルピー超、 500,000 ルピー以下</td><td>年会費：8,000</td></tr> <tr> <td>年間収入 (gross) が 500,000 ルピー超、 1,000,000 ルピー以下</td><td>年会費：12,000</td></tr> <tr> <td>年間収入 (gross) が 1,000,000 ルピー超</td><td>年会費：15,000</td></tr> </table>	(入会金と年会費、単位：インド ルピー) 企業会員	年会費：700,000	企業準会員	年会費：未記載	団体会員 (2 会員の推薦が必要)	入会金：10,000	年間収入 (gross) が 200,000 ルピー以下	年会費：6,000	年間収入 (gross) が 200,000 ルピー超、 500,000 ルピー以下	年会費：8,000	年間収入 (gross) が 500,000 ルピー超、 1,000,000 ルピー以下	年会費：12,000	年間収入 (gross) が 1,000,000 ルピー超	年会費：15,000
(入会金と年会費、単位：インド ルピー) 企業会員	年会費：700,000														
企業準会員	年会費：未記載														
団体会員 (2 会員の推薦が必要)	入会金：10,000														
年間収入 (gross) が 200,000 ルピー以下	年会費：6,000														
年間収入 (gross) が 200,000 ルピー超、 500,000 ルピー以下	年会費：8,000														
年間収入 (gross) が 500,000 ルピー超、 1,000,000 ルピー以下	年会費：12,000														
年間収入 (gross) が 1,000,000 ルピー超	年会費：15,000														

³⁶ 一般社団法人横浜インドセンター「インド商工会議所連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry)」より。

<<http://www.yokohama-india-centre.jp/article/13340357.html>>

団体の組織的 位置づけ	—
----------------	---

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

知的財産権侵害の現状や知的財産の保護手段等に関する調査研究を実施している。

* Pilot Study on IPR Issues Faced by Ayurveda Base MSME Industries (2011 年 11 月)³⁷

* Report on Industry Consultation on Piracy (2011 年 10 月)³⁸

b)政策提言

政府に対して、知的財産権のあり方に関する具体的な立法提案を含む政策提言を行っている。

◆FICCI Suggestions on Draft National Competition Policy³⁹

インドの競争政策と知的財産権の関係について、(1) 競争政策が現行法の基本原則と抵触するのを避けるため、適切な配慮を行うことが必要であるということや、(2) 立法者意思に背くことになるため、競争政策に制限的な規定を導入したり、そのような解釈を行ったりすることは避けるべきであるということを提言している。公表年月日不明。

◆Ministry of Information & Broadcasting Issued Notices to Combat piracy of Films & Music⁴⁰

シネマコンプレックスが模倣品被害の温床となっていることを背景として、シネマコンプレックスの運営事業者に対して模倣品対策の映像を提供した上で、来場者に対してそれを見せることを義務付けることを提言している。公表年月日不明。

◆FICCI's Suggestions on Proposed National Intellectual Property Policy（公表年月日不明）⁴¹

インドの経済的・社会的発展のために知的財産の利用を推進・保護・育成することを目的とする、知的財産・革新政策（National Intellectual Property and Innovation Policy）の確立を提言している。公表年月日不明。

³⁷ FICCI, Pilot Study on IPR Issues Faced by Ayurveda Base MSME Industries.

< <http://www.ficci.com/publication-page.asp?spid=20149> >

³⁸ FICCI, Report on Industry Consultation on Piracy.

< <http://www.ficci.com/publication-page.asp?spid=20151> >

³⁹ FICCI, FICCI Suggestions on Draft National Competition Policy.

< <http://www.ficci.com/SEdocument/20174/FICCI-competition-policy.pdf> >

⁴⁰ FICCI, Ministry of Information & Broadcasting Issued Notices to Combat piracy of Films & Music.

< <http://www.ficci.com/SEdocument/20175/FICCI-policy-MIB.pdf> >

⁴¹ FICCI, FICCI's Suggestions on Proposed National Intellectual Property Policy.

< <http://www.ficci.com/SEdocument/20170/ip-policy.pdf> >

◆FICCI Suggestions on Discussion Paper on Utility model Proposed by Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP)⁴²

実用新案に関するディスカッションペーパーについて、インドに実用新案の制度を導入することには賛成であるという前提の下、他国の取り組みを参照して適切な内容とすること等を提言している。公表年月日不明。

◆FICCI's Position on Section 3(D) of the Patents Act, 1970⁴³

インド特許法第3条(d)項に規定されている「エバーグリーンング (ever-greening) 条項（仮に新たに医薬品が開発されても、既知物質の代謝物質・エステル・配合剤などは、有効性に関して有意な差が無い場合、全て同一物質とみなし改良薬として特許を認めないとする規定）を今後も維持し続けるべきことを主張している。

◆FICCI's Position on Compulsory Licensing⁴⁴

強制実施権（Compulsory Licensing）に関する手続きは簡略化され、かつ利用が容易であるべきであることや、すべての疾患について強制実施権の適用があるべきことなどについて主張している。公表年月日不明。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

FICCIは、メンバーが世界中の企業や機関と協力関係を構築するのを支援したり、外国人も参加可能な人材育成プログラムとして、5つのオンラインコース（Webinar）の提供を行ったりしている。プログラム（有料）は英語で実施され、インドの知的財産法制度や特定の業界における知的財産などを取り上げるものとなっている⁴⁵。

d)政府や関連団体等との連携

FICCIは、中央政府や州政府、様々な省庁との間で密接な関係を築いている。たとえば、以下のようなフォーラムへの参加や会議の共同開催を行っている。

* Industry Consultation on "MIB's⁴⁶ Task Force Recommendations on Piracy" (2011年10月17日) WIPO International Forum on the "Creativity Inventions - A Better Future for Humanity in the 21st Century" (2009年11月11-13日)

⁴² FICCI, FICCI Suggestions on Discussion Paper on Utility model Proposed by Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP).

< <http://www.ficci.com/SEdocument/20179/UM.pdf>>

⁴³ FICCI, FICCI's Position on Section 3(D) of the Patents Act, 1970.

< http://www.ficci.com/SEdocument/20142/Report_on_section_3d.pdf>

⁴⁴ FICCI, FICCI's Position on Compulsory Licensing.

< <http://www.ficci.com/SEdocument/20143/Compulsory-Licensing.pdf>>

⁴⁵ JIPA 会員企業ヒアリングより。

⁴⁶ MIB とは、Ministry of Information & Broadcasting（情報通信・放送省）の略称である。

* WIPO Inter-Regional Forum on The Role of Intellectual Property In The Innovative Economy (2008 年 11 月 26-27 日)

* WIPO-FICCI-NBAI⁴⁷ : Conference on IPR (2012 年 7 月 24-25 日)

* Indo-German Conference on Intellectual Property Rights (2011 年 3 月 10-11 日)

* FICCI - EPO - IPO Programme on Prosecuting And Litigating Patents In Europe And India (2008 年 10 月 24 日)

また、2012 年 1 月には(一社)日本知的財産協会 (Japan Intellectual Property Association : JIPA) の訪問を受けている。

このほか、知的財産振興センター⁴⁸ (Intellectual Property Facilitation Centers : IPFC) の開設記念イベントを開催し、2011 年 2 月には同センターの職員を対象としたワークショップを開催している。

知的財産振興センター (Intellectual Property Facilitation Centre : IPFC)

インド中小企業庁による「National Manufacturing Competitiveness Programme (NMCP)」という、国内製造業の競争力の強化を目的としたプログラムに基づき、インド中小企業庁はグラント提供スキームである「Scheme for "Building Awareness on Intellectual Property Rights" (IPR) for the Micro, Small & Medium Enterprises (MSME)」⁴⁹を設置している。知的財産振興センター (Intellectual Property Facilitation Centre : IPFC) は、本グラント提供スキームを利用して設立された組織である。

本スキームにおけるグラント額は最大で 1 件あたり 650 万ルピーであり、知的財産振興センターは現在、28 か所に設置認可が下されている⁵⁰。

IPFCの設置目的は、以下の点にある⁵¹。

- 特許・商業デザイン・企業秘密等に関する情報検索・マッピング等のための電子化された機器を提供すること。
- 助成金・地理的表示 (Geographical Indications : GI)・商業デザイン・商標等の申請を行うための基本情報を提供すること。
- 技術の移転や商業化を促進すること。
- 技術提携や需要の喚起の可能性を探ることを目的とした、潜在的顧客との協働を促進すること。
- 最善の知的財産権実務に関する情報を提供すること。
- 国内機関・国際機関に申請書の提出を行う際や、技術移転契約に関するその他の文書を作成する際のガイダンスを行うこと。
- 特許の侵害や商業デザインの複製等に関する問題に対して利用可能な法的救済策に関する助言を与えること。

⁴⁷ NBAI とは、National Bar Association of India (インド全国弁護士協会) の略である。

⁴⁸ 和訳は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁹ インド中小企業庁ウェブサイト<<http://www.dcmsme.gov.in/schemes/IPRDetail.pdf>>

⁵⁰ インド中小企業庁ウェブサイト<<http://www.dcmsme.gov.in/IPFC.pdf>>

⁵¹ Guidelines for implementation of the scheme “Building Awareness on Intellectual Property Rights” (IPR) for the Micro, Small & Medium Enterprises (MSME) under NMCP, 11.(ii).

【参考】設置主体および所在地リスト <<http://www.dcmsme.gov.in/IPFC.pdf>>

29. Biotech Consortium India Ltd., New Delhi (New Delhi)
30. WB State Council of Science & Technology (Kolkata)
31. Gujarat Council of Science & Technology (Gandhinagar)
32. NI-MSME (Hyderabad)
33. Kerala State Council of Science, Technology & Environment (Thiruvananthapuram)
34. Council of Science & Technology, UP (Lucknow)
35. Punjab State Council of Science & Technology (Chandigarh)
36. State Council of Science, Technology & Environment, HP (Shimla)
37. Tamilnadu State Council of Science & Technology (Chennai)
38. FICCI (New Delhi)
39. CII (Mysore)
40. CII (Indore)
41. National Chemical Lab. (Pune)
42. MP Council of Science & Technology (Bhopal)
43. NRDC (Bangalore)
44. Uttarakhand Council of Science & Technology (Dehradun)
45. Manipur State Technology Council (Imphal)
46. FISME, New Delhi (Delhi)
47. FISME, New Delhi (Bangalore)
48. FISME, New Delhi (Hyderabad)
49. Haryana State Council for Science & Technology (Hisar / Panchakula)
50. Tripura State Council for Science & Technology (Agartala)
51. CII, New Delhi (Gandhinagar)
52. NIESBUD, Noida (Noida)
53. FFED, Kannauj (Kannauj)
54. BBNI Association (Baddi)
55. FICCI, New Delhi (Guwahati)
56. IDEMI, Mumbai (Mumbai)

e)シンポジウム開催

知的財産全般についての議論や発明及び知的財産の活用を目的としたシンポジウムおよびセミナーを企業等向けに多数開催している⁵²。

◆知的財産全般についての議論を目的とするもの

- * Debate on Intellectual Property (2013 年 4 月 17 日)
- * Conference on IP Creation, Protection & Exploitation-A Way Ahead (2013 年 4 月 26 日)
- * Regional seminar on 'Indian Intellectual Property Rights Regime, Changing Trends, Issues' (2013 年 3 月 13 日)
- * Indian Intellectual Property Rights Regime, Changing Trends, Issues (2013 年 2 月 7 日)
- * Conference on National IP Policy (2012 年 4 月 26 日) Debate Competition on Intellectual

⁵²分類は MURC の評価に基づくものである。

Property (2012 年 4 月 10 日) Conference on National IP Strategy (2010 年 4 月 26 日)
Conference on Development and Intellectual Property (IP) (2008 年 9 月 1-3 日)

◆発明及び知的財産の活用の促進を目的とするもの

- * Seminar on Gathering Technical and Commercial Information from EPO's patent information products & Commercialisation of IP (2014 年 11 月 28 日)
- * Seminar on Gathering Technical and Commercial Information from EPO's patent information products & Commercialisation of IP (2014 年 11 月 24 日)
- * Conference on Fostering Innovations and Creativity in Indian Industry through Intellectual Property for Higher Growth Trajectory (2014 年 4 月 26 日)
- * Indo-European Conference on the Role of the Patent System in Fostering Innovation and Technology Transfer (2013 年 11 月 29 日)
- * National IP Seminar on "IPR and Innovation: A Way Forward for SME's" on the occasion of World IP Day (2009 年 4 月 27 日)

◆知的財産権の管理やエンフォースメントの強化を目的とするもの

- * One Day Workshop on Protecting Pharma & Biotech inventions in Europe (2014 年 10 月 30 日)
- * Roundtable on Copyright Enforcement Tool Kit (2014 年 4 月 29 日)
- * Seminar on Importance of IT Compliance in Automobile Industry -Benefits of Strengthening Supply Chain (2014 年 1 月 28 日)
- * Seminar on IP Compliance in Software for MSMEs (2013 年 12 月 17 日)
- * Management Development Programme on "IP Management for Business advantage" (2012 年 7 月 3 日)
- * IP Protect Expo (2012 年 3 月 28-29 日)
- * Launch of Anti-piracy Coordination Cell (2010 年 10 月 15 日)
- * Sensitization Programme on IPR in Software for MSMEs⁵³ (2012 年 10 月 12 日)
- * Sensitization Programme on IPR in Software for MSMEs (2011 年 12 月 21 日)
- * Sensitization Programme on IPR in Software for MSMEs (2011 年 9 月 15 日)
- * Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 7 月 2 日)
- * Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 6 月 4 日)
- * Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 5 月 25 日)
- * Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 5 月 7 日)
- * Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 4 月 30 日)

⁵³ MSME とは、Micro Small and Medium Enterprises (中小企業) の略称である。

* Sensitization Programme on IPR For SMEs (2010 年 3 月 21 日)

◆その他

* One Day National Consultation on Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expressions (2011 年 4 月 26 日) (伝統的知識や文化の取扱いに関する議論を目的とするもの)

* Roundtable on Section 3d of the Patents Act, 1970 (2010 年 5 月 29 日) (特許法の条文に関する議論を目的とするもの)

* FICCI International Conference on Traditional Knowledge (2009 年 11 月 13 日) (伝統的知識の取扱いに関する議論を目的とするもの)

* Seminar on Public Funded R&D (Protection, Utilization and Regulation of Intellectual Property) Bill, 2007 (2008 年 10 月 16 日) (公的資金を受けた研究開発に関する法案に関する議論を目的とするもの)

* FICCI International Conference of Traditional Knowledge (2009 年 11 月)⁵⁴ (伝統的知識の取扱いに関する議論を目的とするもの)

f)消費者啓発

消費者啓発の取り組みとして、世界知的財産の日に関するセミナーを開催しているほか、知的財産に関する認識の向上を目的としたプログラムを実施している。

* World IP Day Seminar (世界知的所有権機関 (WIPO) が定めた「世界知的所有権の日 (World IP Day ; 4 月 26 日)」に合わせたセミナー。2008 年 4 月 26 日)

* Copyright & Trademark Enforcement Sensitization Program (2014 年 6 月 4 日)

* Intellectual Property Awareness Program 2014-15: State level IP Awareness program (2014 年 11 月 1-2 日)

* Intellectual Property Awareness Program 2014-15: State level IP Awareness program (2014 年 10 月 9-10 日)

* Cluster Level IP Awareness Programme for Machine Tool Cluster (2013 年 12 月 20 日)

* FICCI-WIPO-IPO Public Awareness Building Programme on the Madrid System for the International Registration of Marks (2013 年 8 月 30 日)

* Intellectual Property Rights Sensitization Programme (2009 年 3 月 27 日)

* Intellectual Property Rights Sensitization Programme (2009 年 3 月 20 日)

* Intellectual Property Rights Sensitization Programme (2009 年 3 月 6 日)

* Intellectual Property Rights Sensitization Programme (2009 年 2 月 26 日)

* Intellectual Property Rights (IPRs) Sensitization Programme (2009 年 2 月 5 日)

⁵⁴ FICCI, Report on FICCI International Conference of Traditional Knowledge.
< <http://www.ficci.com/publication-page.asp?spid=20152> >

* Intellectual Property Rights (IPRs) Sensitization Programme (2009 年 1 月 22 日)

* Intellectual Property Rights Sensitization Programme (2008 年 12 月 23 日)

g)その他

◆知的財産教育センター

FICCI内部に置かれた知的財産権部門（FICCI IPR Division）では、学生や産業界を対象として知的財産に関する教育を行うための「知的財産教育センター（Intellectual Property Education Centre : IPEC）」⁵⁵を設置している⁵⁶。

◆FICCI CASCADE

FICCI は、模倣品の存在が正規品の販売の減少をもたらすのみならず、健康や安全の崩壊という形で消費者にも影響を与えることになるという認識の下、これに対応することを目的として、2011 年 1 月 18 日、組織内部に模倣品対策の専門委員会「Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy (CASCADE)」を設置した（詳細は FICCI CASCADE に記載）。

⁵⁵ 和訳は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁶ FICCI, Intellectual Property Rights.
<<http://www.ficci.com/sector-overview.asp?secid=24>>

(3) FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy (FICCI CASCADE)

※特に記載のない限り、FICCI ウェブサイトより

①団体概要

原語正式名称	FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy
英語正式名称	FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy
正式略称	FICCI CASCADE
日本語正式名称 (名称仮和訳)	インド商工会議所連合会（経済破壊模倣活動対策委員会） ⁵⁷
Web サイト URL	http://www.ficci-cascade.com/index.php
設立年	2011 年
本所所在地	インド・ニューデリー
設立経緯	近年のインドの経済成長は世界の注目を集めてきたが、このことは国内経済への新たな挑戦をもたらしてきた。現在の挑戦の一つに、模倣品や密輸品の不正取引の増加が挙げられる。模倣品や密輸品は国内の各地域におけるブランドを脅かしているのみならず、世界中に拡散している。禁制品や模倣品はブランドの一貫性を害するとともに、ブランド所有者の評判を落とすことにもなる。このことは、正規品の販売の減少をもたらすのみならず、健康や安全の崩壊という形で消費者にも影響を与えることになる。 以上の考慮に基づき、2011 年 1 月 18 日、FICCI は CASCADE を設置することとした。
ミッション	密輸品・禁制品・模倣品による有害な影響に関する消費者・市民の認識を向上させること。 法執行機関（裁判官、警察官、税関職員など）の能力強化を実施すること。 調査および法制度改革の提案を行うこと。 模倣品の影響についての持続的な自覚の重要性を強調するために法執行機関との交流を図ること。 知的財産関連法を執行すること。 構成員を対象とする定期的なワークショップを通じて法執行の技術・手続・戦略に関する系統的な普及を行うこと。 密輸品・禁制品・模倣品への対策に関するベストプラクティス集を共有すること。 産業団体の構成員を支援するために知識を提供すること。
組織体制	代表者 Chair : Anil Rajput 構成員 会員 17 名 Anil Rajput (ITC Ltd、企業) Rajeev Batra (Hindustan Unilever Ltd、企業) Arijit Sen (Hewlett-Packard、企業) Ashok K Jain (Dabur India Limited、企業)

⁵⁷ 括弧内の和訳は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)による。

	Bejon Kumar Misra (Consumer Online Foundation、消費者団体) Deepak Jacob (Star India、企業) Manoj Kochar (HOMAI、権利者団体) Pankaj Kalra (Hewlett Packard India Sales Pvt. Ltd、企業) Peter van Dorp (Sweetyet Development Ltd.、企業) Meenu Chandra (Microsoft Corporation India Pvt. Ltd.、企業) Rahul Sethi (Ranjan Narula Associates、法律事務所) Rajeev Gulati (Pernod Ricard、企業) Ranjan Narula (Ranjan Narula Associates、法律事務所) Ravi Mathur (GS1 India、国際機関) Shanshak Karnad (KPMG Forensic services、監査法人) Tabrez Ahmad (Organisation of Pharmaceutical Producers of India (OPPI)、事業者団体) Uday Singh (Motion Picture Distributors Association、権利者団体) アドバイザー 2名 Deep Chand (元警察幹部) P.C Jha (元税関幹部) 加入条件 Web 上には FICCI CASCADE に特化した加入条件の記載はない。 会費 Web 上には FICCI CASCADE に特化した会費の記載はない。 体制図 掲載なし
団体の組織的 位置づけ	FICCI の下部組織 (FICCI に設置された委員会)

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

模倣品被害の現状や対策を紹介する調査研究を実施している。

◆模倣品一般の被害・対策を紹介するもの

- * Counterfeiting, piracy & Smuggling in India-Effects and Potential Solutions
- * Counterfeiting, piracy and smuggling: Growing threat to national security
- * Developing A Pro-active Strategy to Curb Counterfeiting : World Anti-Counterfeiting Day 2012
- * Socio-Economic Impact of Counterfeiting, Smuggling and Tax Evasion in Seven Key Indian Industry Sectors (2015 年 1 月には 10 分野を対象とした報告書を公開予定とのこと⁵⁸。)
- * The Good Fight Against Illicit Trade
- * Brand Protection Challenges and Solutions

⁵⁸ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014 年 12 月)。

- * Feedback on IPR Strategy
- * Counterfeiting World's Fastest Growing Industry
- * National IPR Strategy Plan
- * Executive Summary: The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy
- * Counterfeit Products
- * A Review of Statistical Information on Counterfeiting and Piracy
- * Counterfeit and Smuggling in Lebanon sources, impact and suggested solution
- * The Scale of Counterfeiting
- * IP Crime Annual Report 2011 – 2012
- * The Impact of Counterfeiting on Governments and Consumers

◆個別分野の模倣品被害・対策を紹介するもの

- * Hazards Of High Taxes On Tobacco
- * The Global Trade in Smuggled Cigarettes
- * Revenue's Strategy On Combating the Illicit Tobacco Trade (2011 - 2013)
- * Background Document on Counterfeit Medicines in Asia
- * Traffic Report: Online Piracy and Counterfeiting
- * Addressing the Sale of Counterfeits on the Internet
- * Defense Industrial Base Assessment: Counterfeit Electronics

b)政策提言

公開情報の範囲においては、知的財産権のあり方に関する政策提言は見られない。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

FICCI CASCADEは、FICCI構成員を対象とする定期的なワークショップやセミナーを全国各地で開催することを通じて、模倣品や密輸品を阻止することがインド経済には不可欠であると訴えている。FICCI CASCADE事務局へのヒアリングによれば、「セミナー実施後に、参加者から『またやってほしい』と言われるのは、一定の成果と認識している」とのことである⁵⁹。

- * Seminar on 'Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy' – Bhubaneswar (2014 年 11 月 28 日、Bhubaneswar)
- * Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy (2014 年 9 月 18 日、Hyderabad)
- * Seminar on 'Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy'

⁵⁹ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014 年 12 月)。

(2014 年 8 月 5 日、Le Meridian, Bangalore)

- * FICCI CASCADE Conference on Trade in Counterfeit, Pirated and Smuggled Goods - A Threat to India's National Security and Economy (2013 年 9 月 19 日、Imperial Hotel, New Delhi)
- * FICCI-CASCADE Seminar on 'Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy-Punjab & Haryana (2013 年 5 月 23 日、Chandigarh)
- * FICCI-CASCADE Seminar on 'Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy-West Bengal (2013 年 4 月 23 日、Kolkata)
- * FICCI CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy-BIHAR (2013 年 1 月 16 日、Patna)
- * FICCI CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy -MADHYA PRADESH (2012 年 11 月 26 日、Bhopal)
- * FICCI CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy –GUJARAT (2012 年 10 月 9 日、Ahmedabad)
- * FICCI CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy-JAMMU & KASHMIR (2012 年 9 月 13 日、Srinagar)
- * FICCI-CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy-Jaipur (2012 年 8 月 16 日、Jaipur)
- * FICCI-CASCADE Seminar on Curbing Counterfeiting and Smuggling - An Imperative for Indian Economy -UTTAR PRADESH (2012 年 7 月 25 日、Lucknow)
- * FICCI-CASCADE Seminar on 'Curbing Counterfeiting and Smuggling – An Imperative for Indian Economy-Tamil Nadu (2013 年 2 月 22 日、Chennai)

d)政府や関連団体等との連携

FICCI CASCADE は、元警察幹部や元税関幹部をアドバイザーとして迎えているほか、警察に対して年 6、7 回(2014 年はデリー警察に対して 4 回実施)、税関に対して年 4、5 回、司法機関に対して年 3 回程度のセミナーを全国各地で実施している等、関連機関との連携を積極的に行っている。

警察と税関については、メニューはほぼ同一であり、法律の知識および知的財産や侵害はどのようなものかといったことに加え、実際の侵害例、本物と偽物の見分け方を教えている。警察や税関の知的財産に対する意識は非常に薄いのでそれを向上させることが目的であり、実際に事件の処理を行う必要が生じた時にどのように対応すべきかについて理解を深める契機となっている。FICCI CASCADEでは元警察幹部および元税関幹部をアドバイザーとして迎え入れていることから、警察や税関の職員を対象としたセミナーのアレン

ジはそれほど困難ではない⁶⁰。

一方、司法については、州司法研修所（State Judicial Academy）と協働し、判事候補者⁶¹（Training Judge）⁶²を対象に、法律の知識、知的財産の知識を講義している。判事候補者は、治安判事裁判所（Magistrate Court）⁶³の判事（Judge）に任官する可能性があることから、治安判事裁判所が管轄を有する刑事事件が生じた際に手続（令状の発布など）が円滑に進むことを期待している⁶⁴。

なお、「企業が直面している問題点についてはあまり承知していないが、セミナーの際に各企業が執行機関に対して発表を行っており、また、それが対話の契機にもなっている」とのことである⁶⁵。

* Judiciary Roundtable on Smuggling, Counterfeiting and Piracy（2014年7月12日、Chandigarh）

* 税関職員向け研修（2014年9月26日、Chennai）

* 税関職員向け研修（2014年4月30日、Delhi）

* 税関職員向け研修（2014年2月27日、Mumbai）

* 警察職員向け研修・キャパビルプログラム（2014年8月6日、Delhi）

* National Academy of Customs Excise and Narcotics（2013年6月17日、Faridabad）

* 警察職員向け研修（2013年5月23日、Chandigarh）

* 税関職員向け研修（2012年7月2日、Delhi）

e) シンポジウム開催

FICCI CASCADE は、模倣品、海賊版、密輸品による被害やそれらへの対応をテーマとするシンポジウムを企業等向けに開催している。

* Roundtable on Smuggled and Counterfeit Food Products - July 2014（2014年7月24日、New Delhi）

* Socio-economic impact of Counterfeiting and Smuggling Capacity Building Programme（2014年6月18日、Faridabad）

* Roundtable on Copyright Enforcement Tool Kit（2014年4月29日）

* IP Protect Expo - Brand Protection in Action（2014年3月11日、London）

* Roundtable on International Cooperation on Criminal Investigations Related to Spurious Medicines（2012年9月11日、Silver Oak Hall, India Habitat Centre, Lodhi Road, New

⁶⁰ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

⁶¹ 和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶² 司法修習生の内、裁判官になることが決まっている者を指す。2年半の研修期間がある。

⁶³ 下級刑事裁判所を指す。

⁶⁴ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

⁶⁵ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

Delhi)

* INDIAN WOMEN PRESS CORP CONFERENCE (2012 年 2 月 29 日、New Delhi)

* Launch of Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying the Economy (CASCADE) (2011 年 1 月 18 日、FICCI Federation House, New Delhi)

f)消費者啓発

消費者啓発の取り組みとして、模倣品による被害や対策に関するセミナー等の各種啓発活動をメディアや消費者団体との協力の下、全国各地で多数開催しているほか、メディアや教育機関、消費者団体との協力の下、啓発活動を行っている⁶⁶。また、特に、青少年を対象として、教育機関とも協力しつつ、模倣品の問題点を理解させるためのコンテストや論大会、ディベート大会を開催したり、絵画を通じて意識啓発を図るコンテスト等を開催したりしている。

その他、FICCI CASCADE の取り組みや近時の知的財産関連情報を紹介するニュースレター「Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying the Economy」(本委員会名 CASCADE と同じ) を 1～2 か月に 1 件程度の割合で継続的に公表している。

◆一般消費者向け

* World Anti Counterfeiting Day (GACG (国際反模倣団体) が毎年 6 月に設定している「世界反模倣品デー⁶⁷ (World Anti-Counterfeiting Day)」に合わせたイベントをニューデリーで開催)

* National Consumer Rights Week, 2014 (毎年 12 月に開催)

* Consumer Rally- Fight Against Smuggling and Counterfeiting (2014 年 7 月 9 日、Jaipur)

* Cyclothon—Fight Against Counterfeiting and Smuggling (2013 年 12 月 29 日、Lucknow)

* “Kong Posh”- Fighting Against Counterfeiting and Smuggling (2013 年 10 月 30 日、Srinagar)

* Sensitization workshop on Fight Smuggling and Counterfeiting (2013 年 1 月 16 日、RPM College Patna City, Patna)

* Seminar on “Building a Consumer Rights Movement- Empowering the Consumer of Today (2012 年 12 月 20 日、Federation House, FICCI, New Delhi)

* ”National Consumer Rights Meet” on The future of Consumer Rights Movement” (2012 年 12 月 19 日、Federation House, FICCI, New Delhi)

* Hum Kishore Festival 2012 - Grand Finale (2012 年 3 月 4 日、FICCI Auditorium, Tansen

⁶⁶ (独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) ニューデリー事務所によるヒアリング結果 (2014 年 12 月)。

⁶⁷ 和訳は、110611JETRO 北京事務所知的財産権部「GACG 世界反模倣品デー」より。
< http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_2038.html >

Marg , New Delhi)

* FICCI CASCADE "JAGO GRAHAK JAGO" Campaign (2012年2月2日、NCR Delhi)

◆青少年向け

* Elocution Competition: Youth Against Counterfeiting And Smuggling (2014年5月12日、FICCI, New Delhi)

* Felicitation of Winners of the FICCI CASCADE Facebook Art Competetion on Fake and Smuggled (2014年3月24日、New Delhi)

* Youth Against Smuggling and Counterfeiting Debate Competition (2014年2月21日、Delhi Public School, Jammu)

* Inter-College Competition-Youth Against Counterfeiting and Smuggling (2014年1月22日、Magadh Mahila College, Patna)

* Facebook Competition on Capturing Fakes & Smuggled (2014年1月15日、FICCI CASCADE page on Facebook)

*

* Youth festival-Youth Against Counterfeiting and Smuggling (2013年11月28日、Chandigarh)

* FICCI-CASCADE and NIFT Patna organizes youth festival-Youth Against Counterfeiting and Smuggling (2013年8月29日、NIFT, Patna)

* Inter-School Competition in Jaipur (2013年7月24日、Tagore Public School, Shastri Nagar, Jaipur)

* Candle light congregation (2013年4月11日、Lucknow)

* Youth festival, VIPS (2013年3月8日、New Delhi)

* Confluence '13 Youth Against Smuggling and Counterfeiting (2013年3月4日、New Delhi)

* Cross country race (2013年3月2日、New Delhi)

* Youth Festival – Alaav- Consumer Calling (2012年9月14日、Islamic University of Science and Technology, Awantipora, Srinagar)

* “Awareness through Art”, On the Spot Painting Competition on Consumer Rights (2012年12月18日、Federation House, FICCI , New Delhi)

g)その他

2014年に初めて、メンバー企業からのアンケートを基に成績優秀な担当官（警察・税関）に対する表彰を行った⁶⁸。

⁶⁸ (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所によるヒアリング結果(2014年12月)。

(4) HIỆP HỘI CHỐNG HÀNG GIẢ VÀ BẢO VỆ QUYỀN SỞ HỮU TRÍ TUỆ CỦA CÁC DOANH NGHIỆP CÓ VỐN ĐẦU TƯ NƯỚC NGOÀI TẠI VIỆT NAM (VACIP)

※特に記載のない限り、VACIP ウェブサイトより

①団体概要

原語正式名称	HIỆP HỘI CHỐNG HÀNG GIẢ VÀ BẢO VỆ QUYỀN SỞ HỮU TRÍ TUỆ CỦA CÁC DOANH NGHIỆP CÓ VỐN ĐẦU TƯ NƯỚC NGOÀI TẠI VIỆT NAM
英語正式名称	Viet Nam Anti-Counterfeiting and Intellectual Property Protection Association of Foreign Invested Enterprises
正式略称	VACIP
日本語正式名称 (名称仮和訳)	ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会 ⁶⁹
Web サイト URL	http://www.vacip.org.vn/
設立年	2005 年
本所所在地	ベトナム・ホーチミン
設立経緯	VACIP は非政府系・非営利の組織であり、反模倣品・知的財産保護の領域においてメンバーの合法的な利益を支援・保護することを目的として、内務省により 2005 年 5 月 1 日に発布された決定 (số 12/2005/QĐ-BNV) に基づいて設立された組織である。
ミッション	知的財産権を執行するベトナムの団体および所轄官庁と協働すること。 経験を交換し、企業管理・模倣品対策のための訓練の機会を提供すること。 経済や模倣品対策に関する問題に関する、ベトナム政府によって出される政府方針に関する情報や法的文書を提供すること。 メンバーのために外国投資の効果を高めること。
組織体制	代表者 President : Phan Minh Nhut 構成員 会員 10 社 Procter and Gamble Unilever NIKE AkzoNobel GlaxoSmithKline DIAGEO Indochina Ltd. Beiersdorf 本田技研工業 : HONDA L'OLÉAL Sara Lee ※日本企業では、本田技研工業が加入している。 ※会員のほか、賛同会員、名誉会員の区分があるが、会員名や会員数は公表されていない。 加入条件 以下の性質を有する組織であることが、加入条件として挙げられて

⁶⁹ 特許庁ウェブサイト「ベトナムにおける知的財産にかかわる諸団体等の活動」
<<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/7067/>>

	いる。 ベトナムで設立された外資系企業 法的にベトナムで設立された外国企業の駐在員事務所 自社の技術・商標権・著作権をベトナムの事業者にライセンスしている外国企業やベトナムに許可された代理店を有する外国企業 ※これを満たさない場合でも、賛同会員または名誉会員となることができるが、その加入条件他は公開されていない。 会費 1年あたり 1000 米ドル 体制図 掲載なし
団体の組織的位置づけ	独立の組織である。

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

VACIPは、2010年に、模倣品に関する知識や対策を周知することを目的として、「知的財産権執行ハンドブック（VACIP, Intellectual Property's Rights Enforcement Handbook, 2010）」⁷⁰を作成し、公開している。

b)政策提言

公開情報の範囲においては、2010年9月に模倣品の製造・販売に関する政令に関する意見を公表していることをはじめ、いくつかの政策提言を行っていることが明らかとされている。もっとも、その詳細が明らかにされている訳ではない。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

VACIPは、前述のハンドブック（前掲a参照）のほか、各種シンポジウム（後掲e参照）を開催することを通じて、メンバー間でのノウハウ共有を図っている。

d)政府や関連団体等との連携

VACIPは中国の知的財産保護団体である優良ブランド保護委員会⁷¹（优质品牌保护委员会、QUALITY BRANDS PROTECTION COMMITTEE：QBPC）と共同で会合を開くなど、国内外の関連団体と積極的に連携を図っている。

＊2012年5月：VACIP 副総裁（Vice President）がQBPCとの共同会合に出席

＊2013年1月：ハノイ（Ha Noi）で開催されたベトナムーオーストラリア間における模倣品及び著作権侵害に関するワークショップ（workshop about Counterfeit and

⁷⁰ VACIP ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載

⁷¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

Copy Rights Infringement between Vietnam & Australia) に出席。

- *2014 年 4 月: ハノイ市とホーチミン市で開催された「貿易政策・投資支援プロジェクト」(European Trade Policy and Investment Support Project : EU-MUTRAP) による知的財産関連会合に市場統制局⁷² (Market Control Bureau) とともに出席。

また、VACIP は税関職員等に向けた訓練の機会を提供している。

- *バンメトート (Buon Me Thuot) 税関への訓練 (2014 年 3 月)。
- *ハイフォン (Hai Phong) 税関への訓練 (2013 年 8 月)。
- *ハロン湾 (Ha Long) のクアンニン (Quang Ninh) 税関への訓練 (2013 年 6 月)。
- *ビンズオン (Binh Duong) 税関への訓練 (2013 年 5 月)。
- *ホーチミン (Ho Chi Minh City) 税関への訓練 (2013 年 3 月)。
- *ラオカイ (Lao Cai) 税関への訓練 (2012 年 12 月)。
- *ゲアン省 (Nghe An) 経済警察向け執行ワークショップ (the Enforcement Actions for Economic Police workshop) (2012 年 12 月)。
- *ブンタウ (Vung Tau) 税関への訓練。(2012 年 9 月)。クアンニン (Quang Ninh) 税関への訓練 (2012 年 7 月)。
- *中央部地域税関への訓練 (2010 年 6 月)
- *ダナン (Đà Nang) 地域監査官 (Inspector) への訓練 (2010 年 5 月)。
- *クアンニン (Quang Ninh) 市場管理部門 (Market Control Forces) への訓練 (2010 年 4 月)。
- *北部地域税関への訓練 (2008 年 7 月)
- *北部地域税関への訓練 (2008 年 6 月)

なお、VACIP 会員企業も、関係政府機関に向けてワークショップを開催している。

- *2008 年 9 月: 会員企業である NIKE と P&G、Beiersdorf がタンターン (Tan Thanh Border Gate) にて調査を実施したほか、市場管理部門 (Market Control)、経済警察 (Economic Police)、税関 (Customs) 向けのワークショップをランソン (Lang Son) にて開催。
- *2008 年 9 月: 会員企業である Unilever が市場管理部門 (Market Control)、経済警察 (Economic Police)、税関 (Customs) 向けのワークショップをランソン (Lang Son) にて開催。
- *2008 年 8 月: 会員企業である P&G と Unilever が中央地域の税関向けのワークショップを開催。
- *2008 年 8 月: 会員企業である P&G と NIKE がラオバオ (Lao Bao Border Gate) に

⁷² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

て調査を実施したほか、市場管理部門(Market Control)、経済警察(Economic Police)、税関(Customs)向けのワークショップをランソン(Quang Tri)にて開催。

e)シンポジウム開催

VACIP は、模倣品対策に関する会合を開催している。

＊2010 年 7 月: Intellectual Property Enforcement Seminar をホーチミン(Ho Chi Minh City)にて開催。

f)消費者啓発

公開情報の範囲では、消費者啓発の取り組みは特に見られない。

(5) European Association for Business and Commerce (EABC)

※特に記載のない限り、EABC ウェブサイトより

①団体の概要

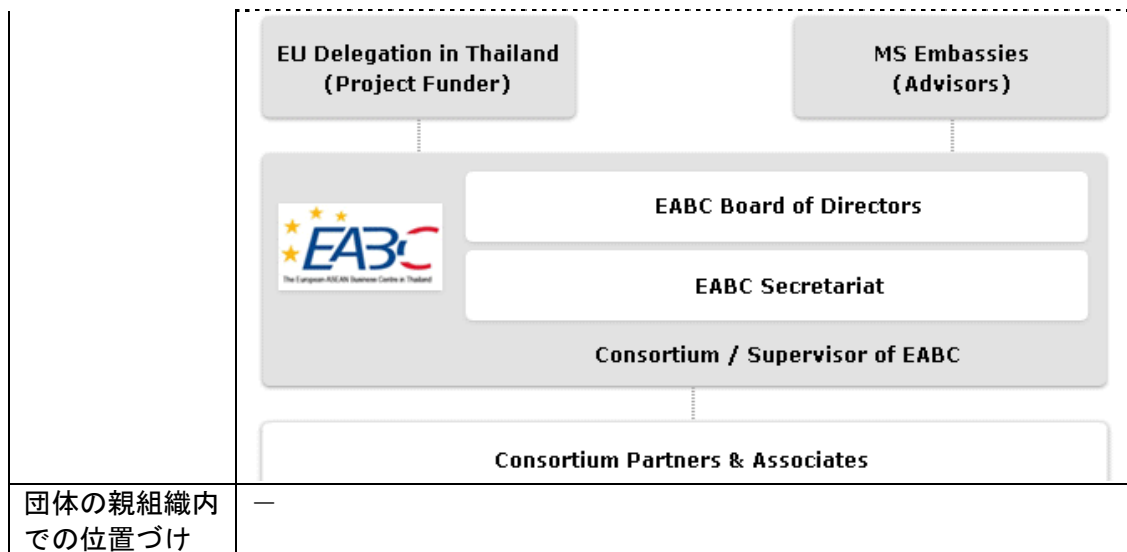
原語正式名称	European Association for Business and Commerce
英語正式名称	European Association for Business and Commerce
正式略称	EABC
日本語正式名称 (名称仮和訳)	—
Web サイト URL	http://www.eabc-thailand.eu/
設立年	※Web サイトに記載無し
本所所在地	タイ・バンコク
設立経緯	タイやその他のASEAN加盟国のように拡大・急成長している市場へのアクセスを強化することにより、欧州企業の国際化を支援するEUの戦略の一部。EU及びパートナー、そしてタイと欧州における幅広いネットワークからの強力な支援を受けて、欧州によるタイへの貿易・投資を改善し、タイやASEANを欧州企業にとっての潜在市場として宣伝することを目的として、産業界がタイの当局に対応するプラットフォームの役割を担っている。 ⁷³
ミッション	タイに進出している欧州企業のために、タイの貿易や投資の改善に貢献し、タイにおける欧州による貿易と投資を増大させることを目的とした欧州の貿易団体。タイに進出している企業の投資・市場機会を改善し、欧州ビジネスにとって高い可能性を持った貿易・投資市場であるタイと ASEAN を宣伝するための望ましい事業環境の構築に向け、タイにおける欧州ビジネスの声として作用することをミッションとしている。
組織体制	代表者 会長 (President) Rolf-Dieter Daniel氏 (ステッドラー (Staedtler (Thailand) Ltd.)⁷⁴) 構成員 欧州とタイの二国間の商工会議所並びにタイにおける欧州各国の大使館と緊密に連携している。 ◆コンソーシアム・パートナー及び準パートナー⁷⁵ (Consortium & Associate Partners) ○欧州とタイの二国間の商工会議所 ・ドイツ ・オーストリア ・ベルギー・ルクセンブルク ・英国 ・デンマーク ・フランス ・アイルランド ・オランダ

⁷³ EABC, Basic Steps to Commercialize your Intellectual Property in Thailand より。

⁷⁴ ステッドラー (Staedtler) : 筆記具、製図・設計・デザイン用品を製造・販売しているドイツ企業。

⁷⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

	・ スイス ・ フィンランド ・ イタリア ・ ノルウェー ・ スウェーデン ・ 欧州（Eurochambers - Association of European Chambers of Commerce and Industry） ○ 欧州の業界団体 ・ Digital Europe - aisbl ・ Euratex-European Apparel and textile Confederation ◆ アドバイザー 欧州の下記の国々の大使館。 ・ オーストリア ・ ベルギー ・ 英国 ・ ブルガリア ・ チェコ ・ デンマーク ・ フィンランド ・ フランス ・ ドイツ ・ ギリシャ ・ ハンガリー ・ イタリア ・ ルクセンブルク ・ オランダ ・ ポーランド ・ ポルトガル ・ スロバキア ・ スペイン ・ スウェーデン ◆ 会員数：208 ※ 日本の企業等の加入はみられない。 ◆ スポンサー ○ プラチナ・スポンサー ・ BMW（BMW Manufacturing（Thailand）Co., Ltd.） ・ スタンダードチャータード銀行（Standard Chartered Bank（Thai）Plc.） ・ メルセデス・ベンツ（Mercedes-Benz（Thailand）Ltd.） ○ ゴールド・スポンサー ・ ステッドラー（STAEDTLER®（Thailand）Ltd.） 加入条件 タイに進出している欧州企業。 会費 年会費 10,700 バーツ（付加価値税 7%を含む） スポンサー料 - プラチナ・スポンサー 30 万バーツ（付加価値税 7%を含まない） - ゴールド・スポンサー 10 万バーツ（付加価値税 7%を含まない） 体制図
--	---



②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

タイの業界別に市場調査を行い、調査報告書を販売している他、知的財産関連では、ガイドブックやパンフレットを発行している。

◆ガイドブック「Basic Steps to Commercialize your Intellectual Property in Thailand」

タイにおける知的財産の活用法、知的財産をベースにした企業の設立方法、ライセンスの方法、権利保護や執行（enforcement）の方法等を説明している。2013年発行。

◆ガイドブック「Protecting Your Intellectual Property in Thailand」

タイにおいて知的財産を保護し、最大限に活用するための戦略並びに、知的財産を模倣品・海賊版から保護するための望ましい事業実践を示している。2013年発行。

本ガイドは大きく3つのセクションに分かれている。第1セクションは、知的財産を認識し、その契約上の保護を確保するための実践的な秘訣に関する一般的な概要を述べている。第2セクションは、商標、特許、著作権、営業秘密、ドメイン名、地理的表示の保護について説明し、関連の法規や望ましい事業実践に関する情報を提供している。第3セクションは、知的財産の執行問題や、知的財産が侵害された場合にタイにおいて可能な対処法に関する情報を述べている。執行官庁や知的財産侵害と効果的に闘うための戦略も含んでいる。

◆“Thailand” What You Need to Know - Intellectual Property Rights

タイにおける知的財産の種類と登録手続、関連法等を簡単に説明しているパンフレット。

b)政策提言

タイ政府に対する政策提言としてポジション・ペーパー（position paper）を発表している。初のポジション・ペーパーは2012年6月に9つの作業部会（working groups）での検討をふまえて発表された。（作業部会は、2015年3月現在も9つ設置されており、以下の通り：自動車、飲食料品、ヘルスケア・医薬品、情報通信技術、保険、運輸ロジスティクス、エネルギー、知的財産権、業界横断問題）

その後2013年11月に改訂版を発表し、2015年3月5日には、「欧州ビジネス・ポジション・ペーパー2015」⁷⁶（European Business Position Paper 2015）」を発表した。発表イベントでは、駐タイ欧州連合代表部（Delegation of the European Union to Thailand）の代理大使⁷⁷（Chargé d'affaires）が挨拶を行い、タイ政府財務省（Ministry of Finance）の財務副大臣（Vice Minister for Finance）が基調演説した後、「タイ経済の競争力強化に向けた欧州とタイの経済関係強化」⁷⁸（Strengthen Thai – European Economic Relations towards a More Competitive Thai Economy）」をテーマとしたパネルディスカッションを行った。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

タイをアジアへの入口と位置づけ、タイにおける事業設立に関わる情報を幅広く提供しているが、特に知的財産権と技術標準（technical standards）については、それぞれについて専門のヘルプデスク「知的財産権に関する専門ヘルプデスク」⁷⁹（Specialized Helpdesk on IPR）、「技術標準に関する専門ヘルプデスク（Specialized Helpdesk on Technical Standards）」を設置している。各ヘルプデスクは、EABCの会員及びEUの中小企業に対して、それぞれ知的財産、技術標準に関する相談を電子メールで受け付け、無料で情報を提供している。

d)政府や関連団体等との連携

特に模倣品対策に特化しているわけではないが、欧州企業にとってのタイの貿易・投資環境を改善するため、タイ政府当局と対話（dialogue）を持っている。

e)シンポジウム開催

特に模倣品対策に特化しているわけではないが、タイの貿易・投資環境等に関するセミナー等を開催している。

f)消費者啓発

模倣品対策のための消費者啓発活動はみられない。

⁷⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁷⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁷⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁷⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(6) Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan (MIAP)

※特に記載のない限り、MIAP ウェブサイトより

①団体概要

原語正式名称	Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan
英語正式名称	—
正式略称	MIAP
日本語正式名称 (名称仮和訳)	インドネシア反模倣協会 ⁸⁰
Web サイト URL	http://miap.or.id/
設立年	2003 年
本所所在地	インドネシア・ジャカルタ
設立経緯	2003 年の初頭、インドネシア国内で事業を展開している企業がインドネシアにおける模倣品被害に対応するために集まり、MIAP を設立した。
ミッション	MIAP のミッションは以下のとおりである。 ○多大な経済的寄与を伴う企業の利益を代表することによって、影響力を持つこと。 ○集団として行動することにより、個々の企業が危険にさらされるのを防止すること。 ○イニシアティブをとるために、情報を共有し、資源を集約すること。
組織体制	代表者 記載なし 構成員 会員 13 社 PT. Tirta Investama - Aqua Danone PT. Bintang Toejoeh British Petroleum Business Software Alliance セイコーエプソン：PT. Epson Indonesia International Pharmaceutical Manufacturers Group Louis Vuitton Moet Hennessey Fashion Group PT. Nestle Indonesia Oakley Indonesia PT. Procter & Gamble Home Products Indonesia PT. Pfizer Indonesia PT. Quiksilver Indonesia PT. Unilever Indonesia ※日本企業では、セイコーエプソンが加入している。 加入条件 加入条件は明示されていない。 会員区分 ○一般会員：委員会への参加、総会への出席、議決権の保有 ○産業団体会員：委員会への参加、総会への出席、1 団体あたり 1 議決権の保有 ○オブザーバーおよびパートナー：会議に出席したり、プロジェクト

⁸⁰ (独)日本貿易振興機構「ASEANにおける知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告」(2014 年) 29 頁。

< http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_ip_group_activity_survey_201402.pdf >

	ごとに戦略的協力関係を結ぶことができる（政府機関、大使館等）。 会費 会費は会員区分や企業規模等に基づき様々である。 体制図 掲載なし
団体の組織的位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

調査研究を実施しており、一部、模倣品関連のものもある。

＊「インドネシアにおける模倣品の影響に関する予備調査⁸¹」(Preliminary study the impact of counterfeiting in Indonesia)（2010 年 5 月 19 日公表）

インドネシア大学への委託調査。模倣品による産業界の損失額は 3.7 兆ルピアに上ると推計している。英語版も発行している。

＊「経済的影響に関する調査（Economic Impact Study）」（2005 年）

＊「利害関係者における認知に関する調査(Survey of stakeholders' perceptions)」(2003 年)

b)政策提言

インドネシアの法規範の一部を構成するファトワー（Fatwa. 権限を有するイスラム法学者が法的問題に関する質問に対して発したイスラム法学上の勧告）が、知的財産関連法令（とりわけ Law number 29, 30, 31, 32, of 2000, Law number 14, 15 of 2001 and Law number 19 of 2002）を執行することを提言している。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

内部で定期的に協議の場を設けているほか、会員向けのニュースレター（E-Newsletter）を毎月発行している（現在公開されているのは、2009 年 1 月から 2012 年 8 月までの発行分）。また、国内外の新聞や雑誌に掲載された模倣品に関する記事を整理し、公開している。

d)政府や関連団体等との連携

MIAP では、政府や関連団体との連携も盛んに行われており、中には知的財産関連のものも含まれている。たとえば、2003 年には以下の政府高官との公式協議の場が設けられている。

⁸¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

- * 司法・人権省知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, Ministry of Justice and Human Rights)
- * 法改正プログラム知的財産研修担当官 (IPR lead trainer from Legal Reform Program)
- * 財務省税関・物品税総局 (Directorate General of Customs and Excise, Ministry of Finance)
- * 司法長官室 (Attorney General's Office)
- * 薬物・食品管理機構 (The National Agency for Drug and Food Control (BPOM))
- * 警察庁刑事訴追部門 (Criminal Investigation Division, National Police)
- * 警察庁経済犯罪担当官 (Director of Economic Crime at the Indonesian National Police)
- * 司法長官室上級アナリスト (Senior Analyst at the Attorney General's Office)

また、同年、QBPC を含む以下の機関に向けてプレゼンテーションを行っている。

- * 中国外商投資企業協会 優良ブランド保護委員会 (Quality Brands Protection Committee (QBPC))
- * 薬物・食品管理機構 (National Agency for Drug and Food Control (BPOM))
- * 化粧品産業協会の会員 (Members of Cosmetic Industry Association (PERKOSMI))
- * 司法省 (Ministry of Justice of regional heads)
- * インドネシアオランダ協会 (Indonesian Netherlands Association (INA))

加えて、米国司法省国際犯罪調査訓練支援プログラム (International Criminal Investigative Training Assistance Program : ICITAP) と共同で、犯罪ジャーナリストを対象として知的財産権に関する訓練を実施している (2008 年 7 月 16 日、ジャカルタ)。

なお、知財関連 16 省庁による非公開の会議があり、そこにはMIAPも出席している⁸²。

このほか、2004 年には国外から輸送された模倣品への対策に関して税関の支援を行ったほか、模倣品対策の取り組みの拡張に向けて継続的なロビー活動も行っている。

e) シンポジウム開催

模倣品対策に関するシンポジウムを開催している。

- * 情報提供を目的として、メディアを対象としたシンポジウムを開催 (2003 年、2006 年、2007 年、2008 年)
- * 模倣品に関する情報提供を目的として、議員や経営者等を対象としたシンポジウムを開催 (2007 年)
- * ジャーナリストを対象として、模倣品対策に関するすぐれた記事の執筆を表彰す

⁸² インドネシア知的財産権総局派遣 JICA 専門家によるヒアリング結果 (2015 年 2 月)。

る大会を開催（2006 年）

f)消費者啓発

様々な関連組織・個人（メディアやジャーナリスト）と連携して、模倣品による被害に関する消費者の意識を高める活動を行っているほか、セミナーやラジオ番組を通じて消費者への啓発を図っている。

- *一般市民を対象に、模倣品に関するラジオ番組を放送（2006 年）
- *大学生を対象に、模倣品対策に関するディベート大会を開催（2006 年）
- *一般市民を対象に、インドネシア大学（University of Indonesia）と共同で模倣品による経済的影響に関する学術セミナーを実施（2004 年～2006 年）
- *大学生を対象に、模倣品対策に関するエッセーコンテストを開催（これに伴って審査員団による検討会を同時に開催したほか、プレス発表や大臣臨席の下での授賞式も開催）（2004 年）

g)その他

商標法の改正状況の進展についてのモニタリングを実施している。

また、メディア戦略の効果の測定や問題の把握を目的として、複数のメディア（Kompas、Bisnis Indonesia、Media Indonesia、The Jakarta Post、Tabloid Kontan、Koran Tempo、Detik.com）のモニタリングを実施している。

(7) Brand Owners' Protection Group (BPG)

※特に記載のない限り、BPG ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	Brand Owners' Protection Group
英語正式名称	Brand Owners' Protection Group
正式略称	BPG
日本語正式名称 (名称仮和訳)	ブランド所有者保護グループ ⁸³
Web サイト URL	http://www.gulfbpg.com/index.php
設立年	2005 年
本所所在地	アラブ首長国連邦 (UAE) ・ドバイ
設立経緯	横行する不正な偽造品対策と知的財産権のエンフォースメント強化に関心のある企業グループにより、2005 年に設立。ブランド保護環境の改善を図る民間企業主体の非営利団体であり、活動対象地域は GCC 諸国及びイエメン。
ミッション	違法取引は「経済的・社会的・道徳的問題」であるとし、失業率の増加や政府の信用力の低下、政府の歳入の損失等を招くとし、模倣品対策の必要性を提唱している。これらの問題意識のもと、消費者を保護するため、知的財産に係る法令のエンフォースメント強化を図ることをミッションに掲げ、具体的な活動としては、啓発活動（企業・消費者・メディア対象）と政府関連機関との協働に重点を置いている。
組織体制	代表者 委員長 (Chairman) : Abrulla Hsayen (Nokia Cooperation)⁸⁴ 構成員 日欧米各社と法律事務所等から構成、会員数 49 社 ○ブランド・オーナー 35 社 業種は、高級品（時計）、自動車、化粧品、嗜好品（タバコ）など多岐にわたる。ドバイジュベル・アリ・フリーゾーン (JAFZ)⁸⁵に事業拠点を置く大規模多国籍企業が多数。 ○サービス・プロバイダー（法律事務所・特許事務所等） 12 社 ○業界団体 1 団体 スイス時計産業連盟 (The Federation of Swiss Watch Industry) ○地域代理店 1 社 中東最大のスイスの時計の販売・修理代理店 役員会メンバー企業 (Board Members) 7 社⁸⁶ ○ブランド・オーナー Beiersdorf Middle East

⁸³ (独)日本貿易振興機構ウェブサイト「模倣対策マニュアル中東編」より。

< <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> >

⁸⁴ 2011 年から着任。ノキア株式会社の反模倣品マネージャー (Anti-Counterfeiting Manager - MEA, Nokia Corporation)

⁸⁵ 1985 年に設立した世界最大の人口港であり、約 7,300 社（日本企業は約 145 社）が進出。（日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会「ドバイを中心とする中東における模倣品対策」（2014 年 10 月 1 日、日本弁理士会研修会資料）より記載。）

⁸⁶ 2011 年からの役員体制

	Ford Nestle Nissan Nokia ○サービス・プロバイダー（法律事務所・特許事務所等） Al-Tamimi & Co. Rouse & Co. International													
	加入条件 BPG の役員会が承認すれば加入可能。 投票権が得られるのは、ブランド・オーナーのみ。 会費 (年会費、単位：米ドル) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">投票権のある会員</td></tr> <tr> <td>ブランド・オーナー</td><td>7,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">投票権の無い会員</td></tr> <tr> <td>ブランド・オーナー</td><td>3,500</td></tr> <tr> <td>地域代理店</td><td>3,500</td></tr> <tr> <td>業界団体</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>サービス・プロバイダー（法律事務所・特許事務所等）</td><td>1,500</td></tr> </table>	投票権のある会員		ブランド・オーナー	7,000	投票権の無い会員		ブランド・オーナー	3,500	地域代理店	3,500	業界団体	1,500	サービス・プロバイダー（法律事務所・特許事務所等）
投票権のある会員														
ブランド・オーナー	7,000													
投票権の無い会員														
ブランド・オーナー	3,500													
地域代理店	3,500													
業界団体	1,500													
サービス・プロバイダー（法律事務所・特許事務所等）	1,500													
	体制図 役員会を中心に、以下 6 つのクラスターに分かれ活動を展開している。 クラスター1：メンバー間連携 クラスター2：パートナー連携 クラスター3：コミュニケーション・啓発活動 クラスター4：戦略開発 クラスター5：GCC クラスター6：重点プロジェクト													
団体の親組織内での位置づけ	—													

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

◆調査研究報告書「UAE における模倣品の経済的影響分析（Economic Impact Study Analyzing Counterfeit Products in the United Arab Emirates）」

UAE における違法取引を巡る概況を調査すると共に、関連するステークホルダーへのインパクトを分析したレポート。4 つの産業分野（回転の速い日用消費財（FMCG）、自動車部品、化粧品、医薬品）を対象とし、これらの分野での違法取引が与える経済的損失、産業的損失、消費者への損害インパクトをまとめている。2008 年 1 月発行。

b)政策提言

UAE 政府による新反不正商品法案⁸⁷に対し、2013 年 12 月に IP フォーラムにおいて、政

⁸⁷ UAE における模倣品取り締まりを規定した現行法。2013 年 1 月に改正法案が内閣で採択され、一

府当局（UAE経済省）やIIPPFとパネルディスカッションを開催し、同法案の修正や法案通過に向け働きかけを行った⁸⁸経緯がある。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

模倣品対策に係るUAEの関連法令の規定や知的財産権の取得手続きについて、詳細をウェブ上に共有している。また、UAEにおける知的財産権の登録状況（申請件数と承認登録件数）や査察・摘発件数の統計を公開し共有している。特に、UAE政府当局による摘発件数や模倣品取り締まり対策件数については、現地メディア報道の記事⁸⁹を共有するなど、最新情報をアップデートしている。

d)政府や関連団体等との連携

模倣品・海賊版撲滅のロビー活動を展開⁹⁰する他、政府や関連団体との連携事例としては、ドバイ税関への研修事業（2012年11月13日～14日）の実施等が挙げられる。

e)シンポジウム開催

BPGは、知的財産保護分野での意思決定機関としてのプラットフォーム機能と、産業セクター間の企業による対話を促進する場として、国際会議「IPフォーラム（IP Forum）」を主催している。同フォーラムは、ドバイ経済協議会（Dubai Economic Council (DEC)）の協力のもと、イノベーション促進、官民パートナーシップ強化、ビジネス環境の整備、投資促進を図ることを目的に、情報共有やパネルディスカッションを行う会合となっている（不定期開催）。

2013年度は12月11日～12日に開催され、BPG会員だけでなく、UAEビジネス界のリーダー⁹¹、UAE政府担当当局（経済開発庁）、域内の関連団体⁹²が参加する他、ゲストスピーカーとして、模倣品対策に係る国際組織⁹³や他地域の民間団体（QBPC（Quality Brands Protection Committee）等）が登壇した。議題としては、GCC諸国における最新の知的財産

部修正を経た後、2014年3月連邦国民評議会において同法案通過（2014年10月2日段階では未施行）。

⁸⁸ 日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会「ドバイを中心とする中東における模倣品対策」（2014年10月1日、日本弁理士会研修会資料）より。

⁸⁹ 現地メディア（Trade Arabia）ウェブサイト記事より
<http://www.tradearabia.com/news/LAW_219478.html>

⁹⁰ 2014年10月1日日本弁理士会研修会資料「ドバイを中心とする中東における模倣品対策」資料より。

⁹¹ ネスレ（Nestle）、フィリップ・モリスインターナショナル（Philip Morris International）、PMI Duty Free、ノキア（Nokia）、サノフィ（Sanofi）等

⁹² Emirates Intellectual Property Association, Legal Affairs & General Counsel, ジェベル・アリ・フリーゾーン（Jebel Ali Free Zone）等

⁹³ GACC（Global Anti Counterfeiting Committee）、International Trademark Association、World Customs Organization 等

保護に係る政策やイニシアティブについて情報共有された他、世界各地での知的財産被害の最新動向やベストプラクティスの紹介（日本、スイス、フランス）、効果的な知的財産保護の枠組みに係る議論等がなされた。また、2020 年のエクスポ開催地にドバイが選ばれたことを踏まえ、IPフォーラムは、UAEが知的財産保護分野で世界的に先駆的なイニシアティブを推進していることを示す場とすべく、EXPO2020 委員会と密接に連携することを表明している⁹⁴。

f)消費者啓発

2012 年 3 月、ドバイ商工会議所（Dubai Chamber of Commerce and Industry,）と共催で模倣品に係る消費者保護セミナー（Consumer Protection Against Counterfeiting'）を開催している⁹⁵。その他、真贋鑑定セミナーや啓発キャンペーンを実施している⁹⁶。

⁹⁴ 2013 年 IP フォーラム プレスリリースより。

⁹⁵ 現地メディア（albawaba news）ウェブサイト記事より。＜
<http://www.albawaba.com/business/pr/dubai-chamber-seminar-focuses-consumer-protection-against-counterfeiting-418679>>

⁹⁶ 日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会「ドバイを中心とする中東における模倣品対策」（2014 年 10 月 1 日、日本弁理士会研修会資料）より。

(8) REACT

※特に記載のない限り、REACT ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	REACT
英語正式名称	REACT
正式略称	(なし)
日本語正式名称 (名称仮和訳)	(リアクト ⁹⁷)
Web サイト URL	http://www.react.org/
設立年	1991 年
本所所在地	オランダ・アムステルダム
設立経緯	REACT は、模倣品対策を主導することを目的として、1991 年に非営利組織として設立された。
ミッション	REACT のミッションとして、以下を達成することが挙げられている。 効果的であること - 会員に対して、一貫した模倣品対策戦略を可能とするサービスを提供すること - 実践的な態度をとり、成果志向のアプローチを採用すること - 強力な手段の利用（簡便な手続きの利用など）を推奨すること 効率的であること - 低コスト - 迅速で効率的なコミュニケーション 実践的であること - ワンストップサービス - 大規模なネットワークをカバーする単一の組織
組織体制	代表者 Chair : Sander Bakker 構成員 会員数 196 社 ※日本の企業は以下の通り（日本企業名：会員企業名）： ・アシックス：Asics Europe BV ・ブラザー工業：Brother Int. Europe Ltd ・キヤノン：Canon Europe Ltd ・カシオ計算機：Casio Computers Co. Ltd ・セイコー・エプソン：Epson Europe BV ・本田自動車工業：Honda Motor Europe Ltd ・川崎自動車工業：Kawasaki Motors Europe NV ・コナミ：Konami Corporation ・京セラ：Kyocera Mita Europe BV ・マキタ：Makita Benelux BV ・任天堂：Nintendo of America Inc. ・パナソニック：Panasonic Corporation ・ソニー：Sony Computer Entert. Europe ・トヨタ自動車：Toyota Motor Europe ・ヤマハ発動機 Yamaha Motor Europe

⁹⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

	加入条件 模倣品による被害を受けている企業やその可能性のある企業であること。会員のメリット等に関する記述はあるが、特に承認が必要等の記載は無い。 会費 国内会員 年間 1500 ユーロ 国際会員 年間 2500 ユーロ 事務所 42 の国に設置している。 体制図 掲載なし
団体の親組織内での位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

独自の調査研究結果はみられない。

b)政策提言

独自の政策提言はみられない。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

会員は各種セミナーに参加することが可能となっているほか、世界各国における各種手続に要する書類の作成方法や法的問題点に関する助言を得ることができる。

d)政府や関連団体等との連携⁹⁸

◆行政官に対する研修・ワークショップ

- 税関職員向け研修を実施（ラオス、2014 年）
- 税関職員向け研修を実施（トルコ、2014 年）
- 税関職員向け研修を実施（ドイツ、2013 年）
- 税関職員向け研修を実施（中国、2012 年）
- 警察官及び税関職員向け研修を実施（スペイン、2013 年）
- 税関職員、警察官、司法省職員を対象とした知的財産の保護に関する研修を実施（台湾）
- 税関と共同でワークショップを開催（アルジェリア、2011 年）
- 国内取引・協同組合・消費者省及び税関と共同でワークショップを実施（マレーシア、2012 年）

⁹⁸ 以下の項目には実施年が記載されていないものが含まれているが、ウェブサイト上では時系列に沿って整理されていることから、これに従った順序としている。

◆当局との連携による現地調査の実施

- 当局との連携の下、模倣品の販売状況に関する現地調査を実施（チェコ、2013 年）
- 当局との連携の下、模倣品の販売状況に関する現地調査を実施（トルコ）
- 現地の協力団体（Abogados Suazo-Garcia & Asociados）及び当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（ホンデュラス）
- 当局との連携の下、模倣品の販売状況に関する現地調査を実施（トルコ）
- 当局との連携の下、模倣品の販売状況に関する現地調査を実施（チェコ、2012 年）
- 当局との連携の下、模倣品の製造状況に関する現地調査を実施（トルコ）

◆当局との連携による模倣品の調査及び押収の実施

- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（マケドニア、2013 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（エクアドル）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（トルコ、2012 年）
- 当局との連携の下、模倣品製造工場の調査及び模倣品の廃棄を実施（オランダ、2012 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（ポルトガル）
- 当局との連携の下、模倣品製造工場の調査及び模倣品の廃棄を実施（トルコ、2012 年）
- 当局との連携の下、模倣品倉庫の調査及び模倣品の廃棄を実施（オランダ、2012 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（トルコ、2011 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（イタリア）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（スロバキア、2011 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（マケドニア、2011 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（中国、2011 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（マケドニア、2010 年）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（キュラソー島）
- 当局との連携の下、模倣品の調査及び押収を実施（コソボ、2011 年）

◆法的措置の実行及び支援

- 警察当局に対して模倣品被害に関する告訴状を提出（スペイン）
- 模倣品事案の訴追及び模倣品の廃棄に関する税関当局に対する働きかけを実施（中国）
- 模倣品販売業者に対して損害賠償及び差止を求める民事訴訟を提起（チェコ）
- インターネット上の模倣品販売の状況に関するモニタリング及び模倣品業者に対

する損害賠償の請求を実施

- 警察当局に対して模倣品被害に関する告訴状を提出（スペイン）

e)シンポジウム開催

公表されている範囲では、特にシンポジウムは開催していない。

f)消費者啓発

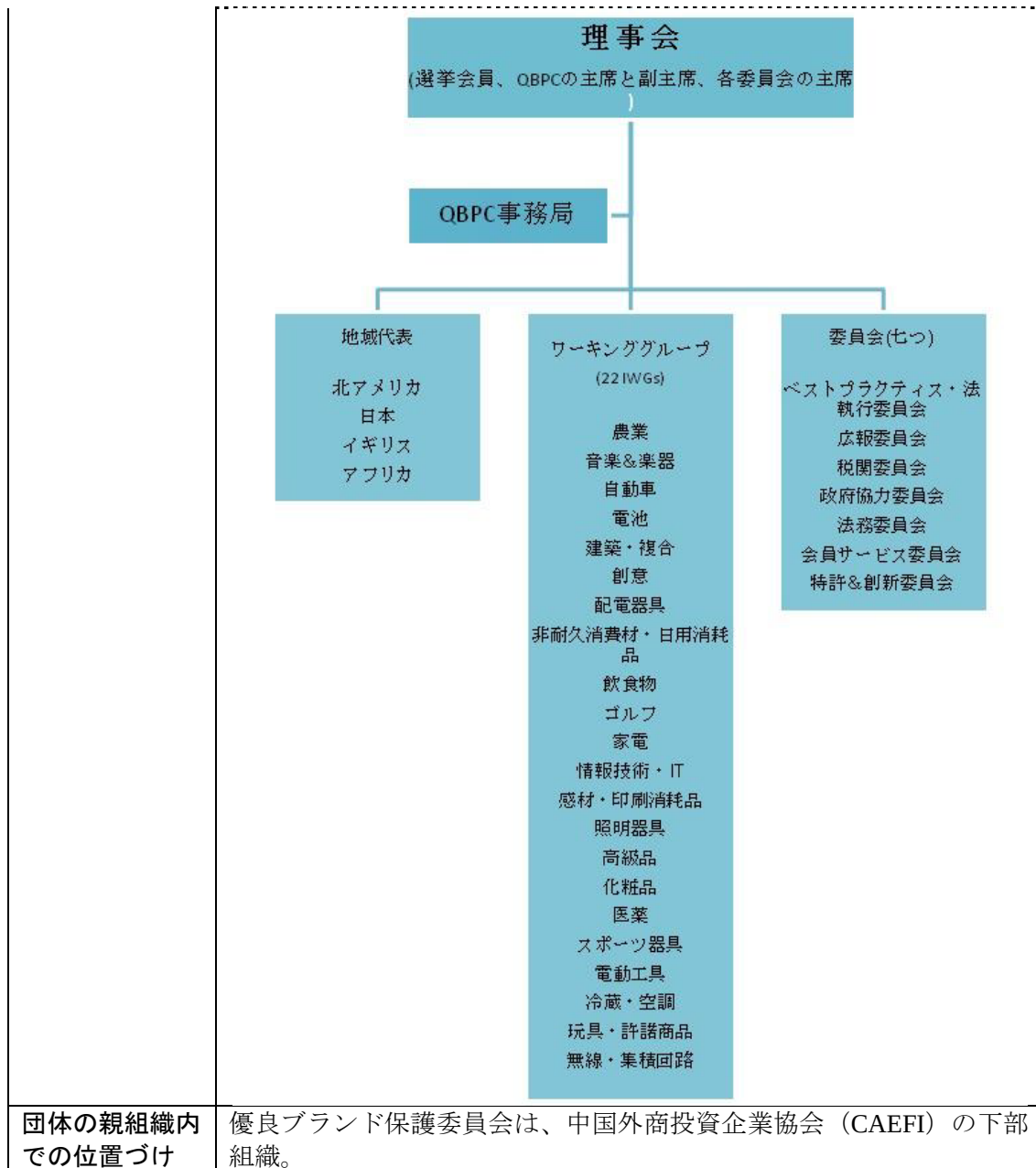
チェコ及びスロバキアにおいて、知的財産の保護に関する啓発を目的として、学生向けに模倣品に関する教育の機会を提供している。

(9) QUALITY BRANDS PROTECTION COMMITTEE OF CHINA ASSOCIATION
OF ENTERPRISES WITH FOREIGN INVESTMENT (QBPC)

※特に記載のない限り、QBPC ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	中国外商投資企業協会 优质品牌保護委員会
英語正式名称	QUALITY BRANDS PROTECTION COMMITTEE OF CHINA ASSOCIATION OF ENTERPRISES WITH FOREIGN INVESTMENT
正式略称	QBPC
日本語正式名称 (名称仮和訳)	中国外商投資企業協会 優良ブランド保護委員会
Web サイト URL	http://www.qbpc.org.cn/jp/
設立年	2000 年
本所所在地	中華人民共和国・北京
設立経緯	設立当初は、公衆と政府の知的財産権保護の中国経済における重要性、模倣品の国経済成長と国民健康に与えた悪影響などに関する意識向上に重点を置いて設立された。
ミッション	中国の知的財産法制度と執行の強化、オープンで公平なイノベーション環境の醸成、法に則った事業環境の創設に向けた、中国の努力を支援する。 具体的には、以下の通り ・ 中国の知的財産権の法律システムの完備 ・ 知的財産権の創造・応用・保護と管理の強化 ・ 知的財産権保護制度の完備 ・ 公衆の知的財産権保護意識の向上 ・ 知的財産権保護の長期的なメカニズムの維持 ・ 中国の創新環境の建設と創创新型国家への発展
組織体制	代表者 HONORARY CHAIR MR. Jack Chang 構成員 本拠地がアメリカや、ヨーロッパ、アジアなどの国にある 190 社余りの多国籍企業の中国における子会社 約 200 社 * 中国子会社の中国人従業員が活動メンバー ※日本の企業等では、ソニー、キヤノン、日立、花王、ニコン、日産、パナソニック、資生堂、武田、トヨタ等が加入している。 加入条件 下記の 3 つの基準を満足しなければならない。 1. 消費品或は工業品の有名ブランドの所有者であること 2. 国際市場で販売されている製品の設計者と生産者であること 3. 中国市場で既存或は潜在的な知財保護問題を直面していること 会費 記載無し 体制図 7 つのテーマ別委員会と、22 の産業別ワーキンググループが設置されている。



②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

中国の知的財産保護に対する会員企業の認識や知財権侵害問題の経験等に関してアンケート調査を行い、発表している。また、模倣品対策を含む知的財産関連のベストプラクティス集を作成している他、知的財産権の保護に関連する中国の法令や司法の解釈等を発行している。

- Implementing Rules of QBPC Compliance
- Guidelines of the Administrative Review
- Circular on the Fight against IPR Infringement

b)政策提言

知的財産権の法律法規の改訂について中国の立法部門や法執行部門に意見等を提出しながら立法と法律改訂に積極的に参画し、中国の知的財産権保護に貢献している。

意見提出の際は、知的財産権に関する最新の法律法規と政策の内容を理解した上で、会員企業の意見を集めて関連政府部門に提出している。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

年に数回、総会を開催している。

7つの委員会や22のワーキンググループを通じて、会員企業に対して、知的財産権保護の経験を共有する場を提供している他、各種活動を通じ、会員企業における知的財産保護の専門人材の育成につなげている。

d)政府や関連団体等との連携

中国の知的財産権関連の立法・司法・行政執行機関などと共同で、知的財産権立法とその適用上の難点や、重要問題や注目問題に関する検討を行う検討会や交流会議などを開催している。

法執行部門に積極的に協力して模倣品や、海賊版の取締を強め、公平な市場競争秩序を維持している。

中国政府、法執行機関に加え、産業団体や知的財産権保護団体、外国の中国商会等と連絡を密に取り合って、ブランド保護や反模倣品・海賊版等について相互に協力している。

e)シンポジウム開催

模倣品対策を含む知的財産権保護に関するシンポジウムやセミナー等を開催している。

f)消費者啓発

模倣品対策のための消費者啓発活動はあまり積極的にはみられない。

(10) Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, International Chambers of Commerce (ICC BASCAP)

※特に記載のない限り、ICC BASCAP ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, International Chambers of Commerce
英語正式名称	Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, International Chambers of Commerce
正式略称	ICC BASCAP
日本語正式名称 (名称仮和訳)	国際商業会議所模倣品・海賊版防止ビジネス・アクション ⁹⁹
Web サイト URL	http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/
設立年	2004 年 (ICC 自体の設立は 1919 年)
本所所在地	フランス・パリ
設立経緯	ICC BASCAP は、国際商業会議所 (ICC) によって、模倣品や著作権侵害に対処するために設立された。この背景には、模倣品による被害が膨大な額に上っており、これにより経済発展や健全な市場経済システム、開かれた国際取引・国際投資が損なわれているが、模倣品の影響を受けないビジネスや国は存在しておらず、単独の主体のみではこれに対処することはできないという認識がある。
ミッション	BASCAP のミッションとして、以下の点が挙げられている。 ○模倣品対策において、産業、セクター、国境を跨いだ複数の事業者をつなぎ、結集すること。 ○単独の企業・セクターによって可能である水準を超える取組みを行うための資源や専門知識を集約すること。 ○事業者の意見や視点を政府や大衆、メディアに展開すること。それによって、模倣品への対策やそれに関連する経済的・社会的損失についての自覚と理解を促すこと。 ○知的財産権に関する法執行の強化に向けた政府の行動や資源配分を促すこと ○知的財産が尊重され、保護されるよう、文化に変化を与えること。
組織体制	代表者 理事長 (BASCAP Director) : Jeffrey P. Hardy ----- 構成員 21 社 Apple Baker & McKenzie British American Tobacco Caterpillar Chanel Croplife International Diageo Hewlett Packard Japan Tobacco International Lacoste McGraw Hill Financial Microsoft -----

⁹⁹ ICC ウェブサイトより。

	NBC Universal Nestlé Nike Pfizer Philip Morris International Procter & Gamble Shell International Unilever Universal Music/Vivendi 体制図 掲載なし
団体の親組織内での位置づけ	ICC BASCAPは、国際商業会議所（ICC）内部に設置された特別プロジェクト組織（特定の部局に属さない組織）であり、ICC内の組織である偽造情報局（Counterfeiting Intelligence Bureau : CIB）との協力関係を結んでいる ¹⁰⁰ 。

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

模倣品による被害の現状や望ましい対策等についての調査研究を多数実施している。

◆Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU's Creative（「デジタル経済の建設：欧州の創造的産業における雇用を保護することの重要性」）（2010年3月）¹⁰¹

本調査は、(1) 欧州経済に対する創造的産業（creative industries）¹⁰²の貢献は、GDP及び雇用の点でどのようなものであるのか、(2) 模倣品は消費者の利益や雇用に対してどのような帰結をもたらすのか、(3) 仮に現在の政策が欧州において変更されないとすれば、2015年までにこのような損失はどのようになるのか、という3つの問題に焦点を当てている。

分析結果の第1は、2008年時点で、欧州連合内の創造的産業（広義）は、欧州の全GDP比6.9%（約8600億ユーロ）を占め、雇用全体の6.5%（約1400万人の労働者）を支えているということである。

第2は、2008年時点で、欧州連合内の創造的産業のうち、最も模倣品により影響を受けたもの（映画、テレビ番組、音楽、ソフトウェア）においては、模倣品を原因として100億ユーロの販売利益の減少と185000人分の雇用減少が見られた。

第3は、現在の政策¹⁰³に大きな変更が加えられないという予測に基づく限り、欧州連合

¹⁰⁰ ICC Commercial Crime Services, BASCAP.

<<http://www.icc-ccs.org/icc/cib/services/bascap>>

¹⁰¹ BASCAP, Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU's Creative Industries.

<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/BASCAP-Research/Economic-impact/Building-a-Digital-Economy-TERA-study/>>

¹⁰² 本報告書にいう「創造的産業」とは、出版業や音楽・映像・ソフトウェア・データベースを中心とした、著作権に基づく事業を行っている産業を指している（BASCAP, Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU's Creative Industries, pp.12-15）。

¹⁰³ 本報告書にいう「現在の政策」とは、ファイル交換ソフト等を通じた、著作権のあるファイルの共有に対して効果的な対策を講じることができていないことを指している（BASCAP,

内の創造的産業は、2015 年までに 2400 億ユーロもの損失を受けることが見込まれ、これによって 2015 年までに 1200 万人分の雇用が失われることになる。

◆Estimating the global economic and social impacts of counterfeiting and piracy（「模倣品による経済的・社会的影響の測定」）（2011 年 2 月）¹⁰⁴

本調査は、模倣品によってどのような経済的・社会的影響が生じたのかという点について調査を行ったものであり、以下のような結論が示されている。

2008 年のデータに基づけば、次の推定が成り立つ。

- * 全世界における模倣品の金額は、毎年 6500 億ドルにも上る。
- * 国際取引が模倣品の半分以上を占めている（推定値の更新後、2850 億ドルから 3600 億ドルに上昇）。
- * 国内の製品は 1400 億ドルから 2150 億ドルに上る。
- * デジタル的に複製された音楽、映画、ソフトウェアは、300 億ドルから 750 億ドルに上る。
- * 模倣品への対策のため、G20 参加国の政府や消費者は、1250 億ドルの支出を毎年行っていることになる。
- * 模倣品により、約 250 万人分の雇用が失われている。
- * 2015 年までの推定は、模倣品が 1 兆 7700 億ドルにまで上昇する可能性があることを示している。
- * 2015 年までの予測では、国際取引が模倣品の半分以上を占めているが、これが 9600 億ドルに上昇する。
- * 2015 年までの予測では、国内の製品は 3700 億ドルから 5700 億ドルに上る。
- * 2015 年までの予測では、デジタル的に複製された音楽、映画、ソフトウェアは、800 億ドルから 240 億ドルに上る。

◆Impacts on Governments and Jobs（「政府及び消費者に対する模倣品の影響」）（2009 年 12 月）¹⁰⁵

本調査は、政府及び消費者に対して模倣品がどのように影響するのかという点について調査を行ったものであり、その結論は次の通りとなっている。

- * 模倣品への対策のため、G20 参加国の政府や消費者は、1050 億ユーロの支出を毎年行っていることになる。G20 参加国の経済において、税収で約 620 億ユーロ、

Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU's Creative Industries, pp.12-15)。

¹⁰⁴ BASCAP, Estimating the global economic and social impacts of counterfeiting and piracy.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/BASCAP-Research/Economic-impact/Global-Impacts-Study/>>

¹⁰⁵ BASCAP, Impacts on Governments and Jobs.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/BASCAP-Research/Economic-impact/Impacts-on-Governments-and-Jobs/>>

犯罪対策の費用で約 200 億ユーロ、模倣品による被害で約 145 億ユーロ、危険性を有する模倣品による怪我に対応する医療サービスの費用で 1 万ユーロの損失が生じている。結局、G20 参加国の多くが、知的財産権のエンフォースメントに関する問題の結果として、海外直接投資（FDI）を失っていることになる。このような投資が失われることによって、G20 参加国全体で、50 億ユーロ以上もの税収減につながっている可能性がある。以上の推計は G20 参加国についてであり、政府や消費者が経験する経済的損失について述べているにすぎないということに注意しなければならない。

- * また、模倣品は G20 加盟国の経済全体において、雇用に対して大きく影響している。分析により、約 250 万人分の雇用が模倣品によって失われており、仮に模倣品が根絶されたり、著しく減少したりすれば、G20 加盟国において約 250 万人分の雇用が創出されることになるということが示唆されている。この推計には、雇用に対する二次的な影響、すなわち供給業者や小売業者、サプライチェーンに含まれる他のセクターに生じる影響は含まれていないということにも注意しなければならない。
- * 雇用を失った者の多くが再雇用を得ている傾向があるが、一時的にでも失業を経験した本人や家族の心理的負担は、軽視されるべきではない。たとえば、人々が家賃や借入れについて滞納してしまったり、(医療補助が雇用と結びついていることがあるため) 医療費を支払えなくなったり、新たな雇用を得るために住居を変えざるを得なくなったりすることがある。労働者が新しい雇用を得たとしても、あまり報われないことが多い。しかも、推計によれば、16 万人の労働者が新たな雇用を得ることができず、個人の経済状況を破壊する結果につながったり、社会保障のための支出の増加と税収の減少によって政府への悪影響が生じたりしていることが示唆されている。

◆Consumer attitudes and perceptions（「消費者の態度と理解」）（2009 年 11 月）¹⁰⁶

本調査は、消費者は模倣品に関してどのような態度をとっており、どのようにそれを理解しているのかという点に関する調査であり、以下のような結論が得られている。

消費者の態度は、以下のように集約される。

- * 資源が欠如していること。「一体どうしたら本物を買えるというのか、自分は誰にも害を与えていない。現在の社会経済的な立ち位置によってなぜ自分が否定されなければならないのか。」
- * 適切な手段が欠如していること。「模倣品によって投獄されるリスクはないし、大

¹⁰⁶ BASCAP, Consumer attitudes and perceptions.
<<http://www.iccwbo.org/advocacy-codes-and-rules/bascap/bascap-research/consumer-attitudes-and-perceptions/>>

きな取引であったとしても、政府は何か対策をとるだろうか？」

- * 自責の念が欠如していること。「倫理的に悪いのは、自分が欲しい商品を買うことができないということではないか？」

消費者の購買行動は様々な要素が複雑に絡み合ったものであり、多くの促進要因や抑制要因から影響を受けている。

- * 促進要因は、正規品を買うことができないこと、正規品の価格があまりにも高価であること、模倣品であることを知らなかったこと、である。
- * 抑制要因は、健康リスク、金銭の無駄、正規品による確実なサービスと保証である。
- * 個人と模倣品の購入との間に強い関係が見られる。
- * 模倣品によるリスクが模倣品の購入者に身近なものであればあるほど、購入者が模倣品に対して抱く懸念は大きくなる傾向がある。

模倣品の購入者は、公式の数値ではなく、模倣品による被害者や模倣品の問題の専門家の声に耳を傾ける傾向にある。

- * 模倣品の問題を効果的に伝えることができるのは、模倣品による被害者や子供が被害に遭った母親、医療専門家（48%）である。
- * 模倣品の問題をあまり効果的に伝えることができないのは、警察、企業経営者、裁判官である。
- * 3つの大きな問題が、模倣品の購入行動に対して影響を与えている。
- * 購入者やその家族における潜在的な肉体的被害（自覚）
- * 模倣品の流通の減少（法執行）
- * 刑事訴追や収監の運用（自覚、法執行）

◆Business perceptions: Counterfeiting and piracy global survey（「事業者の理解：模倣品に関するグローバル調査」）（2007年1月29日）¹⁰⁷

本調査は、消費者における模倣品に関する態度や理解がどのようなものであるのかについて調査を行ったものであり、以下のような知見と示唆が示されている。

- * 知的財産を取り巻く環境が適切でないとして選定された53カ国のうち、中国及びロシアが最も深刻な加害者であるということが判明した。
- * 知的財産を取り巻く環境が適切でないと判断される主要な要素は、(a) 政府が知的財産に関する国際的な責務を果たそうとしていないことや、(b) 国内メディアが模倣品の根絶の重要性を軽視していることである。
- * 知的財産を取り巻く環境が最も適切であるとして選定された29カ国のうち、米国、

¹⁰⁷ BASCAP, Business perceptions: Counterfeiting and piracy global survey.
<<http://www.iccwbo.org/advocacy-codes-and-rules/bascap/bascap-research/business-perceptions-counterfeiting-and-piracy-global-survey/>>

英国、ドイツ、フランスが知的財産侵害への対応の点で先進的であるということが判明した。

- * 知的財産を取り巻く環境が適切な国々における企業ランキングは、主に、(a) 模倣品対策の重要性についての公衆の自覚を向上するため、メディアが効果的な役割を果たしていることや、(b) 模倣品対策のために法執行機関との間で強い協力関係を構築していることに基づいている。
- * ある国について、知的財産を取り巻く環境が「最も適切でない」ではなく、「最も適切」であると評価されるための要因についての包括的分析において、政府が確実に利用することが可能な資源の量が第一の決定要因であり、模倣品に対する明確な政府方針が存在していることがこれに続いている。
- * 調査の回答者全体において、知的財産を保護する立法は、知的財産を取り巻く環境が適切でない国々においてさえも、十分な水準にあるとの印象が持たれている。
- * 法執行のためのさらなる資源を割り当てることが、政府が追加的な資源を利用するための最も効果的な方法であると見られている。
- * 民間セクターにおける資源の割り当ては、模倣品対策を目的とした内部の取り組みに基づいてなされる傾向があり、外部組織への信用を要する取り組みに対する資源の割当とは異なっている。
- * 大量の製品に事業を依存している事業者は、製品の一括生産を行っている事業者に比べて、知的財産を保護する立法の強化より強く望んでいることが窺われる。
- * 企業は、公教育が模倣品対策のための重要な方法であるとみている。
- * 製品の開発行動を位置づける決定は、模倣品を対象とする明確な政府方針に密接に結びついている。
- * 製造拠点の位置づけも、執行機関との協力関係に密接に結びつく傾向がある。
- * 高付加価値の経済活動のための拠点としての国の魅力度に及んでいる長期的な影響は、模倣品によって得られる潜在的な経済的利益を上回っている。
- * 知的財産に関する課題は、特定の製品や技術的性質によって影響を受けている。
- * 知的財産が根付いている事業者は、公教育が模倣品対策のための重要な方法であるとみている。

b)政策提言

国際機関や各国の規制当局に対して、知的財産権の保護のあるべき方向性について、とりわけ以下の論点について政策提言を多数行っている。

◆自由貿易圏（Free Trade Zones）¹⁰⁸

本提言は、自由貿易圏に関するものであり、2013 年にドバイで開催された「世界税関機構 IT 会議及び展覧会（World Customs Organization IT Conference and Exhibition）」にて表明されたものである。主要な提言の内容は、以下の通りである。

- * 知的財産に関する立法に関する見直しや導入を行い、立法が国土内のすべての商品に対して、あらゆる税関の局面において適用可能であるとする文言を含めること。また、禁止物品が発見された場合、民事制裁金や罰金の対象となることを明示すること。
- * 税関に対して、自由貿易圏（FTZ）や経済特別地域（SEZ）、自由貿易港を含むすべての領域における物品に関する権限を与えること。
- * 自由貿易圏（や経済特別地域、自由貿易港等）が各国の税関当局の管轄下にあること、及び、各国の税関に、業務を実施したり、企業の帳簿を調査したり、物品の品質や非関税措置への適合性についての証明を行ったりするための無制限の権限があることを明示すること。
- * 税関に対して、知的財産権侵害の疑いがある物品を拘置するための職権上の権限を与えること。
- * 模倣品に対応するための刑事法及び民事法の効果的な執行を目的とした、各国の税関当局と自由貿易圏及び自由貿易港の当局との間の協力関係を可能とすること。
- * 商標権の保持者に権利侵害を通知する手続を簡素化し、権利者が法執行を主導できるようにするための規定を含めること。権利を侵害する物品を破壊するための簡素な手続を構築すること。

◆犯罪収益（Proceeds of Crime）¹⁰⁹

本提言は、犯罪収益の取扱いに関するものであり、2013 年にイスタンブールで開催された「第 7 回模倣品撲滅に関する世界大会（the Seventh Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy）」にて表明されたものである。主要な提言の内容は、以下の通りである。

- * 審理に関して、有罪判決をまたずに没収ができる制度や立証責任の転換を導入すること。
- * 追跡・捜査能力の強化や、（一定の場合には第三者に対するものを含む）押収権限を拡張すること。

¹⁰⁸ BASCAP, Free Trade Zones.

<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Free-Trade-Zones/>>

¹⁰⁹ BASCAP, Proceeds of Crime.

<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/BASCAP-Research/Proceeds-of-crime/>>

- *財産の凍結や没収に関して、規定に基づく手段の強化や財産の管理・没収財産の処分に関する規定を拡張すること。
- *犯罪収益に知的財産関連犯罪によるものを加えることによって、法執行組織の構造を強化し、合理化すること
- *特別捜査、政策・訴追担当者のための訓練部門を拡張し、犯罪収益への対応に関与する者の間での協力関係を促進すること。

◆欧州における刑事制裁（Criminal sanctions in Europe）¹¹⁰

本提言は、欧州における刑事制裁のあり方について提言を行うものであり、欧州委員会に向けて 2013 年 11 月に提出された。本提言は、「刑事法に基づく欧州連合の財政的利益に係る不正行為への対策に関する指令に関する欧州委員会草案について（Ref: European Commission's Proposal for a Directive on the Fight against Fraud to the European Union's Financial Interests by means of criminal law.）」と題されている。主要な提言の内容は、以下の通りである。

- *「刑事法に基づく欧州連合の財政的利益に係る不正行為への対策に関する指令」において、関税を免れた深刻な犯罪者の財産は差押・没収の対象となっているが、これによって禁固の判決を出すことが可能になるのみならず、模倣品の作成者に対して打撃を与えることが可能になるということ。
- *没収によって組織的な犯罪グループがさらに違法な行為を行ったり、犯罪行為による収益を適法な事業に流入させたりすることを防ぐことが期待できるということ。

◆通過貨物（Goods in transit）¹¹¹

BASCAP は、欧州委員会、欧州議会、欧州評議会に対して、税関を通過する段階にある模倣品を差し押え、破壊するためのよりよい手段の導入を提言してきた。また、貨物の保有者に貨物の仕向地を立証させるための「立証責任の転換」の導入についても提言してきた。

このほか、「共同体商標規則（Community Trade Mark Regulation）」及び「商標指令（Trade Mark Directive）」関連して、税関に模倣品対策のための効果的な手段を与える法的枠組みの必要性を提言してきた。

これらの提言は複数回に亘るものであり、以下の文書によって構成されている。

¹¹⁰ BASCAP, Criminal sanctions in Europe.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Criminal-sanctions-in-Europe/>>

¹¹¹ BASCAP, Goods in transit.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Goods-in-transit/>>

- * BASCAP joint submission paper on European Trade Mark Package (4 February 2014)
- * BASCAP amendments to the European Commission proposals amending Community Trade Mark Regulation (CMTR) 207/2009 and Trade Mark Directive (TMD) 2008/95/CE (February 2014)
- * BASCAP response to JURI Draft Reports on Trade Mark Package (7 October 2013)
- * BASCAP views on anti-counterfeiting measures under the reform of the EU Trademark System (2 July 2013)
- * Joint letter to Commissioner Barnier on protecting European consumers and trademark owners from counterfeit goods (7 March 2013)
- * BASCAP submission paper on EU Goods in Transit (3 December 2012)
- * BASCAP views submission on EU Goods in Transit (29 May 2012)
- * BASCAP position paper on EU Goods in Transit (19 January 2012)

◆簡素な包装 (Plain packaging)

BASCAP は、簡素な包装を普及させることによって模倣品被害が増加すると考えられるという問題に関しても、政策提言を行っている。提言の相手方となっているのは、簡素な包装を普及させる政策を採用している以下の国々・地域である。

オーストラリア ¹¹²

2012 年、オーストラリアはたばこ製品に簡易な包装を義務付けた最初の国となった。BASCAP は、これに関連する健康問題を認識したほか、このような立法が模倣品の被害を拡大する恐れがあり、ブランドの権利者が権利侵害に対して適切な行動をとる余地を制約してしまう恐れがあるという理由から、これに反対した。この点に関して提出された文書は、以下の通りである。

- * Australian law raises concerns for trademark owners and business (10 November 2011)
- * ICC BASCAP Comments Denounce Proposed Australian Plain Packaging Regulation (20 October 2011)
- * BASCAP letter to the Australian Committee Secretary on Tobacco Plain Packaging Bill 2011 and Trade Marks Amendment Bill 2011 (30 August 2011)
- * ICC says proposed australian plain packaging regulation 'bad public policy' (21 April 2011)
- * Letter to the Hon Dr Craig Emerson, ICC views on current Australian government proposal to mandate plain packaging (20 April 2011)

¹¹² BASCAP, Plain packaging in Australia.
<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Plain-packaging-in-Australia/>

欧州連合 ¹¹³

2010 年以降、欧州連合は簡素な包装に関する法制度の導入を検討している。このような動きに対して、BASCAP は以下のような文書を通じて懸念を表明してきた。

- * Joint statement reflexion on to the adoption of plain packaging legislations (28 March 2014)
- * BASCAP views on the revised Tobacco Products Directive (21 May 2013)
- * BASCAP letter to John Dalli, EC Commissioner for Health and Safety (15 December 2010)

アイルランド ¹¹⁴

上述のように欧州連合に対して簡易な包装を義務付けることについて懸念を伝達するとともに、BASCAP はアイルランドの保健省 (Department of Health) に対しても、以下の文書を通じて直接に懸念を伝えている。

- * Joint statement: IP Associations' strong concerns with the Irish Government's decision to proceed with plain packaging legislation (25 June 2014)
- * BASCAP Submission to Ireland Department of Health on EU TPD (January 2013)

ニュージーランド ¹¹⁵

BASCAP は、ニュージーランド政府に対し、以下の文書を通じて、簡易な包装に関する将来の対応につき、知的財産保護政策や法執行体制、事業者や政府における効果的な模倣品対策の能力との関係で、注意深く検討するよう要請した。

- * BASCAP submission on the Smoke-free Environment (Tobacco Plain Packaging) Amendment Bill (26 March 2014)
- * Proposed regulation of tobacco packaging in New Zealand could increase counterfeiting, ICC BASCAP warns (4 October 2012)
- * BASCAP response to New Zealand proposal to introduce plain packaging of tobacco products (October 2012)

¹¹³ BASCAP, Plain packaging in the European Union.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Plain-packaging-in-the-European-Union/>>

¹¹⁴ BASCAP, Plain packaging in Ireland.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Plain-packaging-in-Ireland/>>

¹¹⁵ BASCAP, Plain packaging in New Zealand.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Plain-packaging-in-New-Zealand/>>

英国¹¹⁶

英国の簡素な包装のルールの見直しに関する諮問が行われている段階において、BASCAP は知的財産の侵害につながる恐れがあるとして、簡易な包装を義務付ける立法に反対する旨の、以下の意見書を提出した。

* BASCAP response to UK consultation on standardised packaging of tobacco products
(August 2012)

* Plain packaging of tobacco raises broader issues for consumers, government and business
(16 April 2012)

欧州監視部門 (European Observatory)¹¹⁷

以上のほか、BASCAP は、欧州連合の内部に設置されている、知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights) との連携を深め、模倣品対策の方向性や実効性強化に関する様々な政策提言を行っている。これまでの提言は、以下の通りである。

* Joint letter to Antonis Kastrissianakis, Director, DG TAXUD, European Commission (28 April 2014)

* BASCAP comments on the EU Observatory Multiannual Strategic Plan and 2014 Work Plan (7 November 2013)

* Draft Multiannual Plan 2014-2018 European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights, version 2.8 (22 October 2013)

* Draft Work Programme 2014 - European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights, version 1.0 (16 October 2013)

* BASCAP comments on Observatory Draft 2013 Work Programme (12 October 2012)

* Draft Work Programme 2013 - European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights, version 2.1 (17 September 2013)

反模倣品貿易協定 (Anti Counterfeiting Trade Agreement) ACTA)¹¹⁸

2010 年 12 月 3 日に反模倣品貿易協定 (ACTA) の最終版が公表されたが、BASCAP はこれの取りまとめにあたっても必要な知見を提供してきた。この作業に関連する文書とし

¹¹⁶ BASCAP, Plain packaging in the United Kingdom.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Plain-packaging-in-the-United-Kingdom/>>

¹¹⁷ BASCAP, BASCAP's work with the European Observatory on Infringements of Intellectual Property.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/BASCAP-s-work-with-the-European-Observatory-on-Infringements-of-Intellectual-Property/>>

¹¹⁸ BASCAP, ACTA business response and updated launch.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/ACTA-business-response-and-updated-launch/>>

て、以下が挙げられる。

- * Business Comments of Final Text
- * Joint Statement: Business Community Urges EU to Endorse ACTA
- * BASCAP and INTA: Memo to Negotiators, June 24, 2010
- * BASCAP and INTA: Comments
- * Business Perspectives on Recently Released “Summary of Key Elements Under Discussion”
- * Cover letter to Ambassador Kirk, US Trade Representative
- * Business Perspectives on International Cooperation, Enforcement Education and Internet-related Issues
- * Business Perspectives on Criminal Enforcement Provisions, Memorandum to ACTA Negotiators
- * Letter from ICC and INTA to USTR Ambassador Schwab
- * Business Perspectives on Border Measures and Civil Enforcement, Memorandum to ACTA Negotiators
- * Business paper presented to ACTA negotiators
- * BASCAP views on ACTA process presented to USTR Susan Schwab

c)メンバー間でのノウハウ等共有

主にメンバーに対して、知的財産権保護の現状や課題、今後の取り組みの目的や方向性、方法などについて情報共有を行っている。

◆Anti-counterfeiting 2014 - A Global Guide（2014 年）¹¹⁹

BASCAP は、世界的な商標権保護団体である World Trademark Review が発行する冊子である「Anti-counterfeiting - A Global Guide」に毎年寄稿している。本冊子は、BASCAP の寄稿による知的財産権保護のための取り組みの全体像に加え、各国における知的財産権保護の現状や課題についても取り扱うものである。2014 年度版において BASCAP が述べているのは、主に以下の点である。

- * 過去 10 年に亘り、偽物の食品・飲料、書籍、電子機器、薬品、携帯電話バッテリー、交換部品、玩具を含むあらゆる製造セクターにおいて、模倣品の違法な取引は拡大してきている。
- * ますます多くの国々において、模倣品が大規模に浸透しており、これによって国

¹¹⁹ World Trademark Review, Anti-counterfeiting 2014 - A Global Guide.

<<http://www.iccwbo.org/Data/Documents/Bascap/International-engagement-and-advocacy/Confiscating-the-proceeds-of-IP-crime--a-modern-tool-for-deterring-counterfeiting-and-piracy/>>

家経済に対して大きな負担が生じている（正当な経済活動が締め出される結果となっている）。このような「地下経済」の成長によって、政府は公共サービスのための歳入を奪われ、納税者は大きな負担が強いられ、雇用に混乱が生じ、消費者は危険で非効率的な商品を手に入れることになってしまう。

*BASCAP の試算によれば、2015 年までに、全世界の模倣品の総額は約 1.7 兆ドルにも達する見込みである。

◆The ICC Intellectual Property Roadmap（2014 年）¹²⁰

本ロードマップは、知的財産権の保護に関する今後の取り組みの目的や方向性、方法などを示すものである。ロードマップの構成は、次の通りである。

A. Creating value from intellectual property
I. Managing intellectual property assets to create value
II. Licensing
1. General issues
2. Specific situations
2.1. Collective administration and licensing of copyrights
2.2. Patents and standards
III. Valuation and monetization of intellectual property assets
B. Obtaining intellectual property assets
I. Patents
1. Patent office cooperation and substantive patent law harmonization
2. Patent quality
3. Patentability of new uses for known compounds
4. The work on the patent system in Europe
5. Language considerations
II. Designs
III. Copyright
1. Moral rights
2. Protection of audiovisual performers
3. Protection of broadcasters
4. Access to published works for persons who are blind, visually impaired or otherwise print disabled
5. Orphan works
IV. Trademarks
1. Harmonization and streamlining of trademark rules and procedures
2. Famous / well-known marks
3. Searches
4. Restrictions on the use of trademarks on packaging
5. Non-traditional marks
V. Domain names
1. Expansion of the domain name landscape
2. Challenges for new gTLD registries and brand holders
VI. Geographical indications
VII. Plant variety rights (PVR)

¹²⁰ ICC, The ICC Intellectual Property Roadmap 12th Edition 2014.
<<http://www.iccwbo.org/Data/Documents/Intellectual-property/IP-Roadmap/IP-Roadmap-2014/>>

- VIII. Trade secrets/ confidential business information
- IX. Other forms of intellectual property
 - 1. Information products, e.g. databases
 - 2. Indigenous / community / traditional rights
- C. Enforcement of intellectual property rights
 - I. Enforcement priorities
 - 1. Litigating intellectual property rights
 - 2. Enforcement on the Internet
 - II. Resolution of intellectual property disputes by arbitration or mediation
 - 1. Arbitration
 - 2. Mediation
 - III. Counterfeiting and piracy
- D. Interaction between intellectual property and other policy areas
 - I. Sustainable economic development
 - II. Environmental protection
 - 1. Biological diversity
 - 2. Climate change
 - III. Innovation
 - IV. Competition
 - V. Information society

d)政府や関連団体等との連携

BASCAPは、様々な国・地域の政府担当者等との間で会合の機会を設けたり、共同でワークショップを開催したりしており、その中で知的財産権の適切な保護の推進等を要請している。これまでの相手方は、①カナダ¹²¹、②東アフリカ¹²²、③インド¹²³、④ロシア¹²⁴、⑤西アフリカ¹²⁵、⑥トルコ¹²⁶、⑦ウクライナ¹²⁷である。各会合の概要は、以下の通りである。

¹²¹ BASCAP, Canada.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/Canada/>>

¹²² BASCAP, Eastern Africa.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/Eastern-Africa/>>

¹²³ BASCAP, India.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/India/>>

¹²⁴ BASCAP, Russia.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/Russia/>>

¹²⁵ BASCAP, BASCAP attends South African conference to fight counterfeits.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/BASCAP-attends-South-African-conference-to-fight-counterfeits/>>

¹²⁶ BASCAP, Turkey.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/Turkey/>>

¹²⁷ BASCAP, Ukraine.
<<http://www.iccwbo.org/Advocacy-Codes-and-Rules/BASCAP/International-engagement-and-Advocacy/Country-Initiatives/Ukraine/>>

日程	相手方	開催地	テーマ
2012 年 1 月 12 日	カナダ政府	ロンドン	カナダ・EUFTA における知的財産権の保護
2013 年 3 月 19 日～21 日	アフリカ知的財産グループ	ダルエスサラム	知的財産権の活用と保護に関する実践的アプローチ
2012 年 8 月 7 日～9 日	ケニア反模倣品庁	ナイロビ	知的財産の保護と執行に関する官庁横断的アプローチの導入
2011 年 5 月 17 日～20 日	ケニア反模倣品庁	ナイロビ	知的財産権の執行
2013 年 9 月 19 日～20 日	インド商業連合	ニューデリー	模倣品の流通
2012 年 6 月 13 日	インド商業連合	ニューデリー	世界反模倣品デー
2012 年 10 月 22 日～24 日	ICC ロシア	モスクワ	2012 年反模倣品に関する国際フォーラム
2014 年 4 月 3 日	ケニア・ナイジェリア・西アフリカ・タンザニア・ザンビアの規制担当者	ヨハネスブルク	汎アフリカ反模倣品アフリカ会合
2014 年 4 月 15 日	トルコ政府	(不明)	第 4 回 EU・トルコ知的財産権作業部会
2013 年 4 月 26 日	トルコ政府	(不明)	「本物を買う」キャンペーン
2013 年 4 月 24 日	トルコ商取引連合	イスタンブール	第 7 回反模倣品に関する世界フォーラム
2012 年 5 月 6 日	ICC トルコ	アンカラ	知的財産の価値の最大化
2011 年 9 月 29 日	トルコ経済調査連合	アンカラ	知的財産の価値の最大化
2014 年 6 月 26 日	ウクライナ政府	キエフ	ウクライナにおける知的財産の推進と保護
2014 年 6 月 25 日	ウクライナ政府	キエフ	ウクライナにおける知的財産の推進と保護

(資料)BASCAP 公式 Web サイト

<<http://www.iccwbo.org/advocacy-codes-and-rules/bascap/international-engagement-and-advocacy/country-and-regional-initiatives/>>

e)シンポジウム開催

知的財産権の保護をテーマとするシンポジウムを多数開催している。

- * Excise Tax and Illicit Trade Workshop at WCO Knowledge Academy for Customs and Trade (3 July 2014)
- * Impact of organized crime on the legal economy (16-17 June 2014)
- * International IP Enforcement Summit London 2014 (11-12 June 2014)
- * INTA-IACC-BASCAP hosts Anticounterfeiting Association workshop in Hong Kong (9 May 2014)
- * IP Protect Expo (11-12 March 2014)

* International Conference to Combat Illicit Trade in Tobacco Products (25 September 2013)

* Seventh Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy opens in Istanbul (24 April 2013)

f)消費者啓発

消費者啓発の取り組みは、特に見られない。

g)その他

その他の取り組みは、特に見られない。

(11) Global Anti-Counterfeiting Group (GACG)

※特に記載のない限り、GACG ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	Global Anti-Counterfeiting Group
英語正式名称	Global Anti-Counterfeiting Group
正式略称	GACG
日本語正式名称 (名称仮和訳)	(国際反模倣団体 ¹²⁸⁾)
Web サイト URL	http://www.gacg.org/
設立年	1997 年 ¹²⁹
本所所在地	フランス・パリ
設立経緯	知的財産の保護及びエンフォースメント強化に向け、グローバル／地域横断的に情報の交換・共有および共同ロビー活動を実施することを目的に設立
ミッション	主に以下の 3 つの活動ミッションを通じ、知的財産保護および模倣品根絶を目指す a. 知的財産保護の重要性を広く啓発すること b. 構成メンバー間での知見の共有・周知 c. 模倣品対策に有効な対策の検討・導入 (活動グループの設立含む)
組織体制	代表者 記載なし 構成員 グローバル／地域横断的に情報共有および共同活動を実施することを目的としたネットワーク組織 (非政府組織／非営利団体)。 各国の知的財産保護団体 (23 団体) が加盟し、40 カ国で活動している。 構成メンバー 23 団体 Aktionskreis gegen Produkt- und Markenpiraterie - APM Anti Counterfeiting Collaboration - ACC Anti Counterfeiting-Group - ACG Anti-Counterfeit Agency - ACA Anti-Counterfeiting Group of India - ACGI Asociación Nacional para la Defensa de la Marca - Andema Association Belge Anti-Contrefaçon / Belgische Associatie Anti-Namaak - ABAC/BAAN Canadian Anti-Counterfeiting Network - CACN Canadian Intellectual Property Council - CIPC Comité Colbert - Comité Colbert Danish Anti Counterfeiting Group - DACG FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying the Economy - FICCI CASCADE Finnish Anti Counterfeiting Group - FACG Hong Kong Intellectual Property Society - HKIPS Istituto di Centromarca per la lotta alla contraffazione - Indicam

¹²⁸ 特許庁「国際知的財産保護フォーラム支援事業『欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究』報告書」(2005 年 3 月)における仮和訳。

¹²⁹ OECD「The Economic Impact of Counterfeiting」(1998 年)より。

<<http://www.oecd.org/sti/ind/2090589.pdf>>

	Norwegian Anti Counterfeiting Group - NACG Quality Brands Protection Committee - QBPC Swedish Anti Counterfeiting Group - SACG The Association of European Trade Mark Owners - MARQUES The Coalition for Intellectual Property Rights - CIPR The International Anticounterfeiting Coaliton - IACC Ukraine Alliance Against Counterfeiting and Piracy - UAACP Union des Fabricants - Unifab うち、代表委員会メンバーは以下 12 メンバー (特に*は設立メンバー) ABAC/BAAN, Belgium * ACGI, India (Vice-Chairman) Andema, Spain * APM, Germany (Secretary) * DACG, Denmark * FACG, Finland * IACC, USA * Indicam, Italy (Vice-Chairman)* SACG, Sweden * QBPC, China Union des Fabricants, France (Treasurer) * UAACP, Ukraine (Chairman) 加入条件 記載なし 体制図 掲載なし
団体の親組織内での位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

調査研究については、構成メンバーや構成メンバーが所属している関連団体（BASCAP や INTA 等）での取り組みや調査レポートが共有されている。

また、GACG としては、構成メンバーでないが模倣品対策に係る関連団体である「国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）」及び「トランスクライム（Transcrime）」（イタリアの大学で組織されている団体）と共同で以下の調査研究を実施している。

◆ 「Anti Brand Counterfeiting in the EU: Report on International and National Existing Standards」 （2010 年 12 月 30 日）¹³⁰

商標権の保護に関する国際的取り組みや各国の現状について調査を行っている。

◆ 「Anti Brand Counterfeiting in the EU: Report on Best Practices」 （2010 年 12 月 30 日）

EU 諸国における模倣品対策事例集として、以下の内容について、ベストプラクティス

¹³⁰ Transcrime, UNICRI, GACG, Anti Brand Counterfeiting in the EU: Report on International and National Existing Standards, 2010.
http://www.gacg.org/Content/Upload/Documents/Transcrime_Report%20Existing%20Standards_Project%20FAKES.pdf

や取り組み事例を整理している。

- * ビジネス分野でのベストプラクティス
- * 模倣品対策に係るネットワーク団体／国際組織の活動／取り組み
- * 啓発・教育事業に係るベストプラクティス
- * 国際的な連携事例（協定文書の提携や共同関税オペレーション等）
- * 行政・司法に係るベストプラクティス
- * 模倣品対策技術のベストプラクティス
- * データベースの活用事例

◆ 「Fighting Against Brand Counterfeiting in Three Key European Member States」（2011 年 6 月）¹³¹

商標権の保護に関する基本的知識を取りまとめている。

b)政策提言

GACG の構成メンバーである団体が各自実施しているが、GACG 独自の取り組みとしての実績はない。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

ウェブサイトで加盟団体のイベントやキャンペーン等、活動状況の共有が頻繁に更新されている（毎月 2 回～3 回程度）。その他、定期的に代表委員会の会合が開催されており、GACG 年次会合および役員会が毎年開催されている（2014 年 6 月、2013 年 5 月、2012 年 12 月、2012 年 10 月）。国際的な取り組みや構成メンバー含む関連機関による知的財産保護や模倣品対策に係る取組みや動向についての情報共有・意見交換の場となっている（2013 年の年次会合では、ケーススタディの情報共有やリスク分析のため参加メンバーから税関との連携強化（特に港湾を焦点）が提言された他、QBPC が中国における港湾税関の課題（オンライン決済による小包貨物の増加に対する対策の遅れ）について情報共有した）。

d)政府や関連団体等との連携

構成メンバーや構成メンバーが所属している関連団体(BASCAPやINTA等)と連携し、相互に情報共有を図っている。

¹³¹ Transcrime, UNICRI, GACG, Fighting Against Brand Counterfeiting in Three Key European Member States, 2011.
<http://www.gacg.org/Content/Upload/Documents/Transcrime_Report%20Existing%20Standards_Project%20FAKES.pdf>

e)シンポジウム開催

毎年6月に世界模倣対策デー（World Anti-Counterfeiting Day）を設け、GACG が主催で「グローバル模倣対策賞（Global Anti Counterfeiting Awards）」を実施している。2014 年に第16回目開催となり、知的財産権保護および模倣品対策で特別な貢献をした個人や企業、団体を表彰している

f)消費者啓発

GACG の構成メンバーである団体が各自実施しているが、GACG 独自の取り組みとしての実績はない。

(12) Comité Colbert

※特に記載のない限り、Comité Colbert ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	Le Comité Colbert
英語正式名称	The Comité Colbert
正式略称	—
日本語正式名称 (名称仮和訳)	コルベール委員会 ¹³²
Web サイト URL	http://www.comitecolbert.com/
設立年	1954 年
本所所在地	フランス・パリ
設立経緯	フランス高級ブランドの価値向上と世界への発信を目的に、フランスの芸術文化において 17 世紀に顕著な功績を残した Colbert 氏の名称をとって、1954 年に設立された。
ミッション	フランスの「アール・ド・ヴィーヴル (生活美学)」スタイルの国際的普及を共通理念として掲げ、加盟ブランド間での経験の共有を通じ、フランスの高級品の価値向上と発展を目指している。具体的には以下 4 点がコルベール委員会のミッションとして、挙げられている。 ○加盟メンバーの多様性を通じ、フランスの高級ブランド産業を代表する価値を提供すること ○ベストプラクティスや最新情報の共有を通じ、将来的な発展に向けた材料を提供すること ○ブランド性と文化を結び付け、世界中にフランススタイルの展開を図ること ○フランスや欧州、世界各地の公的機関との対話を通じ、加盟メンバーのビジネス展開を促進すること
組織体制	代表者 Michel Bernardaud 構成員 会員数 96 団体 ○ブランド・オーナー 78 社 シャネル、パカラ、ボランジェ、シャトー・ラフィット・ロートシルト、クリスチャン・ディオール、エルメス、ラコステ、ランコム、ロンシャン、ルイ・ヴィトン等が参加している。加盟ブランドの業種は多岐に亘る。 金・ブロンズ 4 社 水晶 2 社 革製品 6 社 装飾品 5 社 出版 3 社 陶磁器 4 社 高級食料品 10 社 高級婦人服 12 社 ホテル 7 社

¹³² 特許庁「平成 15 年度 先進国における模倣品流通対策法制の実態調査報告書」(平成 16 年 3 月) <http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/report/pdf/h15_1.pdf>

	貴金属 7 社 香水・化粧品 9 社 ワイン 9 社 ○協力会員 14 団体 文化協会や他関連団体 (Air France, Comédie-Française 等) ○フランス以外の欧州企業 4 社 EU 諸国における高級ブランドセクターの連携強化を図るため、2011 年よりフランス以外の欧州諸国のメンバー加盟を受け入れている。 Herend (Hungary, porcelain) Moser (Czech Republic, glassware) Delvaux (Belgium, leather goods) Dr Irena Eris (Poland, cosmetics, hotels/spas) 役員 (Board Members) Chair - Michel BERNARDAUD, BERNARDAUD President and CEO - Elisabeth PONSOLLE des PORTES
	体制図 掲載なし
団体の親組織内での位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

◆「国際的競争におけるフランスの高級品 (Le luxe français dans la concurrence internationale) (2014 年 3 月)

高級ブランド産業界による欧州経済への貢献について、著名な経済学者による調査研究を行っている。ブランド産業は欧州各国の経済競争力において重要な産業分野とされ、コルベール委員会の加盟企業は、約 396 億ユーロに及ぶフランスの経済成長に貢献する他、海外輸出において顕著な功績を示し、フランス国内において約 16 万人の雇用を創出するなど、フランスの国益の代弁者として非常に大きな産業であるとしている。

◆「高級ブランド産業における模倣品に対する戦い (La lutte anti-contrefaçon de l'industrie du luxe)」 (2012 年)

フランスの高級品産業が社会的・経済的にいかに重要であることを示し、高級品産業における模倣品の現状と対策について論じている。本調査は、フランスの高級品産業が 310 億ユーロもの売り上げを記録し、13 万 1000 人の雇用を生んでいることや、模倣品が 1994 年から 2011 年の間に 44.5 倍の規模に増大していること、押収された模倣品が 2006 年から 2011 年の間に 18.6 倍に増大していることなどを示している。

◆「フランス及び世界の模倣品との戦いにおけるコルベール委員会の役割（Le Rôle du comité Colbert dans la lutte contre la contrefaçon en France et dans le monde）」（2012 年）

フランスのブランドに関連する模倣品の現状と、それについてのコルベール委員会の活動の現状を紹介している。本調査では、中国をはじめとするアジア諸国、トルコ、ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アラブ首長国連邦などで模倣品の被害が頻発している状況を取り上げている他、立法提言や当局との連携など、コルベール委員会による知的財産権の保護の取り組みについても解説を行っている。

b)政策提言

法改正やエンフォースメント強化において、コルベール委員会はフランスの政府機関だけでなく、EUへの働きかけを行っている。フランス国内においては、後述する「フランス国家反模倣品全国委員会¹³³（Comité national anti-contrefaçon : NACC）」のメンバーとして、各委員会活動に参加しており、フランス国外での取り組みとしては、欧州を代表する約 300 のブランドで構成される「欧州文化・創造産業連合（ECCIA: European Cultural and Creative Industries Alliance）」の加盟メンバーとして、知的財産の保護や対策強化に向けたEUへの政策提言を行っている。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

コルベール委員会では、高級ブランド産業に特化した知的財産保護および模倣品対策に向けた基本資料として、「模倣品—必要不可欠な基礎知識（LA CONTREFAÇON – NOTIONS ESSENTIELLES）」¹³⁴を策定し、加盟メンバー間で共有する他、一般公開している。同資料では、高級ブランド産業における知的財産権を侵害する事例や模倣品の定義、また、具体的な模倣品対策として、欧州・フランスの政府当局や民間団体での取り組みや罰則規定（裁判所への提訴）などを紹介し、権利所有者の知的財産への理解醸成・意識啓発を行う資料をまとめている。

d)政府や関連団体等との連携

フランスや欧州、世界各地の団体と連携し、知的財産保護のアドボカシー活動を展開している。消費者啓発を目的としたイベントとして、模倣品撲滅啓発キャンペーンをフランスおよび欧州諸国の税関組織と共同で実施している他、欧州委員会（European Commission）が取り組む高級ブランド産業に係る事業のコンサルテーションを行っている。その他、欧州文化・創造産業連合（ECCIA; European Cultural and Creative Industries Alliance）の加盟メ

¹³³ 特許庁「平成 15 年度 先進国における模倣品流通対策法制の実態調査報告書」（平成 16 年 3 月）における仮和訳。

¹³⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングによる仮訳

ンバーとして英国やドイツ、イタリア等の関連機関と連携する他、2011 年にはインド商工会議所連合会（FICCI）との協議会を実施するなど、新興国や新たなビジネス展開先における団体との連携を図っている。

◆フランス国家反模倣品全国委員会（Comité national anti-contrefaçon : NACC）

コルベール委員会は、「フランス国家反模倣品全国委員会（Comité national anti-contrefaçon : NACC）」との間で緊密な協力関係を築いており、共同で反模倣品キャンペーンを行うなど、積極的に活動を行っている。NACCは、コルベール委員会の提案により 1995 年 4 月に設立された組織であり、フランス商工会議所や知的財産研究所、経済財政産業省、外務省等、13 のフランス政府機関と、コルベール委員会やユニオン・デ・ファブリカン（Union des fabricants : UNIFAB）含む 52 の民間団体¹³⁵の他、21 の民間企業が参加している。政府と産業界、企業等と間での対話や協働枠組みの構築を目的とし、法的枠組みの強化に焦点を当てている他、2009 年以降は、インターネット上の模倣品対策を優先的な課題として取り上げている。

e)シンポジウム開催

加盟メンバーの若手代表により構成された「高級ブランドの挑戦（Luxury Challenge）」プロジェクトの一環で、ノウハウや創造性の保護に向けた反模倣品キャンペーンを実施した。（会員メンバー22 社 37 名が参加）

f)消費者啓発

消費者啓発を目的としたイベントとして、模倣品撲滅啓発キャンペーンをフランスおよび欧州諸国の税関組織と共同で実施している。

g)その他

高級ブランド産業の「創造性と革新」を担う人材育成のため、デザイン学校や芸術学校の運営を行う他、ワークショップ（「COLBERT INTERNATIONAL DESIGN WORKSHOP」）の開催やパリ学校委員会（Pars School Board）と連携し若手職人の雇用創出、クラフト職人のキャリア支援等を図っている。

¹³⁵ その他、知的財産弁護士協会（Association des avocats de propriété industrielle : AAPI）や音声・映像海賊版対策協会（Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle : ALPA）、産業財産権専門家協会（Association des spécialistes en propriété industrielle de l'industrie : ASPI）などがある。

(13) International Anti Counterfeiting Coalition (IACC)

※特に記載のない限り、IACC ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	International Anti Counterfeiting Coalition
英語正式名称	International Anti Counterfeiting Coalition
正式略称	IACC
日本語正式名称 (名称仮和訳)	国際模倣対策連合 ¹³⁶
Web サイト URL	http://www.iacc.org/
設立年	1979 年 ※模倣品対策団体の中では世界で最も歴史が古い。
本所所在地	米国・ワシントン DC
設立経緯	知的財産保護を模索する企業が集まって設立。
ミッション	知的財産の保護 (protecting intellectual property) と模倣品抑止 (detering counterfeiting) * 上記に活動を特化した世界最大の非営利団体。 法規制や指示の徹底と、知的財産侵害を魅力のない・利益が出ない行為にするための関係構築により、模倣品・海賊版と闘う。
組織体制	代表者 会長 (President) : Robert (Bob) Barchiesi ----- 構成員 会員数 約 250 社 ○ブランド・オーナー 業種は、自動車、アパレル、高級品、医薬品、食料、ソフトウェア、娯楽産業まで多岐にわたる。企業規模は、小規模な私企業から大規模多国籍企業まで多様。 ○法律事務所 ○調査会社 ○製品セキュリティ会社 (Product Security Firms) グラフィックセキュリティ、ホログラム等の提供企業。 ¹³⁷ ○政府機関 米国連邦政府機関、一部の郡・市の警察の他、少数の外国の政府機関が含まれている。また、大学も含まれており、全部で 15。 ¹³⁸ ○知的財産関連の協会 全部で 10。 ¹³⁹ ※日本の企業等は以下の通り (日本企業名 : 会員企業名) : いずれもブランド・オーナーとして加入。 ・カシオ : Casio America, Inc. ・日本たばこ : Japan Tobacco International

¹³⁶ (独)日本貿易振興機構ウェブサイト「知的財産関連機関・団体」より。

< <http://www.jetro.go.jp/theme/ip/link/> >

¹³⁷ IACC ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹³⁸ IACC ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹³⁹ IACC ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

- ・任天堂：Nintendo of America Inc.
- ・ソニー：Sony Electronics, Sony Music Entertainment

役員（Board Members）

Executive Board

Chair - Dawn Buonocore-Atlas, Calvin Klein, Inc.
Treasurer - Brian Brokate, Rolex U.S.A, Inc.
Secretary - Adrienne Hahn, Chanel Inc.

Matthew Bassiur, Pfizer Inc.
Shane Berry, Abercrombie & Fitch
Donna Frazier Schmitt, Energizer
Bonnie MacNaughton, Microsoft Corporation

Board of Directors

Ewa Abrams, Tiffany & Co.
David Benjamin, Universal Music
Bill Berner, Nike Inc.
Kris Buckner, Investigative Consultants
Marcus Cohen, Recording Industry Association of America
Jim Duggan, Coty
Alina Halloran, OpSec Security
Tony Keats, Stubbs, Alderton & Markiles LLP
Brian Monks, Underwriters Laboratories
Tom Onda, Levi Strauss
Deejay Smith, Procter & Gamble
Scott Gelin, Apple
Lewis Rice, Estee Lauder
Jennie Martel, Colgate-Palmolive

加入条件

Web 上で加入申込が可能。

会員のメリット等に関する記述はあるが、特に承認が必要等の記載は無い。

会費

（年会費、単位：米ドル）

調査会社		
雇用または契約しているフルタイムの調査員が 1～5 人		1,837
雇用または契約しているフルタイムの調査員が 6～15 人		2,730
雇用または契約しているフルタイムの調査員が 16 人以上		4,830
ブランド・オーナー		
全世界連結利益額が年間 5 億米ドル未満		4,830
全世界連結利益額が年間 5 億米ドル以上		8,400
法律事務所		
国外を含む全拠点のフルタイム弁護士が合計 26 人未満		4,830
国外を含む全拠点のフルタイム弁護士が合計 26 人以上		8,400
製品セキュリティ会社（Product Security Firms）		4,830
知的財産関連の協会		
会員に IACC 会員を 1 者以上含む		4,830
会員に IACC 会員がいない		8,400
政府の役人（部署単位）		150

	体制図 掲載なし
団体の親組織内での位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

政府や他機関による統計データはウェブサイト上に掲載しているものの、独自の調査研究結果はみられない。

b)政策提言

米国内外において、知的財産エンフォースメントに係る法規制に関してコメントを提出している。

◆米国議会での証言

- 米国の知的財産システムにおける任意の合意（voluntary agreements）の役割（2013年9月）
- H.R.4216 外国模倣防止条例（The Foreign Counterfeit Prevention Act）（2012年）
上記の招聘は、模倣品対策問題や知的財産に取り組む政策立案者にとって IACC が“頼りになる”団体であることの証であるとの記載がある。

◆法廷助言書（amicus brief）¹⁴⁰

- グッチ 対 Li（2013年7月1日）
- ティファニー 対 フォーブス（2013年7月1日）
- ティファニー 対 イーベイ（eBay）（2008年10月22日）

◆パブリックコメント

- Voluntary Best Practices Study に対して（2013年8月21日）
米国特許商標庁からの要請を受けて、知的財産侵害を防ぐための協力協定やその他の任意の取組の効果を評価する方法に関して、後述する IACC の「模倣品・海賊版販売業者への資金流入を阻止する仕組み『RogueBlock®』」を例にとってコメント。
- IPEC Joint Strategic Plan に対して（2010年3月24日）

¹⁴⁰ 法廷助言書（amicus brief）：被告のために法廷助言者（事件の当事者ではない第三者）が裁判所に提出する意見陳述書

◆提言

毎年、米国通商代表部のスペシャル 301 条¹⁴¹の報告書に対する提言を発表している。

◆レポート

- 「IACC 白書」・事例や研究結果、多くの模倣事件を掲載。直近刊が 2005 年 1 月。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

毎年春と秋に情報共有のための会議「IACC Conference」を開催している。

会議では、産業界の最新情報とベストプラクティスを、法律、セキュリティ、政府、産業界の最前線にいるトップリーダーに紹介している。

d)政府や関連団体等との連携

◆行政官に対する研修（training）

米国国内法及び外国法の執行官のための独自の研修（training）と執行（enforcement）に関するカリキュラムを開発し、過去 20 年以上にわたって提供してきている。ニーズに合うように複数の異なる形式の研修セッションを開発し、要請に応じて、連邦レベル、州レベル、地方レベルの法執行官のために月 1 回のペースで、無償で開催している。

また、ラテン・アメリカ向けの研修プログラムも開発している。最初のラテン・アメリカ向け研修はチリで 2009 年 6 月に行い、同年 7 月にエクアドルで会議を開催した。

毎月ラテン・アメリカで研修を行うことを目指しており、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイでの開催が決定している。コロンビア、メキシコ、ブラジルにおいても今後、開催する予定である。

◆国内外の模倣品対策団体との提携

米国内外の類似団体と提携している。提携団体（partner organizations）には、以下の団体が含まれている。

- 欧州
 - ・ The Anti-Counterfeiting Group (ACG)
 - ・ Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy (BASCAP)
 - ・ European Brands Association des Industries de Marque (AIM)
 - ・ Global Anti-Counterfeiting Network (GACG)
 - ・ Union des Fabricants (UNIFAB)
- カナダ

¹⁴¹ 和訳は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2014 年 6 月）より。

- The Canadian Anti-Counterfeiting Network (CACN)
- The Canadian Intellectual Property Council (CIPC)
- 米国
 - Global Intellectual Property Center (GIPC)
 - International Trademark Association (INTA)
- アジア
 - Quality Brands Protection Committee (QBPC)
- ラテン・アメリカ
 - La Asociación Interamericana de la Propiedad Intelectual (ASIPPI)

◆他団体との対話

世界中の政府、知的財産権保持者、多様な産業界のパートナーと実質的な対話 (dialogue) をおこなっている¹⁴²。

◆他団体の活動への参加

知的財産エンフォースメント標準の向上を目指した地域のプログラムまたは国際的なプログラムに参加している。

◆中国大手ショッピングサイトと提携した安全なネットショッピングを提供する仕組み「IACC MarketSafe™」イニシアティブの推進

模倣品と闘うために、中国最大のショッピングサイト「Taobao Marketplace」と業界を超えて戦略的に提携する「IACC MarketSafe™」イニシアティブ¹⁴³を進めている。

「IACC MarketSafe™」イニシアティブでは、知的財産権保持者と Taobao Marketplace と IACC が協同し、合法で良質な商品を求める消費者に対して、安全で信頼できる買物体験を保証するものである。IACC 会員のブランドは、どれも参加登録できる。IACC とその参加メンバーは、Taobao Marketplace が、販売されている知的財産権侵害商品のリストとの一致を確認することや、繰り返し、あるいは大量に侵害商品を販売している者との一致を確認することを支援し、これらがすみやかに除外されるようにする。さらに、その後の調査や法執行 (enforcement) にも協力し、支援する。

¹⁴² ここで言う対話 (dialogue) とは、具体的には、毎年春と秋に開催する会議での情報共有や、「◆行政官に対する研修」における米国政府やラテン・アメリカ政府との対話、「◆国内外の模倣品対策団体との提携」に記載した米国内外の類似団体との対話、模倣品対策で中国大手ショッピングサイト「Taobao Marketplace」と連携していること、消費者啓発や模倣品・海賊版販売業者への資金流入を阻止する仕組みの構築「RogueBlock®」における他団体との連携や対話を指す。

¹⁴³ 「イニシアティブ (initiative)」と記載されている時と「プログラム(program)」と記載されている時があるが、トップページからリンクされている取り組みのページのタイトルが「イニシアティブ」のため、「イニシアティブ」を採用した。

2014 年 5 月に同プログラムを開始し、2015 年に改めて会員の参加を受け付ける予定としている。

e)シンポジウム開催

毎年春と秋に、香港、ドイツ及び米国各地で会議「IACC Conference」を開催している。

会議では、産業界の最新情報とベストプラクティスを、法律、セキュリティ、政府、産業界の最前線にいるトップリーダーに紹介している。講演、パネルディスカッション、ソリューション中心のセミナーが、参加者相互の協力環境を創出する。

基調講演者として、過去には米国の司法長官、知的財産執行調整官（Intellectual Property Enforcement Coordinator）、入国税関捜査局（Immigration and Customs Enforcement）を招いたことがある。2014 年春に香港で開催した会議では、香港税関や米国総領事を招いた。¹⁴⁴ 会員だけでなく非会員も参加できるが、会員は参加費が割引かれる。

f)消費者啓発

知的財産保護への意識を高めるための啓発キャンペーンを展開している。

◆DC Crime Museum と連携した消費者教育活動

National Museum of Crime & Punishment（略称：Crime Museum）（米国・ワシントン DC）において、模倣品による不都合な影響を紹介し、模倣品に対する一般社会の意識を高めるための展示を準備し、2014 年 6 月 24 日から公開されている。

◆消費者啓発のためのウェブサイトの構築・運営

模倣品を販売するウェブサイトでの買物に伴う危険性に対する認識を高めるためのウェブサイト「DesignsFauxReal.com」を構築・運営している。

当サイトは、ブランド商品を販売しているように見える偽サイトで、消費者がブラウズすると、模倣品を販売するウェブサイトで注文することに伴う危険性に関する教育的なメッセージが現れるようになっている。

◆国際消費者啓発キャンペーン

2009 年 6 月に“World Anti-Counterfeiting Day”に合わせて、消費者に対して正規品の購入を呼びかける公告キャンペーンを、米国ニューヨーク市及びロサンゼルス市、並びに世界各国の模倣品対策団体（Global Anti-Counterfeiting Group（GACG）、Union des Fabricants（フランス）、Canadian Intellectual Property Council（カナダ）、メキシコの団体）と連携して展開した。

¹⁴⁴ 過去の個々の会議内容は、ウェブに掲載が無い。

g)その他

◆模倣品・海賊版販売業者への資金流入を阻止する仕組み「RogueBlock®」の構築

IACC の会員が、インターネット上で模倣品や海賊版を販売している事業者を、クレジットカード及び支払い処理ネットワークに対して、直接通知するための合理的でシンプルな仕組み「RogueBlock®」を提供している。

知的財産権保持者と、クレジットカード会社や資金移転会社との交渉を経て、2012 年 1 月から開始した。現在では、世界の多くの大手クレジットカード会社と資金移転会社が協力している。

これまでに 10,900 のウェブサイト进行调查し、3,900 の模倣品販売事業者の口座を閉鎖させた実績がある。

(14) BSA | The Software Alliance (BSA)

※特に記載のない限り、BSA ウェブサイトより

①団体の概要

原語正式名称	BSA The Software Alliance
英語正式名称	BSA The Software Alliance
正式略称	BSA
日本語正式名称 (名称仮和訳)	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス ¹⁴⁵
Web サイト URL	http://www.bsa.org/ 日本語 Web サイトもあり http://bsa.or.jp/
設立年	1988 年 ¹⁴⁶
本所所在地	米国・ワシントン D.C. ※世界十数カ国にオフィスとスタッフを配置し、活動している。
設立経緯	記載なし。
ミッション	グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体。 経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションの創造が目標。デジタル社会の拡大とそれを推進する新たなテクノロジーへの信頼の構築に努めている。 ※テクノロジーに根ざした業界として国際的に活動する唯一の団体。
組織体制	代表者 プレジデント (President) 兼最高経営責任者 (CEO) ビクトリア A. エスピネル (Victoria A. Espinel) 氏 ※現職就任前は米国ホワイトハウスの初代知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator : IPEC)、それ以前は、ジョージ・メイソン大学ロースクール教授として知的財産権および国際貿易法の教鞭を執るかたわら議会スタッフに対する知的財産問題のアドバイザーを務めていた。 構成員 ○会員 31 社 世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されていると自負している。 • Adobe • Altium • ANSYS • Apple • ARM • Ascom Network Testing • Aspen Technology • Autodesk • AVEVA • Bentley Systems • CA Technologies • Cisco Systems

¹⁴⁵ BSA 日本語 Web サイトより。

¹⁴⁶ BSA 「BSA | The Software Alliance のご紹介」より。

	・ CNC Software – Mastercam ・ Dassault Systemes ・ DELL ・ IBM ・ Intel ・ Intuit ・ Keysight Technologies ・ Microsoft ・ Minitab ・ ニコン : Nikon ・ Oracle ・ PTC ・ Rockwell Automation ・ Salesforce.com ・ Siemens PLM Software, Inc. ・ Symantec ・ Tekia ・ The MathWorks ・ Trend Micro ※日本の企業では、ニコンが加入している。 事務局 ○アドボカシー・チーム ワシントンから東京、ブリュッセルからサンパウロに至る政府および一般の利害関係者と連携して、ソフトウェア企業が研究および製品開発に多額の投資を行って生み出した知的財産を商用化するのに適した市場環境を作り上げるために活動している。 ○不正対策チーム 加盟企業のイノベーションが侵害されないようにし、正式にライセンスを受けた正規ソフトウェアの利点をエンドユーザーに周知させる活動を展開している。 加入条件 ○会員種類 ・ グローバル・メンバーシップ ・ グローバル・アドボカシー・メンバーシップ ・ リージョナル・メンバーシップ ・ リージョナル不正対策メンバーシップ ・ リージョナル・アドボカシー・メンバーシップ ・ カントリー・メンバーシップ ※加入条件、会費に関しては Web サイト上に記載が無い。 体制図 掲載なし。
団体の親組織内での位置づけ	—

②団体による模倣品対策の概要

a)調査研究

商用ソフトウェアの開発は、世界最大の著作権産業であると位置づけ、知的財産の不正使用とその経済的影響に関して最も権威のある世界規模の研究成果を発表している。これによって、問題の範囲を明らかにするとともに、国内および国際的な政策対応を形成できるよう支援している。一部の調査研究レポートは、日本語でも発行されている。

◆日本語で発行されているレポート

*デジタル経済の推進：成長を促進するための経済アジェンダ（2014年）

*BSA グローバルソフトウェア調査（旧：BSA 世界ソフトウェア違法コピー調査）

最新版は2013年版。それ以前は2011年版、2010年版と、2003年版から毎年発行している。

*NAVIGATING THE CLOUD: ソフトウェア資産管理が以前に増して重要課題となる理由（2014年）

*BSA グローバルクラウドコンピューティングスコアカード

2013年、2012年に発行している。

*競争優位性：正規ソフトウェアがもたらす経済効果（2013年）

*将来に向けた投資：IT産業競争力のベンチマーク調査

2011年版、2009年版、2007年版を発行している。

◆英語のみで発行されているレポート

*EU Cybersecurity Dashboard（2015年3月）

*Risky Business（2015年2月）

*BSA Survey: How Data Analytics Benefit the Economy（2014年12月）

*Powering the Digital Economy: A Trade Agenda to Drive Growth（2014年1月） 他多数

b)政策提言

開かれた市場と公正な競争が、イノベーションや経済成長に不可欠であるとし、市場開放と公正競争の確保に関する政策提言を行っている他、責任あるデータ管理を促進し、テクノロジー市場を変革するとともに、社会に対して価値を生み出す新しいイノベーションの波を一つ一つ受け入れ、導入できるよう、ITテクノロジーに対する信用と信頼を構築するための政策提言を行っている。

◆市場開放と公正競争の確保に関する政策提言

貿易障壁の撤廃と、競争を歪めることでイノベーションを阻害する差別的な調達優遇の

排除に向けて、政府と協力してソフトウェア産業の市場機会を拡大している。市場開放と公正競争の確保に関して、世界各国の政府に働きかけている主要テーマは以下の通り。

***成長への障壁の撤廃**

政策立案者に対し、情報、専門家による分析、業界の見識を提供し、市場開放アジェンダを促進している。

これは、特に、世界で最も成長が著しいテクノロジー市場である一方で不正使用が横行している BRICs 経済に対して重点を置いて行っている。

***テクノロジーの中立性促進**

国際的に認知された基準と、各政府間で偏りのない IT 調達方針を促進することによって、テクノロジー間における公正な競争を奨励している。

***新たなイノベーションの支援**

政策立案者と協力し、クラウド・コンピューティングなどの新しいテクノロジーが広く利用される環境づくりに努めている。技術標準に関する協力に加え、この取り組みには知的財産保護の強化、国際的法律原則の調和、1つの企業や政府の管轄を超えたその他の課題への対応が含まれる。

◆IT テクノロジーに対する信用と信頼を構築するための政策提言

***消費者の保護**

クラウド・コンピューティングなどの新しいテクノロジーの出現を受け、BSA および BSA 加盟企業はプライバシーとセキュリティの適切な基準を開発し、政策立案者や規制当局とその見識を共有している。

***政策ソリューションの提案**

サイバー犯罪を効果的に阻止および罰するための政策のほか、脅威の軽減、消費者への情報提供と保護、サイバー事件への対応に向けた政策を、政府が策定する際に指針となるグローバル・サイバーセキュリティ・フレームワークを開発した。

c)メンバー間でのノウハウ等共有

◆不正対策プログラム

約 50 カ国で知的財産の不正使用に対する対策プログラムを実施しており、商用エンドユーザーライセンス侵害、偽造活動、インターネット上の不正取引に対しては、法的措置を取る BSA メンバー企業を支援することで、ソフトウェアの不正防止に協力している。

◆捜査協力および権利保護支援

毎年数千件ものソフトウェアの不正コピー疑惑についての通報を、利用者、販売代理店、警察、加盟企業、関連団体から受け取っている。これらの通報を調査し、必要に応じてソフトウェアの不正コピーを阻止するために民事訴訟を提起する BSA 加盟企業に協力している。特に悪質なケースについては、BSA 加盟企業は警察当局に連絡し刑事訴追を求めている。

日本では 2015 年 3 月 15 日まで、不正コピーしたソフトウェアを使用している企業の通報に対して最高 300 万円の報奨金を提供している。

◆ソフトウェア投資最適化マネジメント・システム「ソフトウェア資産管理（SAM）」の提供

組織がコンプライアンス・リスクを削減し、投資収益率（ROI）を最大化する方法で、ソフトウェア投資を最適化するためのプロセスと体制の構築・運用管理・改善を行うためのマネジメント・システム「ソフトウェア資産管理（SAM）」を提供している。

* 日本語で提供しているコンテンツ

- ・ 経営者のためのソフトウェアリスクマネジメントの手引：企業経営者向けに、SAM の必要性和ソフトウェアの不正使用に起因するリスクを正しく理解し、適切な IT 資産管理を実現するためのガイド。
- ・ BSA e ラーニングサービス：ソフトウェアのライセンスやコンプライアンスについて学べる 2 つのコース「トップマネジメントのためのソフトウェア・コンプライアンス入門」、「いまさら聞けないソフトウェア・ライセンス入門」を無料で提供している。
- ・ C-SAM ポータル：企業におけるソフトウェア資産管理を支援するため、SAM の構築手順や各種雛形のダウンロード、SAM 構築会社の紹介などを公開している。
- ・ P-SAM ポータル：地方自治体や学校などパブリックセクターにおけるソフトウェア資産管理を支援するため、SAM の構築手順や各種雛形のダウンロードに加え、多くの SAM 導入事例を公開している。

* 英語で提供しているコンテンツ

日本でのサービス提供は未定。

- ・ SAM Advantage：国際標準化機構（ISO）が発行する世界的な SAM 標準を、企業が継続的に採用しやすくするように支援する長期的な取り組み。IT 管理理者用に設計された、最新のオンライン・トレーニングコースおよび認定プログラム。
- ・ CSS（O）：組織向けに設計された標準ベースの SAM 認定。組織のソフトウェア資産管理プロセスが ISO SAM 標準に適合し、ライセンス・コンプライアンスを遵

守っているかどうかを、独立した立場から検証し、認定するもの。

- Verafirm：企業向けに設計された、業界支援ポータル。企業が自社のソフトウェアを管理するために使用できるツール。

d)政府や関連団体等との連携

◆知的財産権の保護

世界中の政府と協力し、知的財産の保護が、クラウド・コンピューティングなどの新しいイノベーションに対応するよう尽力している。

◆官民連携の推進

テクノロジー市場を変革するとともに、社会に対して価値を生み出す新しいイノベーションの波を受け入れ導入できるよう、IT テクノロジーに対する信用と信頼を構築するため、BSA 加盟企業の専門知識と官公庁との生産的な協力関係を生かして、BSA はナレッジセンターとして機能するほか、業界と政府の間の協力とコンセンサスの構築を促す役割を果たしている。

e)シンポジウム開催

日本では、(一社)日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）等の他団体と連携しながら、ソフトウェア資産管理の必要性等に関する説明会等を開催している。

f)消費者啓発

ソフトウェアの不正な使用や取引に関連した害悪について消費者に情報を提供する教育啓発活動を、Web サイトや各種メディア、さらにコミュニティ等を通じた情報発信を通じて推進している。

◆消費者啓発 Web サイト「違法告発.com」

日本において組織内でのソフトウェアの不正コピーの実態と情報提供の安全性等を広く訴求することを目的にしたサイト。以下の 4 つのコンテンツで構成されている。

*職場環境改善企業ドラマ「知財×ブラック」

気弱な主人公が不正な職場環境の改善のため立ち上がる企業ドラマを描くマンガ。

*弁護士が答える BSA への情報提供が安心な 4 つの理由

BSA 日本担当顧問が情報提供の安全性やポイントを解説している。

*過去の情報提供者が語る 私が決断した理由

不正コピーの通報経験者へのアンケートをもとに、通報から不正コピーの改善までの体験談を紹介している。

＊あなたの会社は大丈夫か？不正コピーのある風景

過去の通報案件をヒントに組織内における不正コピーの手口を紹介している。

g)その他

◆不正ソフトウェアの調査と削除要請

最新のテクノロジーを使用して、オンライン・オークションサイト、ピアツーピア・サイト（P2P）、その他のインターネット・チャネル経由による不正ソフトウェアのインターネット取引を追跡調査し、毎年、インターネットサービス・プロバイダーやウェブサイトの管理者に対し、不正ソフトウェアをサイトから削除するよう求める要求書を数千件発行している。

(15) Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy

※特に記載のない限り、Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy ウェブサイトより

①会議の概要

原語正式名称	Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy
英語正式名称	Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracy
正式略称	—
日本語正式名称 (名称仮和訳)	—
Web サイト URL	http://www.ccapcongress.net/
開催開始年	2004 年
事務局所在地	スイス・ジュネーブ
開催経緯	急速に拡大する模倣・偽造問題に対応する必要性が、横行する知的財産侵害に起因する無数の対策費用を懸念する各国政府及び国際機関における優先事項となり、各国レベル及び国際レベルで関係者がより効果的に協力して脅威と闘う戦略が必要となったことから、最初の会議が開催された。第1回の会議の主催は、世界税関機構 (World Customs Organization (WCO)) とインターポールで、世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization (WIPO)) の後援を受けて開催された。
ミッション	○模倣・偽造への対応をグローバルな政治・ビジネスにおける議題に押し上げる ○官民合同の活動を追求する官民トップによるパートナーシップを構築する ○執行策に人的・資金的資源を一層投資する状態を創出する ↓ <包括的な目標> これら全体に係る費用に対する理解を向上させることにより、知的財産保護への投資が、どのように他の社会的・開発的問題を向上させることができるかという決断に直面している政府を支援することを目指している。
開催主体	以下の官民合同パートナーシップにより開催されている。 ○インターポール (INTERPOL) ○世界税関機構 (World Customs Organization (WCO)) ○世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization (WIPO)) ○国際商業会議所 BASCAP (International Chamber of Commerce / BASCAP (ICC/BASCAP)) ○国際商標協会 (International Trademark Association (INTA))

②会議開催経緯

(注)主催、共催、議長、後援、協力等を表す英語表現は、各回少しずつ異なっている。
和訳は全て三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

◆第1回

＊開催期間：2004 年 5 月 25～26 日

＊開催場所：ベルギー・ブリュッセル

＊主催（Host）：

- ・世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）
- ・インターポール（INTERPOL）

＊後援（Support）：

- ・世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization (WIPO)）

＊協力（In cooperation with）：

- ・Global Business Leaders Alliance Against Counterfeiting (GBLAAC)
- ・国際商標協会（International Trademark Association (INTA)）
- ・International Security Management Association (ISMA)
- ・World Customs Organisation's IPR Strategic Group (WCOIPR)会員企業

＊参加者数：非記載

◆第2回

＊開催期間：2005年11月14～15日

＊開催場所：フランス・リヨン

＊主催（Host）：

- ・インターポール（INTERPOL）
- ・世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）

＊後援（Support）：

- ・世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization (WIPO)）
- ・Global Business Leaders Alliance Against Counterfeiting (GBLAAC)
- ・国際商標協会（International Trademark Association (INTA)）
- ・国際商業会議所（International Chamber of Commerce (ICC)）
- ・International Security Management Association (ISMA)

＊参加者数：500人以上（66カ国）

◆第3回

＊開催期間：2007年1月30～31日

＊開催場所：スイス・ジュネーブ

＊主催¹⁴⁷（convened by）：

- ・世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization (WIPO)）
- ・インターポール（INTERPOL）
- ・世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）

＊協力（In cooperation with）：

- ・Global Business Leaders Alliance Against Counterfeiting (GBLAAC)
- ・国際商標協会（International Trademark Association (INTA)）

¹⁴⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。便宜上こう訳している。

- ・ 国際商業会議所 (International Chamber of Commerce (ICC))
- ・ International Security Management Association (ISMA)

* 参加者数 : 1,000 人以上

◆第 4 回

* 開催期間 : 2008 年 2 月 3~5 日

* 開催場所 : U A E ・ ドバイ

* 主催 (Host) :

- ・ 世界税関機構 (World Customs Organization (WCO))

* 後援 (Support) :

- ・ ドバイ税関 (Dubai Customs)

* 共催¹⁴⁸ (convened by) :

- ・ インターポール (INTERPOL)
- ・ 世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization (WIPO))

* 協力 (In cooperation with) :

- ・ 国際商業会議所 (International Chamber of Commerce (ICC))
- ・ 国際商業会議所 BASCAP (International Chamber of Commerce / BASCAP (ICC/BASCAP))
- ・ 国際商標協会 (International Trademark Association (INTA))
- ・ International Security Management Association (ISMA)

* 参加者数 : 1,200 人以上(90 カ国)

◆第 5 回

* 開催期間 : 2009 年 12 月 1~3 日

* 開催場所 : メキシコ・カンクン

* 主催 (Host) :

- ・ インターポール (INTERPOL)
- ・ メキシコ工業所有権庁 (Mexican Institute of Industrial Property(IMPI))

* 後援 (Support) :

- ・ 世界税関機構 (World Customs Organization (WCO))
- ・ 世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization (WIPO))
- ・ 国際商業会議所 (International Chamber of Commerce (ICC))

* 参加者数 : 800 人以上 (80 カ国)

◆第 6 回

* 開催期間 : 2011 年 2 月 2~3 日

* 開催場所 : フランス・パリ

¹⁴⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。便宜上こう訳している。

＊主催（Host）：

- ・ フランス特許庁 (France Industrial Property Office (INPI))

＊議長（chair）：

- ・ 世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization (WIPO)）

＊共催¹⁴⁹（coorganized）：

- ・ インターポール（INTERPOL）
- ・ 世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）

＊協力（In cooperation with）：

- ・ 国際商業会議所（International Chamber of Commerce (ICC)）
- ・ 国際商業会議所 BASCAP（International Chamber of Commerce / BASCAP (ICC/BASCAP)）
- ・ 国際商標協会（International Trademark Association (INTA)）

＊参加者数：800人以上（100カ国以上）

◆第7回

＊開催期間：2013年4月24～26日

＊開催場所：トルコ・イスタンブール

＊議長（Chair）：

- ・ 世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）

＊主催（Host）：

- ・ トルコ税関（Turkish Custom）

＊共催（Co-Convened）：

- ・ 世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization (WIPO)）

＊協力（In cooperation with）：

- ・ 国際商業会議所 BASCAP（International Chamber of Commerce / BASCAP (ICC/BASCAP)）
- ・ 国際商標協会（International Trademark Association (INTA)）

＊参加者数：850人以上

◆第8回

＊インターポールが議長で開催予定

③直近の会議（第7回2013年4月開催）の概要

◆議長（Chair）

世界税関機構（World Customs Organization (WCO)）

¹⁴⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。便宜上こう訳している。

◆主催 (Host)

トルコ税関 (Turkish Custom)

◆スポンサー

Union of Chambers and Commodities Exchanges of Turkey (TOBB)

◆共催 (Co-Convened)

世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization (WIPO))

◆協力 (In cooperation with)

* 国際商業会議所 BASCAP (International Chamber of Commerce / BASCAP (ICC/BASCAP))

* 国際商標協会 (International Trademark Association (INTA))

◆開催期間

2013 年 4 月 24～26 日

◆開催場所

トルコ・イスタンブール

◆参加者数

850 人以上。

政府大臣・政策立案者、ビジネス・リーダー、公務員、法執行官、裁判官、弁護士、消費者団体、学界、セキュリティ・反模倣品の意思決定者、ブランド・オーナー、商標弁護士、専門調査員、国際機関、非営利団体。

◆基調講演者

* Dr. Kuno Mikuriya, Secretary General of the WCO

* Dr. Francis Gurry, Director General of WIPO,

* Mr. Ronald K. Noble, Secretary General of INTERPOL

* Ms. Toe Su Aung, 2013 President of INTA

* Ms. Shelley Duggan, Co-Chair of ICC/BASCAP

◆トルコからの参加者

* Mr. Hayati Yazıcı, Minister of Customs and Trade

* Mr. Ömer Çelik, Minister of Culture and Tourism

* 政府高官

* 産業界代表者

◆ テーマ

Evolving Challenges – Innovative Responses

◆ 各講演・セッションの概要と発表者

* Special Address

- Hayati Yazıcı, Minister of Customs and Trade, Turkey
- H.E. Recep Tayyip Erdoğan, Prime Minister of Turkey

* Opening Plenary

Chair:

- Kunio Mikuriya, Secretary General, World Customs Organization (WCO)

Speakers:

- Francis Gurry, Director General, World Intellectual Property Organization (WIPO)
- Ronald K. Noble, Secretary General, INTERPOL
- Toe Su Aung, 2013 President, INTA
- Shelley Duggan, Co-Chair, International Chamber of Commerce (ICC)/BASCAP and Associate
- General Counsel, Brand Protection, Procter & Gamble Company
- Rifat M. Hisarcıklıoğlu, President of TOBB and ICC Turkey, Turkey
- Ömer Çelik, Minister of Culture and Tourism, Turkey

* FROM PARIS TO ISTANBUL – EVOLVING CHALLENGES AND INNOVATIVE RESPONSES

This session will set the stage for the agenda of the Seventh Global Congress:

- What has happened since the Sixth Global Congress in Paris in February 2011?
- What can be done to promote the value of IP?
- What is the impact of current economic climate in combating counterfeiting and piracy?
- Has there been real progress in addressing counterfeiting and piracy through a balanced approach?
- How has the Internet impacted public opinion, awareness and policy efforts?
- Has there been an increase in criticism of IP rights and IP protection and what is causing this trend?

Speakers:

- Yves Lapierre, Director General, INPI, France

- Gaozhang Zhu, Director, Compliance and Facilitation Directorate, WCO

* Special Address

- Ziya Altunyaldız, Undersecretary, Ministry of Customs and Trade, Turkey

* BUILDING RESPECT FOR IP

This session will address various ways to stimulate and foster an enabling environment that promotes respect for IP in a sustainable manner:

- New initiatives in education and awareness-raising
- Measuring the scope and impact of counterfeiting and piracy
- Equitable disposal of infringing goods
- Corporate Social Responsibility in the context of nurturing respect for IP
- Enhancing cooperation with partner organizations and right holders

Moderator:

- Trevor Little, Editor, World Trademark Review, UK

Speakers:

- Orhan Gencebay, Composer, Lyricist, Performer, Turkey
- Mohd. Roslan Bin Mahayudin, Director of Enforcement, Ministry of Domestic Trade, Cooperatives, and Consumerism, Malaysia
- Keith Maskus, Associate Dean for Social Sciences, University of Colorado, USA
- Louise van Greunen, Director, Building Respect for IP Division, WIPO

* CAPTURING THE ELUSIVE INFRINGER ON THE INTERNET

This session will examine progress on how enforcement officials and right holders are addressing counterfeiting and piracy on the Internet through collaboration:

- Identification of websites providing infringing / illicit goods
- Internet sales: the role of postal services/express freight moving small consignments
- Current joint efforts to address counterfeiting and piracy on the Internet
- Future and emerging challenges to online enforcement, such as expansion of generic top-level domains (gTLDs)

Moderator:

- Candice Li, External Relations Manager, Anti-Counterfeiting, INTA

Speakers:

- Robert Barchiesi, President, International Anti-Counterfeiting Coalition, USA
- Frederick Felman, Chief Marketing Officer, MarkMonitor, USA

- Juan Hardoy, Director, EMEA Anti-Counterfeiting and Piracy and Digital Crime, Microsoft
- Norm Schenk, United Parcel Service (UPS), USA

*EVOLVING NATURE OF COUNTERFEITING – WHAT IS THE IMPACT ON FUTURE PUBLIC HEALTH AND SAFETY?

This session will look into increased efforts and remaining challenges to stop the flow of fake goods posing a potential risk to public health and safety since the last Congress:

- Highlighting multiple risks of fake health products to public health and safety
- Expansion of the threat to a wide array of consumer products
- Recent efforts and joint projects and actions in the protection of health and safety
- Remaining challenges

Moderator:

- Michael Ellis, Cosmetics Europe - The Personal Care Association

Speakers:

- Steve Allen, Senior Director, Global Security EMEA, Pfizer, Turkey
- Luke Au Yeung, Deputy Commissioner, Customs and Excise Department, Hong Kong, China
- Iskari Fute, Legal Counsel, Tanzania Food and Drugs Authority, Tanzania
- Aline Plançon, Head of Pharmaceutical Crime Programme, INTERPOL
- Chuck Qi, Asia Regional Brand Protection Manager, Beiersdorf A.G., Germany
- William Reid, Senior Director, Global Anti-Counterfeiting Operations, Eli Lilly and Company, International Federation of Pharmaceutical Manufacturers & Associations

* AWARENESS AND EDUCATION

This session will explore the latest research, including case studies, on consumer awareness and attitudes in relation to counterfeiting and piracy:

- Innovative strategies to change public perceptions on counterfeiting and piracy
- New initiatives by governments, IGOs, industry associations and public-private collaboration
- Key lessons and principles

Moderator:

- William Dobson, Deputy Director, ICC/BASCAP, France

Speakers:

- Meenu Chandra, Joint Director, FICCI and Head, FICCI CASCADE, India
- Paul Maier, Director, OHIM Observatory

- Pelin Mavili, Executive Director, ICC Turkey, Turkey
- Brian Monks, Vice President, Anti-Counterfeiting Operations, Underwriters Laboratories Inc., USA
- Marcin Mozdzonek, Cultural Manager, Foundation Legalna Kultura, Poland

* OPERATIONAL ENFORCEMENT ACTIVITIES IN THE CONTEXT OF CUSTOMS

This session will illustrate what has been identified and achieved as a result of capacity building for Customs – a key entity on the frontline in the fight against counterfeiting and piracy:

- New regional trends and patterns in counterfeiting and piracy
- Enforcement techniques and tools
- Latest achievements through operational border enforcement activities
- What can be done to address emerging and evolving challenges?

Moderator:

- Christophe Zimmermann, Senior Technical Officer, Compliance and Facilitation Directorate, WCO

Speakers:

- Baroma Winega Bamana, Regional Director, Togo Customs, Togo
- Caroline Edery, Head of the Unit "Protection of citizens and enforcement of IPR" in the Directorate-General for Taxation and Customs Union, European Commission
- Mehmet Güzel, Deputy Undersecretary, Ministry of Customs and Trade, Turkey
- Vanco Kargov, Director General, Ministry of Finance, Customs Administration, The Former Yugoslav c
- Michael Otto, Product Security Director of Operations, Novartis Corporate Security Novartis International AG, Switzerland
- Anh Ngoc Vu, Deputy Director General, Vietnam Customs

* DETERMINING JURISDICTION IN CROSS-BORDER CASES

The session will shed further light on different legal traditions and recent case law developments in determining jurisdiction in IP cases:

- Globalization and cross-border IP cases
- Conflict of Laws in IP cases
- Challenges in determining jurisdiction

Moderator:

- J. Christian Wichard, Deputy Director General, WIPO

Speakers:

- Owen Dean, Chair of Intellectual Property Law, University of Stellenbosch, South Africa

- Rochelle Dreyfuss, Pauline Newman Professor of law, NYU School of Law, USA
- Michael Fysh QC, SC, Barrister, Retired judge, Patents County Court, London, UK
- Fang He, Partner, Rouse & Co. International LLP, China
- Annette Kur, Senior Researcher, Max Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law, Germany
- J. Christian Wichard, Deputy Director General, WIPO
- Hazal Zengingül, Judge, Civil Court of Intellectual and Industrial Property Rights, Istanbul, Turkey

* THE TURKISH EXPERIENCE

The session will provide an opportunity to understand the current status and consider the future of IP protection in Turkey:

- Setting the Scene: Legislation, Implementation, and Stakeholders Engagement
- Problems and Challenges
- Cooperation and Solutions
- Partnership with Right Holders

Moderator:

- Hülya Erbay, Deputy Director General, Ministry of Customs and Trade, Turkey

Speakers:

- Kaan Dericioğlu, TOBB/Turkish Patent and Trademark Attorneys Assembly, Turkey
- Elif Betül Akın, Head of Trademarks Department, Turkish Patent Institute, Turkey
- Servet Deniz Kalem, 4th Degree Chief of Police, General Directorate of Security Affairs, Ministry of Interior, Turkey
- Özgür Semiz, Deputy Director General for Copyrights from Ministry of Culture and Tourism, Turkey
- Hülya Çetin, Rapporteur Judge, Ministry of Justice, Turkey
- Özlem Soysanli, Head of Department, Ministry of Customs and Trade, Turkey

* TRANSNATIONAL ORGANIZED CRIME IN RELATION TO COUNTERFEITING AND PIRACY

This session will focus on a more inclusive approach to addressing the transnational organized crime aspects of trafficking in illicit goods, such as counterfeit products:

- Involvement of transnational organized criminals in the production and distribution of counterfeit products
- Linkages between counterfeiting and piracy and other types of illicit/criminal activities
- New law enforcement approaches

- Interagency cooperation at national and international level

Moderator:

- Roberto Manriquez, Acting Assistant Director, Trafficking in Illicit Goods Sub-directorate,
- INTERPOL

Speakers:

- Zhaofeng Deng, Deputy Director General, Economic Crime Investigation Department, Ministry of Public Security of People's Republic of China, China
- Rosella Mangion, Legal Officer, Office of Legal Affairs, INTERPOL
- Marco Musumeci, Counterfeiting Programme Officer, UNICRI
- Vasylyl Nevolia, National Central Bureau of Interpol in Ukraine, Head of NCB, Ukraine
- Juan Pabla Susa Paez, Lieutenant, International Investigations Division, National Central Bureau, Colombia
- Mikailo Tijanić, Chief of Department for IPR, Ministry of Interior, Serbia

*REGIONAL AND NATIONAL CHALLENGES – UPDATES FROM DEVELOPING MARKETS

This session will feature case studies and presentations from some of the key developing markets on the challenges and innovative approaches being taken in dealing with counterfeiting and piracy:

- Exploring the barriers preventing further progress and the role of partnerships and cooperation in achieving positive results in combating counterfeiting and piracy
- The conflicting benefits and risks of free trade zones
- Linkages between nurturing respect for IP and sustainable development goals
- What can be learned from the approaches adopted by developed markets

Moderator:

- Jeffrey Hardy, Director, ICC/BASCAP, France

Speakers:

- Sertaç Köksaldi, Chairman, IPR Division of the Arçelik, Turkey
- Andrey Kuleshov, Head of WTO Division of the Ministry of Economic Development of Russian Federation
- Qunying Li, Director of IPR Division, Department of Policy and Law, General Administration of Customs of People's Republic of China, China
- Branka Totić, Director, Intellectual Property Office, Serbia
- José Henrique Vasi Werner, Partner, Dannemann Siemsen Advogados, Brazil
- Jyoti Vij, Deputy Secretary General, Federation of Indian Chambers of Commerce

(FICCI), India

* PUBLIC-PRIVATE PARTNERSHIPS AND OTHER SELF-REGULATORY MECHANISMS

The session will cover existing public-private partnerships and alternate options to address counterfeiting and piracy with a view to safeguarding the benefits of IP:

- Existing public-private partnerships aimed at creating respect for IP
- Self-regulatory mechanisms

Moderator:

- Eun-Joo Min, Senior Legal Counsellor, Building Respect for IP Division, WIPO

Speakers:

- Catherine Brel, Head of Brand Relations, eBay, France
- Afam Ezekude, Director General, Nigeria Copyright Commission, Nigeria
- Marianne Grant, Senior Vice President, Motion Picture Association, USA
- Ouadi Madih, Vice President, National Federation of Consumer Associations of Morocco, Morocco
- Ik-Hyun Seo, Cho & Partners, Republic of Korea

* TECHNOLOGY – A KEY DRIVER TO ADDRESS EVOLVING CHALLENGES OF COUNTERFEITING AND PIRACY

This session will look at various technology/tools available for the private/public sectors to address counterfeiting and piracy:

- The rapid advancement of technology: benefits and challenges
- Exploring different technology/tools available for law enforcement officials (how to distinguish between fakes and authentic goods)
- Communication and tools for the exchange of information
- How to optimize the use of those new developments?

Moderator: and speakers:

- Allen Bruford, Deputy Director, Compliance and Facilitation Directorate, World Customs Organization (WCO)

Speakers:

- Philippe Amon, Chairman and CEO, SICPA, Switzerland
- David Cooper, Director Global Brand Intelligence & Global Anti-Counterfeiting Programs, Hewlett-Packard, Switzerland
- John Keogh, Director Product and Consumer Safety, GS1 Global Office
- Sudhamo Lal, Director-General Mauritius Revenue Authority, Mauritius

- Ian Lancaster, Director, Reconnaissance International Ltd., UK
- Ralph Markert, Deputy Director, INTERPOL

* Closing Remarks

Speakers:

- Kunio Mikuriya, Secretary General, World Customs Organization (WCO)
- Hayati Yazıcı, Minister of Customs and Trade, Turkey

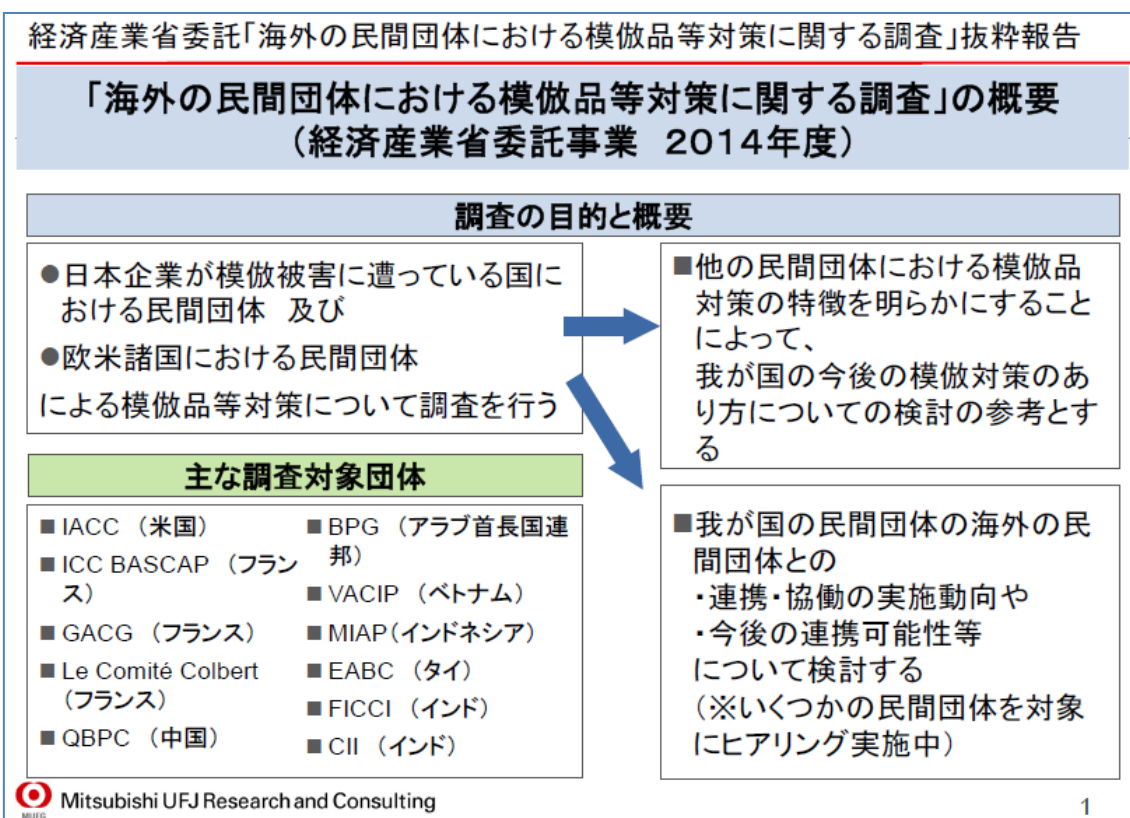
III. 我が国産業団体と海外民間団体との連携の状況及び今後の連携可能性

1. 我が国産業団体との調査結果の共有

「II. 海外の民間団体における模倣品対策の現状と分析」で調査した結果について、国際知的財産保護フォーラムの第3プロジェクトの会合において共有した。

具体的には、2014年11月26日の第3回会合において資料を配布し、2015年1月28日の第4回会合（セミナー「インドにおける効果的な模倣対策の検討～現地報告と事例紹介をベースとして～」として一般公開）において調査結果を報告した。

図表 III-1 調査結果報告資料



Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI) インド商工会議所連合会の概要

設立年	■1927年
組織体制	■会員 1,791(企業会員185、企業準会員1,302、団体会員304) ■加入している日本の企業: スズキ、パナソニック、三菱東京UFJ銀行、トヨタ 等 ■知的財産部門(IPR Division)がある ■会費 企業会員 年会費70万ルピー 団体会員 入会金1万ルピー、年会費6千～1万5千ルピー
本所所在地	■インド・ニューデリー
ミッション	■インドの産業界の効率性や世界的競争力を向上させること 等
日本の団体との接点	■(一社)日本知的財産協会(JIPA)が2012年1月、2013年2月、2013年10月にミッションを派遣、インド政府に対する共同での建議等につき意見交換を実施

Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI) インド商工会議所連合会の主な模倣品対策-1

政策提言	■知的財産権制度に関する <u>具体的な立法提案を含む政策提言</u> を積極的に行っている
消費者啓発	■インド国内における知的財産の尊重意識を高めるため <u>シンポジウム開催</u> している
メンバー間でのノウハウ等共有	■<u>Web上で教育プログラムを提供</u>している(英語、有料※、会員以外も受講可) ●インドの知的財産法制度や特定の業界における知的財産など※5コースある
特筆事項	■<u>模倣品対策の専門委員会「Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy (CASCADE)」を設置</u>し、各種活動を展開 ●模倣品の増加に対応するため2011年1月に設置

Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI) インド商工会議所連合会の主な模倣品対策-2

模倣品対策の専門委員会“FICCI CASCADE”について(続き)

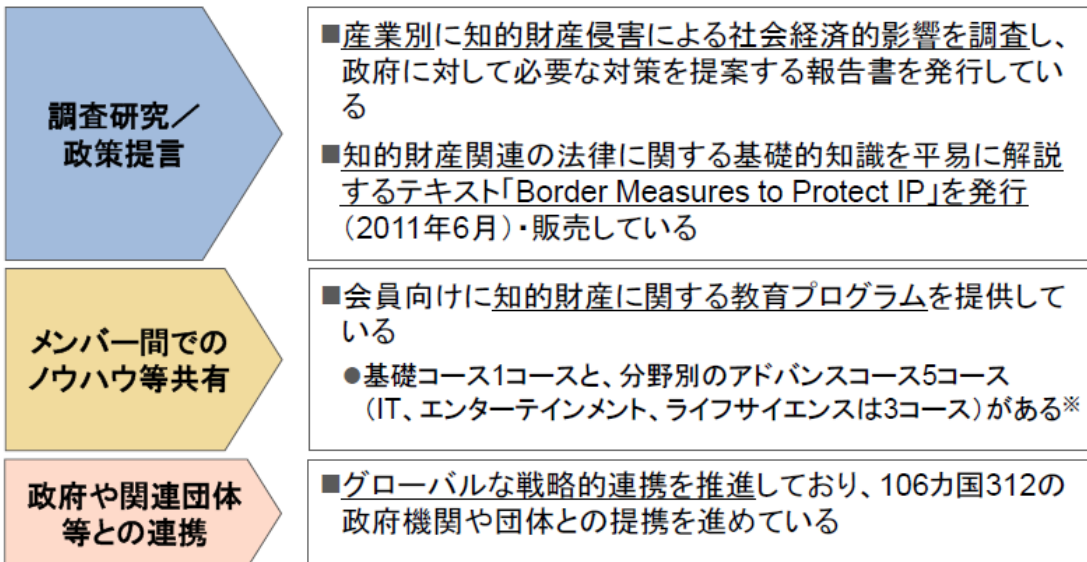
組織体制	■会員 17名(外資系企業、インド企業、法律事務所、監査法人等) ■アドバイザー 2名(元警察幹部、元税関幹部)
調査研究	■模倣品の社会経済的影響に関する調査結果を発表している
政府や関連団体等との連携	■警察や税関、判事候補者を対象として、知的財産や法律に関する研修等を開催している
シンポジウム開催	■模倣品や密輸品を阻止することがインド経済には不可欠であると訴えるセミナーをインド各地で開催している
消費者啓発	■GACG(国際反模倣団体)が毎年6月に設定している「世界反模倣品デー(World Anti-Counterfeiting Day)」に合わせたイベントをニューデリーで開催している ■若者を対象として、模倣品対策に関する弁論大会やディベート大会、コンテスト等をインド各地で開催している

Confederation of Indian Industry (CII) インド工業連盟の概要

設立年	■1895年設立の「エンジニアリング・鉄鋼協会(EITA)」が数度の名称変更を経て、1992年に現名称となった
組織体制	■会員 7,816(会員6,932、準会員15、産業団体232、専門団体637) ■知的財産を扱う委員会(National IPR Committee)を設置※ ■会費 会員 入会金1,500~1万ルピー、年会費5千~15万ルピー 団体会員 入会金1~2千ルピー、年会費1万5千or2万5千ルピー
本所所在地	■インド・ニューデリー
ミッション	■インドの経済的発展における産業界の役割を明確化し、強化すること等
日本の団体との接点	■(一社)日本知的財産協会(JIPA)が2012年1月、2013年2月、2013年10月にミッションを派遣、意見交換を実施。 ■2013年10月には先方要請を受けて※※、CII 第7回反模倣品・反海賊版国際会議に参加しJIPAの模倣品対策を発表

Confederation of Indian Industry

(CII) インド工業連盟の主な模倣品対策-1

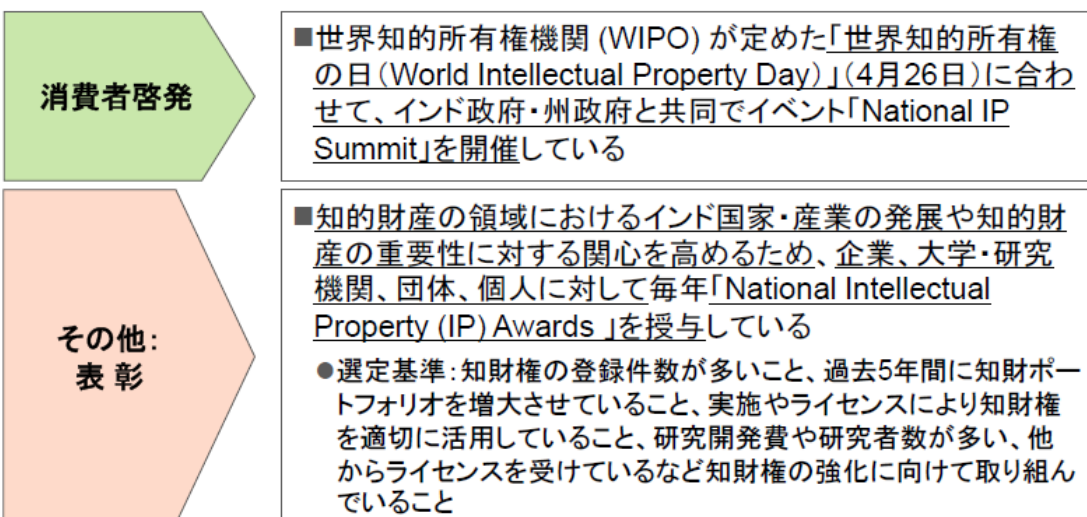


Mitsubishi UFJ Research and Consulting

※JETROニューデリーによるCIIヒアリング結果 6

Confederation of Indian Industry

(CII) インド工業連盟の主な模倣品対策-2



Mitsubishi UFJ Research and Consulting

7

《インド以外の国の民間団体による特徴的な模倣品対策のご紹介》

MIAP (インドネシア)	■模倣品による産業界の損失額は3.7兆ルピアに上るとの調査結果を2010年5月に発表
VACIP (ベトナム)	■国内外団体との連携、シンポジウム開催、税関向け教育
International Anti Counterfeiting Coalition (IACC) 国際模倣対策 連合(米国)	■模倣品対策団体の中で<u>世界最古</u>の1979年設立。知財保護と模倣品対策に活動を特化した<u>世界最大の非営利団体</u> ■中国大手ショッピングサイト「Taobao Marketplace」と提携した<u>安全なネットショッピングを提供する仕組み「IACC MarketSafe™」イニシアティブの推進</u> ■<u>模倣品・海賊版販売業者への資金流入を阻止する仕組み「RogueBlock®」の構築</u>(クレジットカード会社等と連携し、模倣品販売事業者の口座への<u>送金を停止</u>する。2012年1月から3,900の口座を閉鎖させた

2. 我が国産業団体等と海外民間団体との連携の状況及び今後の連携可能性

我が国の業界団体や知的財産関連団体並びに団体の会員企業に対して、以下の事項についてヒアリングやディスカッションを行い、海外の民間団体の模倣品対策の参考可能性や海外の民間団体との現在の連携状況及び今後の連携可能性等を整理する。

図表 III-2 我が国産業団体へのヒアリング・ディスカッション事項

- | |
|--|
| ○海外団体と同様の取組を実施することは意味があるか・また実施可能か
○海外団体との現在の連携状況、今後の連携可能性 等 |
|--|

(1) (一社)日本知的財産協会（JIPA）

(一社)日本知的財産協会（JIPA）では、欧米や中国、東南アジア、中東等における知的財産制度への対応の秘訣や模倣品を含む知的財産関連の問題への対処等に関する情報を収集し、会員企業に提供しており、その一環で各国へミッションを派遣し、現地民間団体との情報交換等もおこなった実績がある。

業種横断の知的財産専門の団体は他国に多くはなく、中国に QBPC はあるものの活動連携に至るほどの情報交流はできておらず、共同での活動はおこなっていない。

そうした中で、2012 年 1 月のインド訪問を契機にインドを取り上げて知的財産関連の問題把握や対処策の検討等を行う 3 年計画を策定し、2013 年 2 月、2013 年 10 月、2014 年 2 月、2015 年 2 月にミッションを派遣し、インドの経済団体とも何度か意見交換等をおこなった。

インド政府への制度等の改善要望などは、外国の企業団体が単独で行うよりも、現地の団体と連名で要望する方が効果的な場合があると考えており、またインド政府からも推奨されたことがあるので、今後も可能な範囲で連携の機会を模索していく意向である。

◆インドの団体との連携への取組

○政策提言

Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI)（インド商工会議所連合会）と、インド政府（Department of Industrial Policy and Promotion）に対し、模倣品対策や知的財産関連の制度・運用等について共同で建議を行うこと等について意見交換した。

○メンバー間でのノウハウ等共有

FICCI が有料で提供しているインドの知的財産法制度や特定の業界における知的財産などに関する 5 つの人材育成プログラム（Web 上で提供される Webinar 形式）の受

講を会員企業が試みた。

○消費者啓発

Confederation of Indian Industry (CII)（インド工業連盟）が毎年、企業関係者や学生などを対象として開催している「CII 第7回反模倣品・反海賊版国際会議¹⁵⁰（International Conference on Anti counterfeiting & Anti Piracy）」に参加し、(一社)日本知的財産協会（JIPA）及び発表者の企業における模倣品対策を発表した。

◆所見

FICCI に設置されている模倣品対策の専門委員会である「FICCI Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying Economy（FICCI CASCADE）」は、若者を対象として、模倣品対策に関する弁論大会やディベート大会、コンテスト等をインド各地で開催しているため、こうした大会やコンテストに協賛して賞品等を提供すると、CSRを兼ねた模倣品対策になると思われる。

(2) (一社)日本ベアリング工業会（JBIA）

ベアリング業界では、模倣品問題は日本では生じておらず、もっぱら海外市場でのみ発生している。そこで、(一社)日本ベアリング工業会では、日米欧のベアリング工業会で組成している世界ベアリング協会（World Bearing Association (WBA)）の一員として、個社単位では取組が困難な分野、すなわち、日米欧共同でのロビイングや啓発活動等を展開している。これは、WBAの「看板」を掲げることで、海外における模倣品対策がより一層の効果上げることを狙ったものである。また昨今の日中関係もあり日本単独では政府当局との交流が難しい状況に対応することにもなった。WBAでは設立の当初から、環境問題対応や統計整備などと並んで模倣品対策が大きなミッションであった。欧米の団体の特徴は、模倣品対策をブランド保護活動と捉え経営トップが取組のイニシアティブをとるところにあるとのことであり、欧米の団体と連携していくときのポイントは日本側も経営トップが出ていって議論していくところにあるとのこと。WBAでの活動に加え、今後は、世界レベルでは重点が置かれないが日本にとって重要市場である東南アジアについては、(一社)日本ベアリング工業会単独でも対策を採っていきたいと考えている。

◆欧米の同業団体との連携

日米欧のベアリング工業会で組成している世界ベアリング協会（World Bearing Association (WBA)）では、2006年の設立時から模倣品を含む知的財産の問題が重要関心事であり、日米欧共同で以下のような啓発活動等を活発に展開してきている。

¹⁵⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

○政策提言

模倣品が発生している国の政府に対してロビー活動を行い、制度や実態の改善等を要望している。

○政府との連携

模倣品が発生している国の税関など執行機関の職員に対して模倣ベアリングの最新トレンド、流通ネットワークに係る情報などを提供、より効果的な法執行について意見交換を行っている。

○メンバー間でのノウハウ等情報共有

会員間で、模倣品対策を含む知的財産関連の情報を交換している。

○消費者等啓発

日米欧で “One fake bearing could break your business.” という共通の標語を掲げて模倣品の危険性を訴えるパンフレットを 5 カ国語で制作し被害が発生している地域において顧客などへ配布している。近々もう 2 カ国言語を増やす予定。情報発信のため 4 カ国語 WEB サイト（ <http://stopfakebearings.com/> ）を設け、またビデオも制作し、動画共有サイトで公開している。

(3) (一社)日本自動車工業会（JAMA）

自動車業界では、特に、日本の世界市場シェアが大きい二輪車において、日本主導で早くから模倣品対策が取り組まれてきた。具体的には、2002 年 2 月に中国汽车工業協会（CAAM）と「日中二輪車産業界知的財産権プロジェクト」を立ち上げ、その後 2 年間にわたり、会員企業への知的財産の啓発を行い、調停組織の設置を実現した。また、東南アジアでは、インドネシア、マレーシア、タイ、台湾、フィリピンの各国自工会と共に「アジア二輪車産業連盟（FAMI）」を設立し、その中で「知財権タスクフォース」を設置して様々な活動を共同で展開している。

なお、JAMA では、模倣品問題に関し日米欧の自動車工業会メンバー同士での情報共有はおこなっているが、共同での活動はおこなっていない。

◆中国の模倣品対策活動団体との連携

○消費者啓発

QBPC と中国 IPG のモーターショーへの出展に協力し JAMA としてパネル展示やビデオの放映、啓発パンフレットの配布等を行っている。

◆中国の同業団体との連携

○メンバー間での情報共有、政策提言

1980年代以降、二輪車の生産量が急拡大した中国における模倣品問題に対して、2000年3月からJAMAは、CAAMに対し、会員企業への知的財産の啓発が必要であることを提案し、2002年2月に「日中二輪車産業界知的財産権プロジェクト」を立ち上げ、その後2年間にわたり以下の活動を行い、調停組織の設置を実現した。¹⁵¹

- ・類似意匠研究会・・・日中二輪車企業関係者間の“類似意匠の理解”と“商品開発プロセスでの意匠権侵害回避”のための知識の共有化を図った。

- ・日中二輪車業界知的財産シンポジウム・・・コピー車問題解決の端緒となるよう、中国の知財制度及び産業界知財管理の現状と課題について、見識者の知恵を集結し関係者間で知財権保護の必要性認識の共有化を図った。

- ・中国二輪車企業知財担当者訪日視察交流会・・・中国二輪車企業の知財担当者を日本へ招聘し、日本の知財関連施設、管理システムの視察、知財担当者との意見交換により知識の向上及び信頼関係の構築を図った。

- ・知財紛争調停組織の共同設置・・・二輪車の知財権問題を対象とした日中間、中中間紛争を短期間でかつ経済的な解決を図るため、裁判外紛争処理制度の制定と調停組織の設置を実現した。

2010年と2011年に、中国の四輪車のメーカーを対象とした知的財産シンポジウムをCAAMと共催した（ただし、模倣品はテーマにしておらず、主に日中の知的財産政策や知的財産に関する取り組み、日本企業が海外進出した際の経験等について中国企業と共有した）。

◆東南アジアの同業団体との連携

二輪車について、インドネシア、マレーシア、タイ、台湾、フィリピンの各国自工会と共に「アジア二輪車産業連盟（FAMI）」を設立しており、その中で「知財権タスクフォース」を設置して様々な活動を共同で展開している。

○政策提言

FAMI加盟団体のフィリピン二輪車工業会（MDPPA）と共に、意匠、特許、実用新案、商標などの知的財産権に関する法整備に取り組んでおり、日本を事例としてフィリピンに適した法制度を検討し、フィリピン特許庁に提案、導入が実現した。現在、フィリピンでの事例を受け、同様の依頼を他の加盟団体からも受けており、検討中。

¹⁵¹ (一社)日本自動車工業会 二輪車特別委員会 二輪車海外部会 知財WG「日中二輪車産業界知的財産権プロジェクト報告」より。＜<http://www.jama.or.jp/lib/jamagazine/200406/10.html>＞

○メンバー間でのノウハウ等共有

FAMI 総会において、日本の特許庁がまとめている「模倣品被害報告書」を JAMA が他の加盟団体に紹介している。

○消費者啓発

・ポスターキャンペーン

2006 年、FAMI 加盟の各団体が共通スローガンで純正部品の使用を啓発するポスターを制作している。直近では 2012 年に、模倣部品の危険性を啓発するポスターを制作した。

・知財権シンポジウム

2006 年より FAMI 加盟の各団体の持ち回りで、政府関係者や知財関係者、有識者、一般消費者を対象とした「知財権シンポジウム」を開催している。最も直近では、2015 年 3 月にバンコクで開催した。

・知財啓発ツール

FAMI において、JAMA が二輪車の正規部品と模倣部品を比較した結果をまとめた啓発用リーフレットを英語版で制作し、FAMI 加盟の各団体が各国の言語に翻訳して啓発活動を展開している。

経済産業省委託調査

平成 26 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業
海外の民間団体における模倣品等対策に関する調査
報 告 書

平成 27（2015）年 3 月発行

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号

電話：03-6733-1021 FAX：03-6733-1028

二次利用不可リスト

報告書の題名 平成26年度知的財産権ワーキング・グループ等
侵害対策強化事業 海外の民間団体における模倣
品等対策に関する調査報告書

委託事業名 平成26年度知的財産権ワーキング・グループ等
侵害対策強化事業 海外の民間団体における模倣
品等対策に関する調査

受注事業者名 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

頁	図表番号	タイトル
本報告書で引用している箇所（以下の図表・文章）は、引用の範囲を超える二次利用（営利目的を含む、自由な利用（転載・コピー・共有等）を行うこと。）は不可。（引用は構わない。）		
4-, 13-, 21-, 28-, 32-, 36-, 40-, 44-, 48-, 51-, 67-, 71-, 75-, 82-, 89-		各団体の「①団体概要」の表（引用元：各団体 ウェブサイト）
9-10		知的財産振興センターに関する表（引用元：I P F Cウェブサイト）
52-53		◆ Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU' s Creative の概要説明文章（引用元：Building a Digital Economy : The Importance of Saving Jobs in the EU' s Creative)
53		◆ Estimating the global economic and social impacts of counterfeiting and piracy の概要 説明文章（引用元：Estimating the global economic and social impacts of counterfeiting and piracy)
53-54		◆ Impacts on Governments and Jobs の概要説 明文章（引用元：Impacts on Governments and Jobs)
54-55		◆ Consumer attitudes and perceptions の概要 説明文章（引用元：Consumer attitudes and perceptions)
55-56		◆ Business perceptions: Counterfeiting and piracy global survey の概要説明文章（引用 元：Business perceptions: Counterfeiting and piracy global survey)

57		◆ 自由貿易圏 (Free Trade Zones) の概要説明文章 (引用元: 自由貿易圏 (Free Trade Zones))
57-58		◆ 犯罪収益 (Proceeds of Crime) の概要説明文章 (引用元: 犯罪収益 (Proceeds of Crime))
58		◆ 欧州における刑事制裁 (Criminal sanctions in Europe) の概要説明文章 (引用元: 欧州における刑事制裁 (Criminal sanctions in Europe))
58-59		◆ 通過貨物 (Goods in transit) の概要説明文章 (引用元: 通過貨物 (Goods in transit)) (引用元: 通過貨物 (Goods in transit))
59-62		◆ 簡素な包装 (Plain packaging) の概要説明文章 (引用元: 簡素な包装 (Plain packaging))
62-63		◆ Anti-counterfeiting 2014 - A Global Guide の概要説明文章 (引用元: Anti-counterfeiting 2014 - A Global Guide)
63-64		◆ The ICC Intellectual Property Roadmap の目次構成 (引用元: ICC BASCAPのウェブサイト)
78		◆ 行政官に対する研修 の概要説明文章 (引用元: IACCのウェブサイト)
79		◆ 中国大手ショッピングサイトと提携した安全なネットショッピングを提供する仕組み「IACC MarketSafe™」イニシアティブ の概要説明文章 (引用元: IACCのウェブサイト)
80		e) シンポジウム開催 の文章 (引用元: IACCのウェブサイト)
81		◆ 模倣品・海賊版販売業者への資金流入を阻止する仕組み「RogueBlock®」の構築 (引用元: IACCのウェブサイト)
84-85		b) 政策提言 の文章: (引用元: BSAのウェブサイト)
85-87		c) メンバー間でのノウハウ等共有 の文章 (引用元: BSAのウェブサイト)
87		d) 政府や関連団体等との連携 の文章 (引用元: BSAのウェブサイト)

(様式2)

87-88		f)消費者啓発 の文章（引用元：BSAのウェブサイト）
88		◆ 不正ソフトウェアの調査と削除要請 の文章（引用元：BSAのウェブサイト）
89-92		②会議開催経緯（引用元：Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracyのウェブサイト）
92-101		③直近の会議（第7回2013年4月開催）の概要（引用元：Global Congress on Combating Counterfeiting & Piracyのウェブサイト）